# 模擬国連研究雑誌 模擬国連の探求

2023年度秋会議編

発行:日本模擬国連代表部

利用に関する注意事項

本誌のうち、目次に挙げる各章の著作権は各章それぞれの寄稿者に属し、特に章の冒頭で氏名あるいは団体名を示している場合はその者あるいは団体が著作権者となる。その他の箇所の著作権並びに編集著作権は、日本模擬国連に属する。

本誌の自由な配布、閲覧を認める。ただし、営利利用はこれを認めない。

本誌の利用についてご質問がある場合は編集を担当する日本模擬国連代表部研究までお願いいたします。

連絡先:research.dept.jmun@gmail.com

#### はしがき

模擬国連は議論、交渉をはじめとした多くの能力を必要とする活動である。模擬国連の能力を十分に習得するためには経験の積み重ねが重要となるため、それらの能力は基本的には模擬国連の実践の中で鍛えられる。しかし、模擬国連の実践たる模擬国連会議のほとんどは、文章として記録に残されることなく、ただ参加者の記憶に保存され、各々個人の反省に活かされるに過ぎない。また、各々個人の反省の結果として各々が行った数多の考察についても、共有を行う場が十分ではないと言わざるを得ない。そのため、模擬国連の実践について考察しようにも、自身の経験という限界が存在してしまうことになる。

文章として模擬国連会議とそれに関する考察を記録に残すことは、模擬国連に関する考察の幅を広げ上記の限界を克服するための材料となるだけでなく、それ自体、模擬国連の実践をどのように具体化するかという作業を通じた、模擬国連とは何かという探求となるだろう。以上の考えから、日本模擬国連会員有志により『模擬国連の探求』は始められた。この度日本模擬国連は上記の趣旨に賛意を示し、『模擬国連の探求』をより広範かつ包括的な模擬国連に関する会員の探求のプラットフォームとすることを決意し、その編集と発行を引き継いで行うこととなった。

本誌が、模擬国連の探求と発展の礎となることを願ってやまない。

## 目次

利用に関する注意事項	1
はしがき	2
模擬国連の軌跡	4
京都研究会 秋会議『コンゴ動乱』	5
国立研究会 秋会議『難民の地位に関する条約』	9
神戸研究会 秋会議『第三次インド=パキスタン戦争』	24
名古屋支部 後期会議上級生議場『アパルトヘイト』	29
日吉研究会 秋会議上級生議場『ボスニア・ヘルツェゴビナ情勢』	40
早稲田研究会 秋会議『カンボジア情勢』	47
東日本事務局 五研新メン会議『障害者権利条約』	51
東日本事務局 五研新メン会議『ルワンダ情勢』	54
東日本事務局 五研新メン会議『ラテンアメリカにおける核兵器の禁止に関する条約へ	
テロルコ条約~』	66
模擬国連研究所 論題『インフォーマルについて』	86
モデ舟	87
"ロジックを策定する"に関するフォローアップ	93
インフォーマル(モデ)を価値あるものとするために	94
名誉ある諸会員による寄稿	98
模擬EU 2023『欧州連合環境閣僚理事会』	99
コラム連載	105
国際法勉強会の活動報告	100
〈11月18日分テーマ:リビア=チャド領土紛争事件〉	106
石塚旦のクソデカ独り言	114
出口の大きな独り言 一神メンってなんなんー	115
編集後記	116
	110

模擬国連の軌跡 『模擬国連の軌跡』では、各時期に日本模擬国連その他で開催された模擬国連会議の 記録を掲載する。

### 京都研究会『コンゴ動乱』

会議監督:フィーリー恵美利

#### 1. 会議概要・目的

【コンセプト『狼貧虎視』の意味とこの言葉にした理由】

コンセプトにした『狼貧虎視』という言葉には沢山の解釈があると思います。私はこの言葉を『狼のように貧欲で野心をもって、無道な狼と虎のようにあらゆる手段を模索しながら、虎が獲物を狙うように目的意識を常に高く持ち続け目的を達成する。』というふうに解釈しました。

コンセプトを『狼貧虎視』にした理由を一言でいうなら「目的意識を高く持つこと」を伝えたかったからです。せっかく立てた目標を達成できないときの要因はいくつかありますが、その一つに「目的意識を高く持っていなかった」というのがあると思います。なので、

今回の新メン会議で目的意識を高く持ち、自分が立てた目標を達成し成功体験を積み、自信をもって旧メンになってもらいたいと考えたからです。参加者の皆さんには模擬国連をする目的や国益、前期会議や関西大会出できた反省点を目的として常に強く意識し続けて、その目的を達成するために野心を持ちつつあらゆる手段を考えて(その目標を)今回の新メン会議を通じて達成してもらいたいと考えたからです。

#### 【議題を「コンゴ動乱」にした理由】

大きな理由は3点あります。

①一年間の議題のバランス

新メンにはあらゆる議題に触れてほしいと考えており、研究会会議の一年間の議題のバランスを考えたところ情勢系の会議がなく、作りたいと考えたため。

②人数の関係

情勢系の会議といえば安全保障理事会が議場であるというイメージが強く、もともとは安全保障理事会を模擬する予定でした。しかし研究会会議の一年間の人数のバランスを考えたところ、全員がシングルデリの議題がなく、安全保障理事会では議席数の関係から参加者がペアになってしまうので、国連緊急特別総会を模擬することに決定しました。

③過去に会議を作った先輩が身近にいてくれたから

一年間のフロントを考えてみたところ、他の会議ではフロントに先輩がいたので、来年引き継ぎを行う際にフロントに先輩がいない会議の意見もあった方がいいなぁーと思ったので、フロントに先輩を呼びませんでした。しかし、不安すぎるので今まで議題を作ったことがある先輩と連絡先がつながっているような議題がいいと考え、コンゴ動乱になりました。

バランスバランスってうるさくてすみません!その他理由としては、京都研究会の新メン会議と言えば情勢系が伝統?だろ!とか前期会議でインフォーマルを強化して、新メン会議でコーカスを強化したいなぁーと考えたことが挙げられます。

2. 会議の経過、成果文章について

【事前会合の流れ(論点TT案採択まで)】

陣営内調整

西側+ハマーショルド→ベルギー・ハマーショルド・UK中心

東側→ポーランド・USSR中心

AA→セイロン・UAR・リビア中心

ラテンアメリカ→エクアドル中心

・ ポーランドとユーゴが論点案を一覧にし、全体で議長の進行をもとに論点案の確認が行われる。

西側案(西側+ハマーショルド)とAA案(AA+東側)が採択にかけられる。

5

西側案(西側+ハマショ)が一票差で否決。AA案(AA+東側)が一票差で採択される。

#### 【本会合の流れ】

ベルギーとポーランドによる論点TT案改正が行われ、採択される。

・ 論点案をもとにインフォーマルで議論を行われる。

```
論点案
```

大論点① カタンガにおけるベルギー人「技術者」の実態と正当性について

中論点① カタンガにおけるベルギー人技術者の実態及び1960年7月14日、7月22日及び8月9日の安全保障理事会決議の解釈について

中論点② 技術者の正当性について

中論点③ 領土保全及び政治的独立のために関係国に求める措置

大論点② コンゴ国連軍のクーデター関与について

中論点① PKOの原則や目的の確認

中論点② 今回のコンゴ国連軍はクーデターにどのように関与しているのか

中論点③ 今後のPKOの在り方について

大論点③ コンゴ基金の設置について

中論点① コンゴ支援に必要な要素・目的について

中論点② 国連の支援の在り方について

\* インフォーマルの議論をもとにコーカスで議論を行われる。 陣営内調整

西側→ベルギー中心

東側→ポーランド・USSR中心

AA→セイロン・UAR・チュニジア中心

ラテンアメリカ→エクアドル中心

↓ セイロンとチュニジアにより全体で決議文書の確認を行われる。

DRチュニジア案が提出される。

・ チュニジア案に対してのアメンドが作成される。

↓ アメンドbyアメリカ

ノフマー Uyノファ マハコロ ハオ

アメンドbyソ連

アメンドbvチュニジア

アメンドbyポーランド

以上4つのアメンドが提出され、アメンドbyアメリカとアメンドbyチュニジアが採択される。

最終的なDRチュニジア案が採択にかけられ採択される。

#### 最終的な決議文書

総会は、

コンゴ共和国における事態を審議し(Having examined),

1960年7月14日、7月22日および8月9日付の安全保障理事会議決議に留意し(Bearing in mind),

コンゴ共和国で継続する不満足な経済的および社会的状況を認識し(Recognizing),

コンゴの統一、領土保全および政治的独立の維持、コンゴ人民の福祉の保護および増進、ならびに国際の平和の保護のためにコンゴに対する他国の不適当な干渉および侵略を行わないこと、並びに国際連合がコンゴ中央政府への援助続けることを認識し(Recognizing)、

国連憲章第100条を想起し(Recalling)。

事務総長のコンゴに対する過去の判断と行動を確認し(Affirms),

- 1.1960年7月14日、7月22日および8月9日付の安全保障理事会決議が履行されていることを支持する(Supports),
- 2. 事務総長に対し、前述の決議の文言に従った精力的な行動をとり続け、コンゴ共和国全土の法と秩序の回復および維)ついて、コンゴ政府を援助し続け、また、国際の平和と安全のためにコンゴの統一、領土保全および政治的独立を保護するよう要請する (Urges),
- 3. コンゴ共和国内のすべてのコンゴ人に対し、適切な場合には、調停を目的として、コンゴ の統一と 領土保全のために平和的手段によってすべての国内紛争のすみやかな解決 を求めるよう呼びかける (Calls upon),
- 4. すべての加盟国政府に対し、前文において言及された目的の達成に可能なかぎりの援助を与えるために、中央政府の管理のもと国際連合との協議の上で利用される国際連合コンゴ基金を迅速に設置する必要性を確認する(Affirms)
- 5. 国際連合コンゴ基金を設置する場合、各加盟国の主権および自由な援助を阻害しないかぎりで、各加盟国から自発的拠出をするように促す(Encourages)、
- 6. 以下のことを強く要請する(Urges),
- a. すべての国家に対し、法と秩序の回復とコンゴ共和国政府による権限の行使を妨害するおそれのあるあらゆる行動を差し控え、また、コンゴ領土保全及びコンゴの主権、並びに政治的独立を損なうようなあらゆる行動を差し控えること;
- b. すべての加盟国に対し、国際連合憲章第25条および第49条に従って、安保理の決定を受諾しかつ履行し、また、安保理が決定した措置を履行するに当たって相互援助を与えること;
- 7. コンゴ共和国の主権的権利を侵害することなく、すべての国家に対し本決議1960年7月 14日、7月 22日および8月9日付の安全保障理事会決求める国際連合からの事務総長を通じた要請にもとづく場合を除いて、国際連合を通じた暫定的な軍事援助の期間中、コンゴにおいて武器またはその他の戦争物資および軍事要員ならびにその他の軍事目的の援助を直接に及び間接的に提供するのを差し控えるよう要求する(Calls upon).

#### 3. 会議統括・課題

#### 【会議総括】

反省点としてはインフォーマルでの議論が最後のコーカスで蒸し返されている場面が少し見受けられたことが挙げられます。最後のコーカスの前に今までの議論でなされた合意提案とインフォーマルの議論を振り返る時間を設けた方が良かったと思いました。

沢山の方が根拠をもって主張することが出来ていて素晴らしかったです!そして30分のメンターを100回以上行うなど、全体的に本当に沢山の時間を割き、会議準備をしたうえで参加してもらえた事がすごく嬉しかったです。

アプライしてくださった参加者のみなさん。そして、一緒に会議を作成してくれた議長の川西爽登、セクレタリーの前野且規、同じくセクレタリーの堂本修寿に感謝します。 すごい偉そうですみません!ご覧いただきありがとうございました。

### 国立研究会秋会議『難民の地位に関する条約』

会議監督:岩瀬彩良

#### 1. 会議概要・目的

#### 【会議設定】

議題: 難民の地位に関する条約 (Convention on the Status of Refugees)

議場:全権委任会議(Conference of the Plenipotentiarities)

設定日時:1951年7月2日~7月25日

#### 【会議コンセプト】

"Face it till you make it."

このコンセプトには、この会議を、深刻な国際問題に向き合い、真剣に考える場、又はそのきっかけにしてほしいという思いを込めた。模擬国連は、ゲーム性がその魅力の一つであり、それが好きで続けている人も一定数存在するし、模擬国連が「強い」といわれる人はむしろその傾向にあると感じている。今年度の国立研究会の前期会議「中国代表権問題」はその最たる例だろう。その一方で、模擬国連には「国際社会における問題に向き合い、議論する」ことができるという魅力もある。もぎこっか一の皆様には、どちらの理由で模擬国連を続けている方も、これ以外の魅力を見出している方もいらっしゃるかと思うが、本会議においては、参加者の皆様に「国際問題に向き合う」ということを考え、実践してみていただくことをコンセプトとしていた。難民問題は、その性質は変化し続けているとはいえ現代においても深刻な問題であるため、比較的実践がしやすいと考え議題として採用した。また、このコンセプトには「自分自身と向き合う」という意味も込めていた。向き合い、考えるだけでは不十分でもある。コンセプトの最後に"make it"とある通り、国益を達成する、もしくはその他の目標を達成するまでそれに向き合い何かしらのアクションを起こし続けるということも、自信の成長につなげるためには必要なことだ。自分に、そして国際問題に向き合うことを通して出たことに意味があったと感じていただけた会議になっていれば幸いである。

#### 【議題について】

本会議の議題は、1951年に採択された「難民の地位に関する条約(以下、「難民条約」とする)」である。1940年代、第二次世界大戦によって難民が急増し、難民に関する意識が国連加盟国の間で高まった。第一次世界大戦後にも「難民の国際的地位に関する協約」等で特定の難民集団に対しては規定がなされていたが、これは当然第二次世界大戦によって生まれた難民を含むところではなく緊急保護の為には適用範囲の拡大が必要であった。

また、第二次世界大戦終結後の1948年には、「世界人権宣言」が採択され、すべての人

に対する基本的人権の尊重、そして第十四条において迫害からの庇護を求め享受する権利があることが確認された。これによりさらに、難民の基本的人権保障に対する意識が高まることとなった。これらに基づいて、1951年に国際会議が開かれ「難民の地位に関する条約」の草案が議論された。

#### 【目的·目標】

#### 新メンに対して

秋会議は、関西大会が終わって初めての会議である。関西大会から少し時間が経ってはいるが、新メンには関西大会で得たものを活かし、独り立ち・自立を目標として会議に臨んでもらうこととした。また「向き合う」という点では、新メンには関西・SSを経て自分はどう成長したのか、何が足りていないのかといったように自分の能力と向き合い、今後の会議につなげてもらうことも目的とした。会議行動面においては、インフォーマルでの議論の強化を目標としていた。今年度の国立研究会においては前期会議までコーカスに重点を置いた会議を実施していたため、このような目標を設定した。

#### ・旧メンに対して

関西大会で目標をあまり達成できなかった人もいれば、自分の成長を感じられた人もいるだろう。どちらにせよ、季節や忙しさなどの面から中だるみしがちな秋会議において、雑に取り組まずにこれまで得たものを活かしてもらうことを目標においた。

#### ・老神メンに対して

自分というよりも、難民問題に向き合って欲しいと考えていた。おそらく自分の模擬のスタイルも確立しパターン化され、勝ち方が分かってしまっている方が多いだろう。国としての動きは出来上がっていると思うので、少し趣向を変えて、個人としてこの問題に向き合ってもらうことを目標とした。

#### ・全体に対して(あれば)

コンセプトに"make it"とある通り、デリには国益以外の「何か」をひとつでいいので具体的な目標として定め、「達成」してほしいと考えていた。会議行動の仕方に限らず、精神的なことでもいい。この会議に出たことに意味があったと、向き合うことを通して感じてもらうことを目的としていた。また、条約草案をもとにある程度文言ベースの議論進行を導入することによって、文言に向き合ってもらうというところにも重点を置いた。

#### 2. 会議の経過、成果文書について

#### 論点設定

#### 大論点1 難民の定義

- ・小論点1 地理的制限を加えるべきか否か
- ・小論点2 迫害の理由たり得るものはなにか

#### 大論点2 庇護について

- ・小論点1 迫害からの庇護を規定すべきか否か
- ・小論点2 追放及び送還の禁止についてどのような例外が存在しうるか

本会議では、議論議論は行わず、フロントが設定した論点に従って議論を行った。そうすることで、デリには難民問題により多くの時間向き合ってもらうことができると考えたためである。それぞれの大論点で、難民条約の主要な2要素を取り上げた。

大論点1においては、難民の定義がどのように規定されるべきかについて議論を行った。

小論点1では、難民の定義に地理的制限が加えられるべきか否かについて話し合い、条約上の難民をヨーロッパで発生した難民に限定するか、限定せずに普遍的な定義を採用するかという点において対立を見込んでいた。

小論点2は、難民が迫害を受ける理由としてふさわしいものは何かという議論を行う論点であった。史実では、第1条A項(2)の「人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会集団に属している」という部分に当たる。

また、この論点においては、迫害(persecution)の定義についても議論がなされる余地があると想定していた。迫害の定義は国際法上の規定がなく、後年、それまでの法律及び経験からその意味が導き出されているという解釈や、新しく生じる迫害の形態も補うことができるように意図的に定義をしなかったという解釈等がなされている。いずれにしても「迫害」という言葉に関してはまだ定義がなされていないため、本会議において議論が発生する可能性もあると考えていた。

大論点2においては、難民に与えられる庇護について議論を行った。

小論点1では、世界人権宣言の第14条にある「迫害からの庇護」という規定を難民条約に入れるべきか否か、入れるとすればどのように規定するべきかについて取り上げた。この論点は、各国間の意見の不一致の影響などから史実の全権委任会議においては議論されていないものであるが、世界人権宣言時点で、また後年に議論が行われていること(領域内庇護宣言など)を踏まえ、論点として設定した。

この小論点における議論内容についてもう少し詳細に説明する。そもそも難民が難民として庇護国に受け入れられるためには、庇護国に対して難民(庇護)申請をして、認定されるというプロセスが必要である。UNHCRによれば、難民は認定によって難民となるのではなく、難民条約上の定義を満たしているものはその時点で難民であるといい、認定はあくまで難民であることを宣言するものにすぎないとしている(そのため追放・送還の禁止は迫害から逃げ

てきた人たちほぼ全員に対して適用される)。しかし、現実には、難民認定が認められるまでは庇護申請者に対して何らの義務も負わないとする政府が多い。また、難民の定義に関する解釈は各国の裁量に委ねられているため、ある庇護申請者が認定条件を満たさないと判断するだけで、当該締約国は難民条約上の一切の義務を免れることも理論上は可能である。これらを踏まえ、この規定を条約に入れるべきか議論することで、難民認定を受ける前(難民(庇護)申請前、申請中)の難民に庇護を積極的に与えるかどうかについて議論することを意図していた。

また、庇護という概念の法的性質については、どの主体の権利にあたるのかという点で 長年議論が行われてきた。世界人権宣言の第14条では「全ての者が迫害からの庇護を求め かつ享受する権利」というように個人の権利であると規定されたが、一方で庇護の付与は国 家の権利であるとする考え方も世界人権宣言の起草時から存在した。この双方の視点を 持ったうえで、迫害からの難民の庇護を規定するのが自国にとって望ましいのかをデリの皆 様には考えていただいた。

小論点2においては、難民条約の大きな特徴である追放及び送還の禁止、いわゆるノン・ルフールマン原則について扱った。といっても、ノン・ルフールマンは第二次世界大戦中のユダヤ人難民受け入れの拒否事例などを受けて議論に挙がったものであり、史実会議以前にすでに国際社会において確立していた概念であったため、本会議においてはその例外規定について議論を行うこととした。

#### [条約草案と修正提案について]

本会議においては、デリ対して事前に条約草案を配布した。デリにはそれを受けて会議前に修正提案を提出してもらい、会議当日は論点ごとにそれらをベースにして議論を進める形をとった。

条約草案においては、前文に加え、難民の定義について規定した第1条と、庇護に関する第31条、追放に関して述べた第32条~第34条を変更可能条文とした。以下に本会議における条約草案と史実において採択された難民条約の条文を比較する(前者は史実の条約草案に基づいて作成したものである)。内容が異なる部分には下線を引いている。なお、第1条については条文が長いためA項(2)とC項に限って比較することをご了承いただきたい。

#### 第1条A項(2) 難民の定義

	文言
本会議の条約草案	1951年1月1日前に生じた事件の結果として、かつ、人種、宗教、国籍または政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、かつ、そのような恐怖のため又は個人的な都合以外の理由のため、その国の保護を利用することができないか、若しくは利用することを望まない者、又は国籍を有せず、かつ、その者の従前の常居所のある国の外にあり、かつ、そのような恐怖のため又は個人的な都合以外の理由のため、その国に戻ることができないか、若しくは戻る

	ことを望まない者。(以下省略)
史実条約	1951年1月1日前に生じた事件の結果として、かつ、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者。(以下省略)

### 第1条C項(史実第1条D項) 難民の定義(例外規定)

	文言
本会議の条約草案	この条約は、国際連合難民高等弁務官以外の国際連合の機関の 保護または援助を現に受けている者については、適用しない。
史実条約	この条約は、国際連合難民高等弁務官以外の国際連合の機関の保護または援助を現に受けている者については、適用しない。  これらの保護または援助を現に受けている者の地位に関する問題が国際連合総会の採択する国連決議に従って最終的に解決されることなくこれらの保護または援助の付与が終止したときは、これらの者は、その終止により、この条約により与えられる利益を受ける。

### 条約草案第31条(史実第30条) 迫害からの庇護

	文言
本会議の条約草案	1 締約国は、難民を含むすべての人が、迫害を免れるために他国 に避難することを求め、かつ、避難する権利を有することを再確認 する。 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則 に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできな い。

史実条約	(なし)
世界人権宣言	1 <u>すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、享受する権利を有する。</u>
	2この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

### 条約草案第32条(史実第31条) 避難国に不法にいる難民

	文言
本会議の条約草案	<ol> <li>締約国は、許可なく当該締約国の領域に入国しまたは許可なく当該締約国の領域内にいるものに対し、不法に入国しまたは不法にいることを理由として刑罰を科してはならない。ただし、当該難民が遅滞なく当局に出頭し、かつ、不法に入国しまたは不法にいることの正当な理由を示すことを条件とする。</li> <li>締約国は、1の規定に該当する難民の移動に対し、必要な制限以外の制限を課してはならず、また、この制限は、当該難民の当該締約国における滞在が合法的なものとなるまでの間または当該難民が他の国への入国許可を得るまでの間に限って課することができる。締約国は、1の規定に該当する難民に対し、他の国への入国許可を得るために妥当と認められる期間の猶予及びこのために必要なすべての便宜を与える。</li> </ol>
史実条約	1 締約国は、その生命または自由が第1条の意味において脅威に さらされていた領域から直接来た難民であって許可なく当該締約国 の領域に入国しまたは許可なく当該締約国の領域内にいるものに 対し、不法に入国しまたは不法にいることを理由として刑罰を科して はならない。ただし、当該難民が遅滞なく当局に出頭し、かつ、不 法に入国しまたは不法にいることの相当な理由を示すことを条件と する。 2 (条約草案と同様のため省略)

条約草案第33条(史実第32条) 追放

	文言
本会議の条約草案	1 締約国は、国の安全または公の秩序を理由とする場合を除くほか、合法的にその領域内にいる難民を追放してはならない。 2 1の規定による難民の追放は、法律の定める手続に従って行われた決定によってのみ行う。1に規定する難民は、追放される理由がないことを明らかにする証拠の提出並びに権限のある機関またはその機関が特に指名する者に対する不服の申立て及びこのための代理人の出頭を認められる。 3 締約国は、1の規定により追放されることとなる難民に対し、他の国への入国許可を求めるのに妥当と認められる期間の猶予を与える。締約国は、この期間中必要と認める国内措置をとることができる。
史実条約	1 締約国は、国の安全または公の秩序を理由とする場合を除くほか、合法的にその領域内にいる難民を追放してはならない。 2 1の規定による難民の追放は、法律の定める手続に従って行われた決定によってのみ行う。国の安全のためのやむを得ない理由がある場合を除くほか、1に規定する難民は、追放される理由がないことを明らかにする証拠の提出並びに権限のある機関またはその機関が特に指名する者に対する不服の申立て及びこのための代理人の出頭を認められる。 3 (条約草案と同様のため省略)

### 条約草案第34条(史実第33条) 追放及び送還の禁止

	文言
本会議の条約草案	締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍また は政治的意見のためにその生命または自由が脅威にさらされるお それのある領域の国境へ追放しまたは送還してはならない。

#### 中実条約

1 締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍<u>もしくは特定の社会的集団の構成員であること</u>または政治的意見のためにその生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放しまたは送還してはならない。

2 締約国にいる難民であって、当該締約国の安全にとって危険であると認めるに足りる相当な理由がある者または特に重大な犯罪について有罪の判決が確定し当該締約国の社会にとって危険な存在となった者は、1の規定による利益の享受を要求することができない。

#### [事前準備]

前述した条約草案に対する修正提案は、会議の2日前まで受け付けた。締め切りまでに16か国から38案が提出された。会議前日にフロントがこれらの修正提案をまとめ、条約草案と比較した文書を配布した。各国はそれをもとにスタンスの類似点や相違点を分析し、当日の会議行動やグルーピングの参考にしながら最終的な戦略の調整をした。修正提案の大まかな内容については、インフォーマルの経過を述べる際に扱う。

#### [ロビイング]

ロビイングでは、各国がヨーロッパ諸国、アラブ諸国、南北アメリカ地域といったように地域 ごとに分かれてスタンスの共有を行っていた。インフォーマルの論点はそれぞれが違う対立 軸を生むものだったということもあり、論点の陣営ごとに固まるというよりは地域ごとのスタンス 確認が目立った。

#### [インフォーマル]

論点ごとに順を追っておおまかな議論の流れを説明する。

大論点1-小論点1では、事前に数か国から条約草案に対して難民の定義を欧州で発生した難民に限定するという旨の修正提案が提出されており、それに基づいて議論が進行した。地理的制限を加えたい国は、自国の難民受け入れキャパシティの限度や、会議時点における難民の性質として欧州において発生したものが多数であるといった根拠に基づいて主張した。それに対して地理的制限を加えず普遍的な難民の定義を採用したい国は、条約の普遍性や人権保護、法の下の平等などを根拠に主張を行った。また、中東などヨーロッパ域外において発生している難民についても言及があった。議論は平行線をたどり、合意が生まれることなくこの論点は終了した。

小論点2では、迫害の理由たり得るものについて事前に出された修正提案を一つずつ処理していく形で議論が進んだ。提案内容に関して、またその文言についての前提の共有や認識の一致に時間がかかり、議論は紛糾した。この論点からは、用意した文言や主張に関してはきちんと根拠をもって説明ができるようにしておく必要があるという反省を得ることができたと考えている。ただ、修正提案のうちいくつかの文言は主文及び前文に反映されたため、議論の成果があったといえる。

大論点2-小論点1は、二項対立ではなく、各国の立場は庇護権が国家の権利であるという主張と個人の権利であるという主張のグラデーションであった。3つの修正提案が事前に提出された。修正提案の1つは、迫害からの庇護の規定の全削除であり、この主張は庇護権が国家の権利であり規定の明記は国家の管轄権のぶつかり合いを引き起こしかねないという主張に基づいて行われた。2つ目は、庇護権は個人の権利であり、難民の庇護は国家の義務であるという内容であった。そして3つ目は、庇護権は個人の権利であるが、国家の庇護義務は明記せず、国家の主権を守る意図を持つものであった。議論を通して、多くの国が国家に難民の庇護義務が課されることに対して懸念を抱いているということが明らかになり、最終的にコーカスにおいてこの規定は削除されることとなった。

小論点2では、修正提案を一つずつ処理していく形で議論が進んだ。議論が押していたため十分に時間が取れず、それぞれの修正提案に対する質問のみ解消する方法をとった。そのため、この論点では特に合意や共通認識は生まれず、多くの対立点を残したまま自由交渉に移行することとなった。

#### [コーカス]

インフォーマル中に裏交渉にてたたき台とする文言案やコーカスの進め方について各国間で合意がなされていたため、非常にスムーズに交渉が始まった。初めに、修正提案が多く出ている大論点1小論点2と大論点2小論点2の内容を個別に交渉し、次に大論点1小論点1と大論点2小論点1の内容をシッティングコーカスで議論するという流れで進んだ。インフォーマルにおいて時間のなさから十分に争点の明確化がなされないままコーカスに移行したこともあり、大論点2小論点2に該当する追放及び送還の禁止の例外規定、また大論点2小論点1の迫害からの庇護について各国が合意に至るまで時間がかかった印象だったが、各国の努力により時間内にDRが提出された。

#### [投票]

本会議においては採択要件をコンセンサスに設定していた。投票に入る前にエジプト・イラクが退席をし、その後コンセンサスでDRが採択された。この2か国の退席理由は2点あった。1点目は、大論点1小論点1で議論された地理的制限が第1条B項に明記される結果となったため条約の普遍性が担保されていないことに関して強い懸念を抱いていたこと。2点目は、難民の地位の保護また受け入れそのものに対して困難を抱えている自国の国内情勢であった。この2か国については、難民条約への立場がパレスチナにて発生しているアラブ系の難民を受け入れるかどうかに大きく関わってくるため、退席をすることで自国の立場を明確に示したといえる。

#### [成果文書]

#### DR 1

締約国は、国際連合憲章及び1948年12月10日に国際連合総会により承認された世界人権宣言が、人間は基本的な権利及び自由を差別を受けることなく享有するとの原則を確認していることを考慮し、

国際連合が、さまざまな機会に、最近では総会決議319 A (IV)において、難民に対する深い関心を表明し並びに難民に対して基本的な権利及び自由のできる限り広範な行使を保証することに努力してきたことを考慮し、

経験に照らせば、国際条約の採択は、難民にかかる権利の行使を保証する最も効果的な方法の一つであると思われることを考慮し、

さらに、難民の保護に関する従前の国際協定を修正し及び統合すること並びにこれらの文書の適用範囲及びこれらの文書に定める難民の保護を新たな協定において拡大することが望ましいと考え、

難民の権利を保護するための、国際的な広がり及び国際的な性格を有すると国際連合が認める問題についての解決は国際協力なしには得ることができないことを考慮し、

難民の権利を十分に保護するためには、国際的に難民による負担の分担を行なう必要があることを確認し、

この条約の適用を監督するために国際連合難民高等弁務官を必要とすること、及びこの条約の効果的な実施は、高等弁務官に対する各国の全面的な協力及び広範な国際協力の措置にかかっていることを考慮し、

国際連合難民高等弁務官が難民の保護について定める国際条約の適用を監督する任務を有していることに留意し、また各国と国際連合難民高等弁務官との協力により、難民問題を処理するためにとられる措置の効果的な調整が可能となることを認め、

この条約が、締約国の義務には影響しない形で、将来の普遍的な難民の権利保護のための模範となるべきことを表明し、

締約国が国連総会の決定もしくは勧告と抵触しない範囲で、条約の下で定義されない難民を保護する場合、この条約の下の権利および利益を適用することを大いに期待し、

世界人権宣言14条に規定される、迫害から逃れるための庇護の権利の保障が重要であることを認識し、

次のとおり協定した。

第1章 一般規定

第1条【「難民」の定義】

Aこの条約の適用上、「難民」とは、次の者をいう。

- (1)1926年5月12日の取極、1928年6月30日の取極、1933年10月28日の条約、1938年2月10日の条約、1939年9月14日の議定書または国際避難民機関憲章により難民と認められている者。国際避難民機関がその活動期間中いずれかの者について難民としての要件を満たしていないと決定したことは、当該者が(2)の条件をみたす場合に当該者に対し難民の地位を与えることを妨げるものではない。
- (2)1951年1月1日前に生じた事件の結果として、かつ、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、または政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、かつ、そのような恐怖のため又は個人的な都合以外の理由のため、その国の保護を利用することができないか、若しくは利用することを望まない者、又は国籍を有せず、かつ、その者の従前の常居所のある国の外にあり、かつ、そのような恐怖のため又は個人的な都合以外の理由のため、その国に戻ることができないか、若しくは戻ることを望まない者。二以上の国籍を有する者の場合には、「国籍国」とは、その者がその国籍を有する国のいずれをもいい、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するという正当な理由なくいずれか一の国籍国の保護を受けなかったとしても、国籍国の保護がないとは認められない。
- B(1)この条約の適用上、Aの「1951年1月1日前に生じた事件」とは、次の事件のいずれかをいう。
- (a)1951年1月1日前に欧州において生じた事件
- (b)1951年1月1日前に欧州または他の地域において生じた事件

各締約国は、署名、批准または加入の際に、この条約に基づく自国の義務を履行するに当たって(a)または(b)のいずれの規定を適用するかを選択する宣言を行う。

- (2)(a)の規定を適用することを選択した国は、いつでも、(b)の規定を適用することを選択する旨を国際連合事務総長に通告することにより、自国の義務を拡大することができる。
- (3)この規定は、(a)の規定を適用することを選択した国が、欧州以外で発生した事件の結果として生じた難民の受け入れを必ずしも妨げるものではない。

#### C

- (1)この条約は、国際連合難民高等弁務官以外の国際連合の機関の保護または援助を現に受けている者については、適用しない。
- (2)国際連合総会が採択した関連決議に従って当該者の地位が確定的に解決されることなく、当該保護又は援助が理由のいかんを問わず停止されたときは、当該者は事実上この条約の利益を受ける権利を有する。
- DAの規定に該当する者についてのこの条約の適用は、当該者が次の場合のいずれかに該当する場合には、終止する。
  - (1) 任意に国籍国の保護を再び受けている場合 (2)国籍を保持しておらず避難 先の国で国籍取得した場合 (3)避難先からまた別の新たな国籍を取得し、か つ、新たな国籍国の保護を受けている場合 (4)迫害を受けるおそれがあるとい う恐怖を有するため、定住していた国を離れまたは定住していた国の外にとど まっていたが、当該定住していた国に任意に再び定住するに至った場合 (5) 難民であると認められる根拠となった事由が消滅したため、国籍国の保護を 受けることを拒むことができなくなった場合 ただし、この(5)の規定は、A(1)の 規定に該当する難民であって、国籍国の保護を受けることを拒む理由として 過去における迫害に起因するやむを得ない事情を援用することができる者に ついては、適用しない。(6)国籍を有していない場合において、難民であると 認められる根拠となった事由が消滅したため、常居所を有していた国に帰ることできるとき。ただし、この(6)の規定は、A(1)の規定に該当する難民であって、常居所を有していた国に帰ることを拒む理由として過去における迫害に起 因するやむをえない事情を援用することができる者については、適用しない。

Eこの条約は、居住国の権限のある機関によりその国の国籍を保持することに伴う権利及び義務と同等の権利を有し及び同等の義務を負うと認められる者については、適用しない。

Fこの条約は、次のいずれかに該当すると考えられる相当な理由がある者について

は、適用しない。(a)平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪に関して規定する国際文書の定めるこれらの犯罪を行ったこと。(b)難民として避難国に入国することが許可される前に避難国の外で重大な犯罪(政治犯罪を除く)を行ったこと。(c)国際連合の目的及び原則に反する行為を行ったこと。

(第2条~第30条までは変更不可能条文としたため省略する。)

第31条【避難国に不法にいる難民】1締約国は、許可なく当該締約国の領域に入国しまたは許可なく当該締約国の領域内にいるものに対し、不法に入国しまたは不法にいることを理由として刑罰を科してはならない。ただし、当該難民が遅滞なく当局に出頭し、かつ、不法に入国しまたは不法にいることの正当な理由を示すことを条件とする。2締約国は、1の規定に該当する難民の移動に対し、必要な制限以外の制限を課してはならず、また、この制限は、当該難民の当該締約国における滞在が合法的なものとなるまでの間または当該難民が他の国への入国許可を得るまでの間に限って課することができる。締約国は、1の規定に該当する難民に対し、他の国への入国許可を得るために妥当と認められる期間の猶予及びこのために必要なすべての便宜を与える。

#### 第32条【追放】

- 1締約国は、国の安全または公の秩序を理由として処罰された場合を除くほか、合法的にその領域内にいる難民を追放してはならない。
- 21の規定による難民の追放は、法律の定める手続に従って行われた決定によってのみ行う。1に規定する難民は、追放される理由がないことを明らかにする証拠の提出並びに権限のある機関またはその機関が特に指名する者に対する不服の申立て及びこのための代理人の出頭を認められる。
- いずれの場合にも、追放は、個人に対してのみ適用される。追放は、省令あるいは法律によって定められた手続きによってのみ行い、また追放される者に伝達されなければならない。
- 3 締約国は、1の規定により追放されることとなる難民に対し、他の国への入国許可を求めるのに妥当と認められる期間の猶予を与える。締約国は、この期間中必要と認める国内措置をとることができる。
- 第33条【追放及び送還の禁止】1締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍または政治的意見のためにその生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ強制的に追放し、または送還してはならない。
- 2 難民が居住している締約国の安全にとって危険であるとみなす合理的な理由がある場合、または当該締約国において特に重大な犯罪について有罪な判決が確定し当該締約国の社会にとって危険な存在となった場合には、1の規定による利益の享受を

要求することができない。

(第34条~第46条は変更不可能条文としたため省略する。)

成果文書については、ほとんど史実の難民条約通りの文言が採用され、若干新規文言が追加される形となった。史実条約から変更された内容を大まかに説明すると、前文では5段において条約草案にあった難民の保護が国家にとって負担となることがあるという旨の文言が削除されたのに加え、複数段にわたって難民の権利保護の重要性を示す文言が新規追加された。主文においては、第1条B項の地理的制限の文言に(3)が新規追加された。また、第32条の後半部分も新規に追加された文言である。全体を通して、一部例外はあるものの史実条約と比較すると難民の地位を保護する必要性がより明確化された条約となったといえる。

#### 3. 会議総括・課題

論点ごとに対立構造が異なる点や、扱っている「庇護」の概念そのものが曖昧なものである点などから、全体的に難易度の高い会議になったと考えている。勉強会や配布した論点解説BGにおいてそれぞれの論点での議論内容や大まかな対立軸、それぞれの陣営の主張などをできる限りわかりやすく言語化することに努めたが、対立構造の複雑さや、1951年という時代設定から資料が十分残っていなかったことなども相まって多くのデリが議題や自国への解像度が低いまま会議当日を迎えることとなったことは反省点である。ただ、特に新メンの準備~会議行動に成長がみられたことはうれしく思う。先輩デリに圧倒されつつも、たくさん修正提案を出して、インフォーマルで主張をすることができていたし、その複雑な立場からインフォーマルで主張ができない国も裏交渉やコーカスなどで積極的に動くことができていた。結果として、自分が提案した文言を成果文書に反映することができた新メンが複数人いたことからもこのことが分かる。フロントから議題理解の段階でより多くのサポートを提供することができていれば、より多くの新メンが参加しながらもハイレベルな議論が展開されただろう。

会議設計についての課題は他にも複数ある。まず、難民の定義の時間的制約の議論をOut of agendaに設定していたことが挙げられる。本来難民条約における難民の定義を扱う際には時間的制約(具体的な文言は第1条A項(2)「1951年1月1日前に生じた事件の結果として、」の部分)と地理的制限の二つの要素が議論される必要があるのだが、本会議では議論時間が限られていることや史実会議において時間的制約の部分はほとんど話し合われていないこと(すでに条約起草委員会の議論で合意が生まれたとされていた)を鑑みすでに文言として挿入することが決定しているという体で会議を行った。この会議設計でも十分に大論点1の議論を深めることはできたが、既に時間的制約が加わることが決定しているため難民の定義が真に普遍的になるという結末があり得ないものとなった。これは投票フェーズにおけるアラブ2か国の退席にもつながるような大きな難点であったといえる。また、採択要件についてもさらなる検討の余地があると考えている。コンセンサス方式を採択した理由には、デリに議場全体での合意・落としどころを見据えた議論を行ってほしいということがあった。しかし、これはロールコールで投票を行った史実会議とは異なるものであり、また史実会議におけるの各国のスタンスを見ても全面的

に難民の受け入れを支持している国ばかりではないため、採択要件をコンセンサスに限定しない設計にすれば全く違った会議の帰結がみられるだろう。

コンセプトについては、多くのデリが難民問題という議題に対して向き合い、深く考えてくださったことからおおむね達成されたと考えている。私がこの会議を通して伝えたかったのは、「国」や「大使」としての立場だけではなく、一個人として議題に向き合い、考えることの大切さと面白さであった。この意図を伝えたかったにしては会議設計等の工夫が足りなかったが、今このような形で会議の記録を文章に残していることがこれに資していればと思う。

フロントや研究、デリの皆様をはじめとする、会議作成に関わってくださった全ての方に感謝の意を示し、総括とさせていただく。

### 神戸研究会『第三次インド=パキスタン戦争』

会議監督:内田明里

#### 1. 会議概要•目的

#### ○概要

議題: 第三次インド=パキスタン戦争 (Third India-Pakistan War)

議場: 第26回国連総会 2001回、2002回、2003回本会議

日時:1971年12月6~7日

史実の成果文書: A/RES/2793(XXVI)(以下、総会決議)

A/RES/2790(XXVI)A-B(以下、難民決議)

#### •議題解説

南アジアに内在する歴史的、地理的、宗教的問題によってインドとパキスタンは現在まで続いている問題があります。そのひとつがカシミール問題で第一次、第二次印パ戦争は主に印パ双方の利益があるカシミール地方領有問題で争われていますが、第三次印パ戦争は主に、東パキスタン(バングラデシュ)の独立に関してパキスタン内の抗争にインドが介入して勃発したものです。そもそもなぜ東西パキスタンで紛争が勃発したのか、それはパキスタンという国の特殊性にあるといえます。植民地分離独立の際、ヒンドゥー教徒が多い地域はインド、ムスリムが多い地域はパキスタンという分け方で国が成立した結果、国土はインドを挟んで約1500km離れて東西にあります。宗教はムスリムが大半ですが、東の方が非ムスリム、ヒンドゥー教の割合も多く、同じイスラム教でも東西で考え方の違いがみられます。また、経済、社会、政治の面で圧倒的に西パキスタンのほうが優位に立っており、西パキスタンの人々は東パキスタンを下劣なものとして見ていました。このような不当な扱いを受ける東パキスタンは自治拡大の動きを見せていたのです。

ここでパキスタン内の抗争から第三次印パ戦争が起こった経緯を簡単に説明します。

1970年12月にパキスタンで史上初の普通選挙が行われ、東パキスタンの自治拡大を目指すアワミ連盟が第一党となります。しかし大統領は西パキスタンの人なので、それを嫌い、国会開催を阻止します。それに反発した東パキスタンの人々は今度は「独立」を目指すようになります。これを西パキスタンが弾圧し、バングラデシュ大虐殺など、過激になっていくことで東西パキスタンの紛争が起こりました。ここで東パキスタンからインドへ大量の難民が流入しました。はじめは手厚く対応していましたが、1000万人もの難民はインド社会へ甚大な影響を与えます。東パキスタンの反乱軍はインドの支援を受けていて、インドとの国境付近で小競り合いをしており、西パキスタン軍がインドの住民まで攻撃してしまったこと、また、これらの膨大な難民はインドの安全保障を脅かすとして軍事介入していきました。インドは国土の東側の脅威を取り除き、南アジアで最大の国となることができるという思惑からも東パキスタン(バングラデシュ)の独立を支持しました。

第三次印パ戦争は1971年の冷戦期に起こった戦争で米、ソ、中が密接に関わっています。70年代は米中接近、そしてデタントが進む時期でもあります。ソ連はインドを支持、中国はパキスタンを支持、アメリカはどちらかというとパキスタン側ですが、ベトナム戦争の影響も

あり、実際この戦争には非介入の姿勢です。南アジア進出を狙うソ連の影響力を防ぎたいという思惑もあります。これら大国の動きに、力をつけてきた第三世界、AA諸国が関わるという構造です。

#### ○会議の目的、目指すもの

まず、新メンに模擬を「楽しい」と思ってもらいたいという考えがありました。私は新メンの時に模擬国連を手放しで楽しんでやっていた側ではなく、模擬国連は難しいな、大変なことも多いなと苦戦していた側でした。それでも新メンの時に自分から楽しいと思えた会議は印象深く残っており、また神戸研のコミュニティが好きなので模擬を続けられています。秋会議を越えると運営代への意識が高まります。新メンの時は模擬って難しい、いまいちよくわからないという人も少なからずいると思います。神戸研に入会してくれた新メンたちに模擬って楽しい!! ということを感じてもらい、来年の運営代に進んでほしいと願っていました。これがディレクとして私なりにできることだと考えました。

抽象的な「楽しい」を自分なりに具体化、明確化してみると、「自分で考える」ことが大切であると思いました。秋会議では「国益を考える過程」を特に力を入れ、そのために自国の価値観や軸を確固たるものにしてほしいと思いました。そのために3つのことを大切にしていただきたいと思いました。

まず自分で判断することです。考えることを抽象化するとこれにたどり着きました。どこにも書いていない正解を求めてしまうと、最後までたどり着けません。模擬国連は判断の連続ですから自分の頭で主張や戦略を組み立てていただきたいです。二つ目に自信を持つことです。自分で考えたことにある程度自信を持つことで行動にも表すことができると思います。特に新メン会議なので思い切った行動をしていただきたいです。三つ目はぶれない軸を持つことです。自分の力で考えて、それに自信を持って最後まで貫くことをコンセプトの内容にしました。

コンセプトは「Hold on to BELIEF」(信念を貫く)です。

Beliefには信念、確信という意味があります。それらを秋会議風にとらえました。

「信念」: 自国の価値観や国益

「確信」:自分の判断に自信を持つこと

「貫く」:ぶれない軸を持つこと

私自身が情勢系会議が好きということで、情勢系議題にすることは決まっていて、その中から、大国や当事国だけが面白いのではなく、できるだけたくさんの国にインセンティブがある議題を選び、第三次印パ戦争に決定しました。

2,会議の経過、成果文章について

2日間の会議のなかでしっかりとインフォーマルとコーカスをどちらも設けたかったので、 議論議論は設けませんでした。TTについてはフロント提示TTのまま進行する形にしました。

#### ○インフォーマル

1日目、最後の2時間以外はインフォーマルでした。

印パ双方の激しい言い争いというのは想定していたよりも現れていなかった印象でした。

特に論点②は東パキスタンを今後どのような状況にしていくかを議論するものです。具体的には、印ソは独立させてバングラデシュを建国するべき、中パは独立させずにパキスタンのまま、他は独立の是非は明言せずとも東パキスタン住民の意見を重視するべき、国際法に則った解決を求める意見がありました。しかし、この本質的な議論というよりはパキスタンの、東パキスタンへの弾圧がジェノサイドであるというソ連、インドの主張をきっかけに、ジェノサイドか、ジェノサイドではないかという平行線の議論になっていました。論点③は東パキスタン難民についてです。US、ニュージーランド、オランダは難民を受け入れているインドへ感謝するが、軍事介入は善隣友好の態度ではないと非難しました。特に難民決議のスポンサーになっているニュージーランド、オランダは難民の自発的帰還促進の重要性を強く訴えました。印ソは、東パキスタン難民の発生原因はパキスタンの東パキスタン弾圧が原因であり、印パ戦争開始前にすでに1000万人の難民がインドに流入し、インド社会に甚大な被害を与えているとパキスタンの責任を追及しました。これに対し、中パは難民問題は国際問題ではなく、パキスタンの国内問題であるからパキスタン内で解決されるべきと主張しました。インフォーマルはフロント提示TT時間内に終え、1日目のうちにコーカスに移行しました。

#### ○コーカス

1日目の最後から2つ目の非公式討議から2日目の最後まではコーカスでした。コーカス①ではソ連、インド大使が難民決議からまとめるという提案がされました。全体交渉で難民決議から始めるか総会決議から始めるかで激しく対立し、この1時間ではほぼなにも決まらなかった様子でした。コーカス②でようやく全体で難民決議の文言交渉に入り、当事国同士の対立点以外はまとまり、後で当事国間交渉をするという形になりました。最後に、二日目には難民決議と同様のやり方で総会決議を全体で文言交渉するということで決まりました。しかし、文言案を持っている国の文言すべてをひとつのドキュメントに合わせて、コンセンサスを得るための文言交渉をするという形にあまり納得がいっていない国も見られました。ここまでは印ソが有利になるような前提の進め方をつくることができていたと感じます。

2日目の最初のコーカス③でUS大使がこのやり方を見直す方針を提案し、第三諸国も全体でコンバインせず自分たちの決議案の票を取っていくという方針になっていきました。しかしその後インドのアルゼンチンへの交渉により、ソ連とアルゼンチン案がコンバインしていく方針をアルゼンチンが了承しました。他の第三世界の国々は自身の案の票取りに走り、USもそこに参加していたのでアルゼンチンが孤立し、ソ連案は議場内で存在感を出せるようになりました。コーカス④では表ではこの交渉が主に行われていましたが、裏では第三世界案が着実に票集めをしていました。コーカス⑤では大きな動きがありました。ソ連、アルゼンチンコンバインが決裂し、ソ連はP5案をつくる交渉を始めました。ソ連は自国がYESをあげることが議場で影響力を与えられ、実効力のある決議案をつくること

ができるという意図でした。UK、フランスはソ連がYESあげる案は良いとし、USも大いに賛成し、P5案交渉が始まりました。ここで、USが第三世界案よりこちらを優先したことが非常に大きかったと思います。これにより第三世界案の存続が危ぶまれました。コーカス⑥で大きな動きは、第三世界案の票を回復させていったことです。P5が現実味を帯びる中、数か国が第三案を降りようとしましたが、セイロンの緻密な二国間交渉によって復活していきました。DR締め切りまでに難民決議と総会決議第三世界案が提出されました。P5案はやはり対立する当事国の肩を持つソ連や中国、USの交渉が難航し、時間内に提出することができませんでした。

#### 3, 会議統括•課題

新メン会議ということもありますが、模擬国連をするうえで基本的なところの大切さを再認識できました。交渉態度、担当国に見合った発言、Withdrawの仕方、議場の俯瞰などです。

二つ目の担当国に見合った発言というのは、第三世界が少しパキスタンに寄りすぎていいた発言が見られたということです。実際に、チュニジア、セイロン、ガーナがスポンサーの総会決議7項では「従属下の人民を除き、独立国家からの分離独立は、母国からの承認のある場合を除き認められないことを留意し(Reminds);」とあります。この文言は史実にはない上、非常にパキスタン寄りの文言であるといえます。この文言がコーカスではUSとチュニジア、また第三世界の中でも激しく交渉が行われていました。前文の「東パキスタンにおける即時的な独立は時期尚早であることを認識し(Recognizing):」」という文言も上記7項と同様、東パキスタンの独立阻止が可能となります。このように可決された決議は印ソがのむことができるはずはなく、多少の譲歩はあるものの、史実よりもパキスタン寄りであるといえるでしょう。

また、インフォーマルでは想定よりも印パの激しい対立が現れていなかったと感じましたが、議論の内容が少し論点を逸脱し、本質的な議論があまりできなかったからだと考えます。特にインフォーマルのジェノサイドであるか、ではないかの議論は、東パキスタンを今後どう扱っていくかの両者が最もぶつかり合う本質的な議論から逸脱してしまいました。

また、もしP5案が提出されていたとすると、こちらも実効的な面では優れていると思うので、票の動きが面白いところであったと思われます。

このように反省点はありますが、私自身非常に満足できる会議であったと思っています。 新メン会議でここまで各国が目的意識を持って自国の国益を最後まで求めて交渉に励んでいたことはデリを賞賛したいと思います。

今会議ではメインメンター制で、旧メンフロント3人がデリ20人を振り分けて見ていくという形にしました。その結果、デリひとりひとりの成長の過程を見ることができました。メンターでは会議目的欄に書いたようなことを話しました。想定以上に理解が難しい議題になってしまいましたが、懸命に理解し、自国がやるべきことや国益を自分で考えられて理解できていたデリが多くいたことが嬉しいです。今会議では「国益」を重視し、戦略についてはあまり話さなかったのですが、緻密に戦略を練り、行動に表せていたデリは本当に素晴らしいと思います。

なによりも、たくさんの新メンが会議準備中には今回一番自分で考えられていて楽しい、成長できていると言ってくれたり、会議後には悔しいけど本当に楽しかった!と言ってくれたりしたことは、「楽しい」会議を目標としているディレク自身一番嬉しく、フロント冥利に尽きる気持ちでした。夏休みの最後まで秋会議に全力を注いでくれた20人もの新メン、半年間支えてくださったフロントに改めて感謝します。ありがとうございました。

## 名古屋支部後期会議上級生議場

### 『南アフリカ共和国における人種紛争の問題』

会議監督:水越萌巴(日吉研究会旧メン)

1,会議概要·目的

会議概要:

議題:南アフリカ共和国における人種紛争の問題 議場:安全保障理事会(1050th~1056th meeting)

設定日時:1963年7月31日~8月7日

アパルトへイトとは、南アフリカ政府が1948年から1990年代初めまで実施した、人種隔離と差別の政策である。アパルトへイト問題は長い間国際的に議論されたが、早期の解決はかなわなかった。今回上級生議場で取り上げたのは、史実においては国際連合憲章第6章に基づき武器禁輸措置が取られた1963年の安保理である。

#### 目的:

- (1) 名古屋支部が来年以降ある程度独立して活動できるよう、模擬の実力を強化すること (2) 名古屋支部支援隊をはじめとする他研究会/支部の交流の場となること 今会議は当初1議場を予定していたものの、高校生からのアプライがあったことやアプライ人数が想定よりもかなり多かったことから、新メン議場と上級生議場の2議場制となった。アプライをお断りすることも検討したが、2議場制は会議の目的の(2)に該当するとしてこのような決定を行った。設定日時については1960年の安保理を予定していたものの、上級生にはもっと深い議論をしていただきたいという思いから、1963年の安保理に変更した。
- 2, 会議の経過、成果文章について会議の経過:

#### ◎モデ

大論点1-1「現在の南アフリカの状況」

この論点では、以前の決議などを踏まえ、(1) 南アにおける状況が改善されたかどうか(2) 今後の停止可能性の2点について主に議論を行っていただいた。

#### ~争点~

- ① 事態が悪化しているのか、単に継続しているのか:認識の差異はあるものの、<u>少なくとも</u> 状況が改善していないことについてはどの国からも反論がなかった。
- ② 今後の停止可能性はあるのかないのか →このまま何もしなければ停止可能性がない/何もしなくても停止可能性がない: 平和的手段を講じ尽くすことも難しいし、停止可能性がゼロになる状況も想定し難いことから、議論は平行線となった。

#### ~合意~

- ◎ 仮に国際社会が今後何等の措置を取らなかった場合に、停止可能性は極めて低い。なお、これはICJが南アの行為について関与することの否定的な見解を含むものではない(議長提案にフランスからの提案が加わったもの)
- ② 少なくとも南アフリカにおける状況は改善されたとはいえない (議長提案)
- ③ 南アフリカの現在の情勢の責任がすべて南アフリカ政府に帰せられるものではない(GBR提案)
- ④ 今まで幾つかの措置があるにも関わらず、状況が改善されていない(GHA提案)

この提案された4つすべての合意提案が通った。合意提案は全て議論の内容を踏まえた意義のあるものであった。

#### 大論点1-2「国際社会に与える影響」

この論点では、(1) 南アの政策が何に、どのように違反しているのか (2) 国際社会に南アの政策がどういった影響を与えているのかの2点について議論していただいた。

- ~具体的な主張内容~
- (1) 何に違反するか
- ① 世界人権宣言
- ② 非自治地域
- ③ 国連憲章
- ④ 植民地独立付与宣言
- ⑤ジェノサイド条約
- ⑥ 総会決議/安保理決議
- (2) 国際社会への影響
- ◎革命的動きとみられる
- ②状況悪化
- ③ 人種間対立
- ④ 他国への拡大の緊張感
- ⑤ 平和と安全を危うくする

#### ~合意~

いずれの争点においても議論は平行線となり、議長からもデリからも合意提案なし

(1)に関してはGBRから「法的拘束力を持つものに限定すべき」という提案があったことに対し、GHAなどAA諸国から「法的拘束力を持っていなくても、起草段階にあるなど、法的性格を帯び始めているということを考慮すべき」という反論が見られた。この反論自体はとても良かったが、AA諸国は「違法性については明確に区別することができない」という合意を取

る、ないしそのような議論を有力化できるとより良かった。

また、モデの中でデリの皆さんは「法的権威」「法的拘束力」「法的義務」などの言葉を使って主張していたが、「法的oo」という言葉が散乱したことにより、その言葉の意味や他の言葉との差異を確認するのに時間を費やし、実質的な議論時間を減らす結果となってしまったのも残念であった。

大論点2「安保理としてどのような対応を行うか」

この論点では、大論点1を踏まえて今回安保理としてどのような対応を行うかについて議論していただいた。具体的には、(1) 脅威認定をすべきか (2) どんな措置を取るのか の2点について議論が行われた。

- ~具体的な主張内容~
- (1) 脅威認定をすべきか
- ① すべきである: AA諸国、USSR、NOR
- ② すべきでない:西側諸国
- (2) どんな措置を取るのか
- ① 武器禁輸措置
- ②南アフリカ製品のボイコット
- ③ そのほかの非軍事的措置(総会決議1761をもとにした主張)
- ④ 具体的な言及なし

フロントの想定通り、脅威認定をすべきという主張がAA諸国を中心にみられたものの、何をもって脅威認定できると考えたのか、という根拠が弱く、西側の懸念や反論によって議場内での勢いはかなり弱まってしまっていた。脅威認定の根拠づけについてはフロントがメンターで強くAA諸国に働きかけ、示唆した部分であったので、かなり残念であった。脅威認定に持っていくためには、継続性とひっ迫性の2側面を固めておく必要があったものの、継続についてはあまり議論されず、ひっ迫については差し迫った脅威であるという納得できる理由を提示できておらず、脅威認定については絶望的な状況となってしまった。

以上のモデの振り返りを踏まえ全体を俯瞰してみると、やはりモデにおいては西側が冷静にAA諸国や東側の主張をつぶすことが出来ており、優勢であった。後の会議統括でも述べるが、この議題と論点構成では巻き返せる要素があまりなく、前の論点の優劣がそのまま後の論点にも響くため、今会議においては終始西側が優勢であったように思う。

#### ◎裏交渉

西側(UK,FRA,USA):動き出しは遅かったもののUKは中国にパイプを作る。基本は自分から動かず、モデでAAの主張に懸念をつけることに徹底していた。

中間国(NOR,PHI,BRA,VEN): NORやPHIを中心に早い段階でまとまりを見せた。NOR提案のDRをPHI案として他国に共有するほか、NORはUSやGHAなど他陣営とよく交渉を行っていた。

AA、東側(GHA,MAR,TUN,USSR):1日目は陣営内でまとまることを優先。2日目は中間国と

基本的にDR文言のすり合わせやボトムの確認などが行われていた。本来の望ましい裏交渉の使い方としては、モデで回収しきれなかった質問や反論の応酬、モデの主張内容のすり合わせなどであり、今会議ではそちらをメインに使っていただきたかった。特にAA諸国などはAA内でのDRの文言のまとまりを優先した結果、モデで優位に議論を進めることができず、最終的な文言に響いてしまったため、その点は反省し次に生かしていただきたい。

また、裏交渉にもできることは限られている。交渉を持ち掛けたとしても相手が応じなければ意味はないし、陣営で文言をまとめたとしてもモデの議論で劣勢に立たされていれば自陣営が入れたい文言を案にいれるのも厳しくなるであろう。つまり、裏交渉にどれだけ重きを置くのか、どれだけ時間を使うのかはしっかりと考えなければならないが、今会議においてはそのあたりをあまり深く考えられていなかったデリが多かった。

#### ◎アンモデ

\_ 早い段階でNORがファシリテーターとなりシッティングコーカスが行われたものの、議論が 紛糾し一旦解散。DR提出直前に再度シッティングコーカスを行い、細かい文言の議論がま とまらないままブラジルとフィリピンから計2つのDR案が提出された(なお、ディレクチェックを 行ったものの、フィリピンはDRを公式には提出しなかったことから、議場で採択にかけられた DR案はブラジルから提出されたもののみである)。2つのDRはバッティング部分はなかった ものの、片方は期限を明記しているがもう片方は明記していないなどの細かな違いであっ た。

以上のアンモデの代替のまとめを踏まえ、今回は2つの問題を提起する。

- (1) シッティングコーカスは果たして上手くいったのか?:結論から述べると、上手くいかなかった。アンモデが始まって早々にNORのファシリによりシッティングコーカスが始まったわけだが、各陣営でまとまれていない以上、あまり意味をなさない。とりあえずシッティングコーカスをすれば解決するというわけではないため、シッティングコーカスを行うタイミングは考える必要があった。結局1回目のシッティングコーカスは早々に終了し、各国個別に交渉が行われたのち、DR提出〆切直前に再度シッティングコーカスが行われた。ここでは細かな文言の調整が図られたが、AA&中間国のDR案に対し西側が懸念を述べ、結論が出ないままDR提出〆切を迎えてしまった。ここで細かい文言が確定できなかったことからPHI案とBRA案の2つのDR案が提出されたわけだが、シッティングコーカスをもっと有効的に使えればこのようなことは起こらなかったであろう。
- (2) バーター/アンカリング交渉は果たして上手くいったのか?:これまた結論から述べると、上手くいかなかった。「南アフリカ製品のボイコット」の文言については、AA諸国はアンカリングとして利用し、最後まで粘らなければならないポイントであったものの、AA諸国は早急に諦めてしまっていたため、とても勿体なかった。逆に、ボイコットを中間国が主張し、AA諸国はボイコットにこだわらない姿勢を見せ主張していなかったことから、中間国&AA諸国のすり合わせを事前に行っておくべきであった。また、NORがアンカリングとして用意した「PKO」についても、その趣旨が他国に伝わっているとはあまり思えず、更に早い段階で消してしまったため、ただ議場に混乱を招いただけとなってしまった。これに関してはあまり有効的なロジックもなかったため、最初からPKOの主張をしないほうが良かったと思われる。

#### 成果文章:

今会議においてはBRAからDR案が出され、賛成9、棄権2(GBR,FRA)、反対0で採択され、安保理決議181となった。実際に採択されたDRは以下の通りである。なお、便宜上史実と異なる文言については太赤字&下線で示す。

Sponsored by Brazil: draft resolution

安全保障理事会(The Security Council)は,

アフリカの32の加盟国から提出された、南アフリカ共和国政府のアハ °ルトへイト政策に起因する南アフリカにおける人種紛争の問題を検討し(Having consider),

1960年4月1日の安全保障理事会決議134(1960)を想起し(Recalling),

安全保障理事会が、1960年4月1日の決議において、南アフリカにおける状況が国際的 摩擦を引き起こし、継続すれば国際の平和と安全を危うくしかねないものであると認識し たことを想起し(recalling)、

南アフリカ共和国政府のアパルトへイト政策に起因する南アフリカにおける人種紛争問題に関する総会の従前の諸決議をまた想起し(Also recalling),

南アフリカ共和国政府のアハ °ルトヘイト政策に関する特別委員会か \*1963年5月6日と7月16日に採択した中間報告書に留意し(taking note of)。

南アフリカ共和国政府による最近の軍備増強に懸念し(Noting with regret),

これらの軍備の一部が同政府の人種差別政策を推進するために使用されていることを 考慮し(Taking into consideration)。

アパルトへイト政策を力ずくで永続させようとする南アフリカ政府に対し、さまざまな形で助力を与えている国があることを遺憾に思い(Deploring),

南アフリカ政府が、安全保障理事会に代表を出席させるという安全保障理事会の招請に応じなかったことを遺憾に思い(Deploring),

<u>人種・性別・言語・宗教にかかわらず南アフリカ領土内の全ての個人の基本的人権と基</u>本的自由に関する差別撤廃のための実効性のある措置の必要性を確信し(Believing)、

同国政府により実行されているアパルトへイト及び人種差別政策は人類の良心にとって忌まわしいものであり、平和的な手段を通してこれらの政策は転換されなければならないとの強い確信を表明し(Expressing)。

南アフリカ情勢が国際の平和と安全を<u>危うくする恐れがある(is likely to endanger)</u>と確信し(convinced),

- 1. 人種差別を永続させる南アフリカの政策は、国際連合憲章に含まれる原則に反し、国際連合加盟国としての義務に反するものとして、強く非難する(Strongly condemns);
- 2. 南アフリカ政府に対し、安全保障理事会決議134(1960)で \*求められているように、アハ \*ルトへイトと差別の政策を放棄し、アハ \*ルトへイト政策に反対したことを理由に投獄、抑留、その他の制限を受けたすへ \*ての者を解放するよう要求する(condemns);
- 3. 南アフリカ共和国政府に対し、国際連合憲章の原則と目的に一致しないような差別的抑圧的行為の即時停止を要請する(Urges):
- 4. すへ \*\*ての国に対し、南アフリカへの、<u>反アパルトへイト運動の抑圧に用いられる武</u>器(arms)の販売と出荷を直ちに中止するよう、厳粛に要請する(Solemnly Urges);
- 5. 事務総長に対し、南アフリカ情勢を監視下に置き、<u>適当な場合には、</u>安全保障理事会に報告するよう要請する(requests).

1960年の安保理決議の内容やこれまでの総会決議を挙げ、南アフリカの人種差別政策 (アパルトへイト政策)を転換するよう強く促している。しかし、史実では前文の最後の文言が 「南アフリカ情勢が国際の平和と安全を著しく妨げていることを確信する」となっていたことから、今会議の文言は史実より弱まっているほか、主文4では武器がさすものが明記されていなかったり、主文5では期限が明記されていなかったりと抽象度が高いことが分かる。

主文3に史実にはない南アフリカの人種差別政策の即時停止を要請する文言が入っている点は一程度評価できるものの、モデで再三AA諸国側が主張していた「南アが我々の要請に聞く耳を持たないため、強い措置が必要」という部分は全く反映されておらず、あまり意味のないものになっているといえるだろう。

# 3. 会議統括 : 課題

会議面での課題点としては、以下のようなものが挙げられる。

- (1) 総合的に見て、事前リサーチも当日の議論も時間がなかった  $\rightarrow$  事前リサーチについては、フロントが2ヶ月前に決まったことからフロントの対応が後手後手になってしまったり、BG やタスク、RoP、追加資料の配布が予定より遅れてしまったことからある程度仕方がなかったが、フロントが自分の与えられた仕事を期限内に責任を持って終わらせるべきであった。当日については自国の主張が他国に上手く伝わっていなかったり、無駄に長く話したり、無駄な議論に固執していた感が否めず、それによってフロントTTから遅れ、最後に1つのDR案にまとめることができなかった。的を得た発言をしていてもその意味が伝わっていなければ何の意味もなさないので、分かりやすい発言や理路整然とした議論を心がけていただきたいし、フロントもメンターの際に気を付けておくべきであった。
- (2) 積み上げ式の論点であるという認識がデリにあまりなかった → 前の論点の内容が後の論点にかなり響くため、この論点をこんな形で進め、最終的にこの議論においては優位に立ちたい、こんな合意を取っておきたい、といったことを意識してデリには動いて欲しかった。これに関してはメンターや勉強会で伝えてはいたものの、もっと大々的に伝えておくべきであった。
- (3) 相手の意見を全然聞いていないデリが多く、モデの議論の浪費がなされた→原因は裏交渉だと思われる。上級生議場であったため裏交渉はdiscordで行い、特に裏交渉の制約は設けなかったが、設けておくべきだった。今会議は特にモデの議論があまりにも重要なために、この点を意識できていないデリが多かったのは痛かったし、そこに関してフロントも対策を打つべきであった。

このように課題点は挙げればキリがない。初めて名古屋支部新メンをフロントに迎えたり、 高校生のデリとしての受け入れを行ったり、急遽2議場制にし設定日時を変えるなど想定外 のことが続き、結果として当初よりもかなりフロントの負担が増えてしまった。そのため、デリの 皆さんに対して十分なサポートを行うことが出来なかっただけでなく、デリの皆さんの力を過 信してしまっていた。

しかし、会議の質はあまり高くなかったものの、デリの皆さんからは「楽しかった」「会議に参加して良かった」という言葉を多くいただいたほか、支部長が望んでいた「名古屋支部の模擬の実力のボトムアップ」「名古屋支部が他研究会/支部の交流の場となる」はこの会議で十分達成されていたように思え、そういった意味では名古屋支部の会議として成功していたと言えるだろう。

時間がなかったという課題に関して、名古屋支部の会議は来年以降も作られていくので、 もっと早めにフロントを確定させて動き出すように名古屋支部に対して引き継ぎをするととも に、名古屋市部員と他研究会/支部の関係性も今後は考えなければならず、この2つに関し ては会議としてではなく支部として引き継ぎをしていきたいと思う。

来年以降名古屋支部をどう運営していくのかは分からないが、今回名古屋で会議を作ることができて良かったと思っている。

今会議に様々な形で携わってくださった皆さん、本当にありがとうございました。名古屋支部に幸あれ。

# 4, 議長の会議所感

文責:上級生議場議長:大野秀征

ここでは、議長の目線から会議を批判的に振り返ることを以って、新たな探求の道標を残そうと試みる。以下、会議に対して二つのレイヤーから振り返る。

#### 1. 1963年という時代設定について

1960年に安保理がアパルトへイト問題について会合を開いてから、少なくとも安保理の分掌の範囲内において、当該問題について多様な議論が戦わされたことはなかった。つまり、1960年との差別化は総会における議論、現地の情勢の変化、その他国際社会を取り巻く環境などに求めなければいけなくなったが、フロントはこの1960年会合との差についてもっと明確に打ち出し、さらにデリに伝えていくべきだったように思われる。事実、会議監督が先に述べた通りフロントのリサーチもこの点については甘かったと言わざるを得ない。また、突貫工事だったこともあり1963年の時代設定に対してもかなり批判的な視点を欠いていたことは否めないだろう。安保理は結局アパルトへイト問題に対してこの先1990年代に至るまで対応を重ねることになるのであるから、既存の枠にとらわれず、もっと広い時間の枠の中で検討を重ねるべきであったと思われる。その結果として1963年に収斂するならばそれも良いだろうし、デリに提供すべきものが何であったかも明確になったはずだ。

#### 2. 「ボイコット」の持ちうる意義

今回の会議において、AA諸国の交渉カードの一つは「南アフリカ製品のボイコット」であったが、会議においてはこのカードをめぐる立場が一致しないままにモデは終了した。確かにAA諸国にとって南アフリカ製品のボイコットは大きな痛手となる措置であろうから、国も本心としては二の足を踏んでいるはずだ。しかし、それでも史実のDRに記載された事実を考えれば、やはりアンカリングとしてであれ、主張の態度は一本化させた方が良かったはずである。会議当日はPKOに類似した措置をアンカリングの代替とする方針をとった大使もいたが、この主張もまたAAにとって支配的であったわけではない。いずれの措置についても、AA側の主張姿勢が、グラデーションと言いうる範囲を超えて一致しなかったことが会議に与えた影響は大きそうである。

ここで、主張することの持つ意義を鑑みれば「そんなことはなから考えていないのに主張するのはいかがなものか」という視点は当然に存在する。しかし同時に「仮にそのような措置を考えていなかったとしても、主張しない限りにおいて自分が本当に守りたい国益を割る可能性がある」というのも、少なくとも今会議においては事実であっただろう。このふたつの概念の衡量は容易ではないが、フロントを含め今会議の参加者が熟慮されれば、この会議の意義は深まるのかもしれない。

# 日吉研究会秋会議2023『ボスニア・ヘルツェゴビナ情勢』

会議監督:島村海里

# 1,会議概要·目的

今回の会議では、1993年6月4日に国連の安全保障理事会(以下、安保理)第3228回会合にて行われた、「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ情勢(英名: The Situation in the Republic of Bosnia and Herzegovina)」を模擬した。

日吉研究会28期の会議として安保理を模擬する唯一の会議であったため、安保理議場特有の、国連加盟国を拘束するという強力な権限と差し迫った情勢の危機感、そして大国の拒否権の存在を意識してほしいと考えていた。ただし情勢系とは一口に言っても、過去の実行では様々な"平和に対する脅威"及び"平和の破壊"となった事例が存在する。中でも、テロ行為への対応、保護する責任、海外における自国民の保護や分離独立への軍事的支援といった、難しい概念や慣習、過去のICJ勧告などが深く関わる議題もある。だが、新メンのことも考慮し、これらの参照を深くは必要としないレベルになるような会議がまず第一条件としてあった。その上で、国連憲章において安保理の権能について記載された第6章、第7章、第8章を網羅的に必要とすること、最後に、平和維持軍(PKO)についても扱いたい、といった点から議題選びをした。

当情勢における対立軸とは、主に二つ存在し、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国(以下、ボスニア)の自衛権を認めるか否かについてと、クロアチアとボスニアに派遣されているPKOである、国連保護軍(UNPRPFOR)を権能の拡大と武力行使を容認するか否かである。

まずはボスニアの自衛権について。ここでは国連憲章第7章51条に記載されている「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」という文言が主な争点となった。旧ユーゴ内で内戦(主にクロアチアとスロベニアにて)が勃発(この時点ではボスニアは旧ユーゴの構成国)し、安保理が最初に旧ユーゴに対して採択した決議(決議713)で、安保理は旧ユーゴを対して武器禁輸措置を行った。後年、旧ユーゴからの独立を果たしたボスニアでも紛争が勃発し、泥沼と化す中、上記の武器禁輸措置が正常に機能しているのか、と疑義を唱え、国際紛争の様相を呈することとなった当情勢において、ボスニアの自衛権を容認し、武器禁輸措置をボスニアについて解除し、安保理が適当な異なる措置をとるべきと第三世界の国々やイスラーム諸国は主張した。これに対して、P5や他の西側諸国は、当情勢について戦闘が激化することへの懸念やボスニア共和国の国家承認の問題などもあり、国連憲章51条にあるように、武器禁輸措置を適当な措置であると解釈して自衛権の容認はできないとするなど、主張が対立した。

次にPKOの権能について。安保理が機能不全に陥った冷戦期における副産物であるPKOは、当初は国際紛争における地域において、一度結ばれた停戦を維持するための国連の軍として、紛争地域に派遣されたものに起源(第一次中東戦争の国連休戦監視機構)をもつ。しかし1989年の冷戦の終戦を受け、安保理が機能しはじめ、92年には平和構築主義者のブトロス・ブトロス=ガリが国連事務総長に就任、「平和への課題」を発表する。これは、冷戦の終結による国連の本来の機能発揮を期待する内容であり、特にPKOについてはその権能をこれまで以上に拡大し、国際紛争国内紛争を問わず、国連としてPKOによる直接的な平和構築の可能性を示唆していた。当情勢においては、欧州に責任を感じるものの複雑な国内事情を抱える英仏露やPKOそのものに対して懐疑的な中国などは、PKOの権能拡大について慎重になるのに対し、自国もPKOの兵力負担をしているのにもかかわらず、イスラームの同胞意識が強いパキスタンをはじめ、第三世界の国々は基本的にガリ事務総

長が語る国連平和構築に同調し、事態の解決のためにもPKOの積極的な武力行使の容認を主張するなど、意見は対立する。

当情勢は、ポスト冷戦期における国連介入の失敗例として、ソマリア情勢やルワンダ情勢と並んでよく語られる情勢である。とりわけジェノサイドを目の前にして国連が何もできなかった例として、その国連の無力さを語る際にはよく用いられる。ルワンダ情勢もジェノサイドが引き起こされた情勢ではあるものの、国連が人道面の配慮のために指定した安全地域で、とりわけその安全地域の維持のためには武力行使も容認されていたにも関わらず、そのPKOの権能のあいまいさから、自体の発生を防げなかった点で、当情勢の方がより国連の無力さをより印象づける。90年代のこうした情勢に対する国連の反省から、「保護する責任」の概念が誕生するなど、これらの情勢を模擬する意義は十分に感じていた。ボスニア情勢については、これまでのJMUNの研究会の経験にない会議(少なくとも把握できる限りの近年)であることに気づいたその日から、この会議を作り上げることそのものにも意義を感じながら、当日まで準備に務めた。

# 2,会議の経過、成果文章について

会議の経過について。会議の冒頭に、フロントが事前に提示していたフロントTT案に対する修正案がある大使がいれば、提出してもらい、議論議論を行う時間を用意することを大使に伝えていた。これは、元のフロントTT案が、PKOの権能の拡大を中心としたもので組まれており、ボスニアの自衛権について語るには、適しているとは言い難いような構成であったからである。ボスニアの自衛権について、PKOの権能の強化以上に強い国益を有した国があることに気づくのが遅くなってしまったためであり、これはディレクとしての不手際であった。反省している。

トルコ大使からの軽微なTT案修正が可決され、以下のようなTT案の構成となった。

大論点1 ボスニア・ヘルツェゴヴィナの状況への評価

小論点1 ボスニア・ヘルツェゴヴィナの現状について 小論点2 現状の国連保護軍(UNPROFOR)への評価

大論点2 国連保護軍のマンデートについて

小論点1 任務の拡大について

小論点2 国連保護軍にとっての安全地域の扱いについて

小論点3 加盟国ならびに地域的取極の国連保護軍への支援について

以上のようなTT案をもって、初日の昼過ぎから本議論が開始される運びとなった。

本議論においては、まず最初にボスニア大使から事態の凄惨さ及び反セルビアの姿勢が色濃く伝えられた。こうした情報に同調する形で全体の議論が開始されたのである。大論点1については、当情勢に対する各国の姿勢が明らかになり、どの大使も大まかな対立軸や視点の違いなどは理解していたことだろうと思う。この会議はP5、とりわけ中国を除く4か国に大きなインセンティブが働いていた。また、中国も国連の内戦(あくまで中国の捉え方)への介入に対する消極的な姿勢を全面的に見せるなど、P5とイスラームに同情的なジブチ大使、トルコ大使、当事国のボスニア大使等を中心にモデが進行していった。この間、フランス大使などやボスニア大使などがモデに参加しながらも積極的に裏交渉を行い、モデに積極的ではなかった大使らとも積極的な交流を展開した。ブラジル大使やベネズエラ大使など、当情勢に強いインセンティブが働いていない国の大使たちも、国連憲章への解釈等をめぐり、第三世界的なイデオロギーを全面的に出すなど、多くの大使が自国の国益を理解していたよ

うに見受けられた。

主にフランス大使やジブチ大使、中国大使などのアンモデにおける尽力もあり、以下のような決議案が最終的に作成された。また、これに対抗するような形でもう一つの決議案が提出されるといったようなことは起きなかった。以下では、史実の決議案との比較を分かりやすくするようにしている。黄色でハイライトされている部分は、史実の文言から追加ないしは削除(削除の場合には取り消し線)された部分を表し、緑でハイライトされている部分は、アメンドメントで修正された部分を表している。

<u>Draft Resolution</u>: France, Hungary, New Zealand, Spain, United Kingdom, United States of America

安全保障理事会(The Security Council)は、

1991年9月25日の決議713(1991)及びその後のすべての関連決議を再確認し、

1993年4月29日に提出された<mark>OIC</mark>行動計画<mark>及び1993年5月22日に米英仏に城によって 提出された行動計画</mark>の効果を確認し、

ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の特定の町及びその周辺地域を安全地域とすることを要求した1993年4月16日の決議819(1993)及び1993年5月6日の決議824(1993)を<u>特に再</u>確認し、

ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の主権、領土保全及び政治的独立並びにこの点に関する安全保障理事会の責任を再確認し、

国際連合加盟国として国際連合憲章に規定された権利を享受するボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の主権、領土保全及び政治的独立を尊重しない軍事攻撃並びに行動を非難し、

国際人道法の重大な違反に起因するボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の重大かつ耐え難い状況に対する警鐘を繰り返し<u>表明し、</u>

武力による領土の奪取又は「民族浄化」の実践は、違法であり、全く容認できないことを再度確認し、

ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国政府及びボスニア・クロアチア人党がヴァンズ・オーウェン・プランに署名したことを賞賛し、

ボスニア・セルビア人党がヴァンズ・オーウェン・プランを受け入れようとしないことに<u>強い</u><u>懸念を抱き、</u>同党に対し、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国のための平和計画を全面的に受け入れるよう<u>要請し、</u>

加盟国及び国際社会のその他の構成国に対し、ヴァンス・オーウェン計画の規定の迅速な実施が行われるよう周旋・仲介することを要請し、

ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の領域において、和平計画に全く逆行する武力敵対行為が継続していることを深く憂慮し、

ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の領域、特にサラエボ、ビハチ、スレブレニツァ、ゴラズ

デ、トゥズラ及びゼパの民間人の結果としての窮状に憂慮し、

主として、ボスニア・セルビア人党による、人道援助の提供の妨害を非難し、

セルビア共和国がボスニア・セルビア人党の戦闘行動に対して援助を行っていることを 憂慮し、

安全な地域における民間人の保護を確保し、永続的な政治的解決を促進することを<u>決</u> 定し、

1992年10月9日の決議781(1992)、1992年11月10日の決議786(1992)および1993年3月31日の決議816(1993)によって定められた、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の空域における軍事飛行の禁止を確認し、

決議819(1993)及び824(1993)に含まれるボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の安全地域の概念は、緊急事態に対応するために採択されたことを確認し、フランスが文書S/25800で提案したコンセプト及び他の者が提案したコンセプトは貴重な貢献をする可能性があり、それ自体が目的とされるべきではなく、バンス・オウエンのプロセスの一部として、公正で持続的な政治解決への第一歩とされるべきであることに留意し、

上記で言及した町及びその周辺地域を安全地域とすることが、その目的の早期実施に 寄与することを<u>確信し、</u>

ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国における紛争の永続的な解決は、以下の原則に基づくべきであることを<u>強調し、</u>: 敵対行為の即時かつ完全な停止、武力の行使及び「民族浄化」によって奪取された領域からの撤退、「民族浄化」の結果の回復及びすべての難民の故郷に戻る権利の承認、並びにボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の主権、領土保全及び政治的独立を尊重する、

国連保護軍(UNPROFOR)がボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の全域で行っている重要な活動及びかかる活動の継続の重要性にも<u>留意し、</u>

UNPROFORに対し部隊を提供する国の負担と、その部隊に対する危険が高まっていることを深く憂慮し、また国際社会はこれを解消するよう努めなければならないことを確認し、

ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の状況が国際の平和及び安全に対する脅威であり続けていると決定し、

ボスニア国内での人道危機により国際の平和と安全の脅威が存在すると決定し、

国際連合憲章第七章及び八章に基づき行動し、

- 1. 関連するすべての決議の完全かつ即時の実施を<u>求める</u>;
- 2. 文書S/25479に含まれるボスニア・ヘルツェゴビナ共和国のための平和計画を<u>称賛する</u>;
- 3. 武力による領土の取得は容認できず、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の完全な主権、領土保全及び政治的独立を回復する必要があることを再確認する;

- 4. 決議824(1993) で言及された安全地域の完全な尊重を確保することを決定する;
- 5. 決議824(1993)で言及された安全地域において、安全地域に対する攻撃を抑止し、停戦を監視し、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国政府以外の軍事または準軍事ユニットの撤退を促進し、<mark>必要に迫られた場合</mark>現地でいくつかの要所を占領することを可能にするため、その目的のためにUNPROFORの任務<mark>の拡大と</mark>延長を決定し、さらに1992年9月14日の決議776(1992)で定められた住民への人道援助に参加することを決定する;
- 6. これらの安全地域は一時的な措置であり、第一の目的は、武力行使の結果を覆し、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国において住居を追われたすべての者が平和のうちに住居に戻ることを認めることにあることを<u>確認し、特に、</u>直接関係する当事者によって合意がなされた地域におけるバンス・オーウェン計画の規定の迅速な実施から着手することである:
- 7. 事務総長に対し、UNPROFOR に兵力を提供している加盟国政府と協議の上、次のことを要請する:
- (a) 本決議の実施に伴い必要となる UNPROFORの調整または補強を行うこと、および安全地域の保護を委託された部隊の支援に UNPROFOR の部隊を充てることを、部隊を提供する各国政府の同意を得て検討すること:
- (b) UNPROFOR 軍司令官に対し、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国において指揮下にある部隊を可能な限り再配置するよう指示すること:
- 8. 加盟国に対し、安全地域に関する規定の実施を促進するため、後方支援を含む部隊の提供を求め、この目的のために既に部隊を提供している加盟国に感謝の意を表し、事務総長に対し、他の加盟国から任務の遂行に十分なだけの追加の部隊および自衛のための追加の装備の拠出を求めるよう要請する;
- 9. UNPROFOR に対し、1992 年 8 月 13 日の決議 770(1992)及び 776(1992)に定めるマンデートに加え、上記 5 項に定めるマンデートを実施する際に、自衛のために、いずれかの当事者による安全地域に対する砲撃、安全地域への武力侵攻、又はこれらの地域内または周辺において UNPROFOR 又は保護された人道支援団の移動の自由に対する故意の妨害に対抗して、武力の使用を含む必要な措置をとる権限を付与することを許可する;
- 10. 決議816(1993) 第1項にかかわらず、加盟国は、国内的に又は地域組織若しくは取決めを通じて行動し、安全保障理事会の権限と関与の下、事務総長及びUNPROFORとの緊密な調整を前提として、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の安全地域及びその周辺で、航空力の使用を通じて、上記第5項及び第9項に定めるUNPROFORの任務遂行を支援すべく、現在の人道危機を解消するための安全地域の維持を目的として、必要かつ最小限であると認められる範囲において、あらゆる必要を措置を取ることができると決定する:
- 11. 関係加盟国、事務総長及びUNPROFORに対し、上記パラグラフ10を実施するために講じている措置について緊密に調整し、事務総長を通じて理事会に報告することを要請する;
- 12. 事務総長に対し、本決議の採択後可能な限り7日以内に、財政的影響を含む本決議の実施方法について、理事会に報告し、決定を求めるよう要請する;
  - 13. 事務総長に対し、本決議の採択後2か月以内に、本決議の実施及び遵守に関する

報告書を理事会に提出するようさらに要請する;

- 14. 新たな厳しい措置のための他の選択肢を開いており、いずれの選択肢も予断を持たず、検討から排除するものではないことを強調する;
- 15.この問題を積極的に把握し続けることを<u>決定し</u>、必要に応じて迅速な行動をとることを約束する.

前文における変更点など、国家間のバーター交渉によって創出された文言や削除された 文言が多く見受けられると感じたが、ディレクチェックの段階で指摘をした点が、二つある。 主文の第5項および第9項における文言と、主文第10項における文言である。

一点目だが、第5項においては、安全地域に対するUNPROFORの関わり方について規程し、その後第9項においてUNPROFORの権能について細かく規定する流れとなっている。第5項において、すでに"必要に迫られた場合"という曖昧な限定がつけられている上に、UNPROFORの"武力の行使"について明記しなかった。この時点で史実と比較して明らかに機能が弱いものになっている。

二点目に移るが、第10項における"安全地域の維持を目的として"という文言によって、UNPROFORの活動の円滑化のための後方的な支援を目的されたNATOの軍隊は、安全地域に直接的に関わる部分におけるUNPROFORの行動の支援しか行えなくなったと、解されるようになるのである。BGには詳しく記述したのだが、安全地域とはボスニア領域内の5つの指定された街で構成されており、それぞれが独立している。したがって、人道上の任務を主とするUNPROFORは当然安全地域に指定された街の領域外でも、物資の運送のためなどによって行動する。つまりは、域外での行動にはNATOは関われないのであるから、史実と比較して、これまた明らかに国連の実行が弱いものになっているのである。

#### 3, 会議統括•課題

会議全体としては、結論、おおむね成功したと言っていいと感じている。まずは会議を成功させるという点においては、前例がないながら成立するのか、それ自体への疑念が少なからずある中で準備を進めていったという点では、会議が成立した時点で成功と判断しうる。しかし、失敗や反省もあった。まずは最初に掲げていた点である、難しい概念や慣習、ICJ判決などが深くかかわらない程度の難易度に抑えるという点であったが、当初PKOの権能について中心的に議論することを主として考えており、自衛権を軽視していた。しかし、上記にも述べたように、自衛権の議論の必要性と深い理解の必要性を徐々に認識したことで、難易度を抑えるという点では、達成できていないように感じている。また、同様の反省から生じさせてしまった、当日の議論議論によって、本題の議論時間を若干圧縮させてしまったことも、ここで改めて反省としてあげる。

最後に、私の感想をもって終わりにする。この会議は、国際法に対する理解が深くない私が、その慢心さのあまりに、0から作り出そうと試行錯誤して創った会議であった。会議当日まで、国際法の複雑な構造とそのあいまいさに学習と理解が追い付かず、度々参加していただいた大使にも迷惑をかけてしまった。私には会議監督として至らない点が多くあった。それでもなお、この会議を模擬することの意義は先にも述べたように大きいと信じているし、この議題を模擬として創り上げることが可能なこと、そしてそれが有意義であることを伝えられたならば本望である。後世の会議監督が、ボスニア・ヘルツェゴビナ情勢の会議を、私よりも高い精度で創り上げる日が来ることに期待したい。

# 2023年度わせけん秋会議

#### ●会議の概要

今回扱った議題は、1979年11月12日~14日に第34回国連総会で行われた「カンボジア情勢-The Situation in Kampuchea-」である。1978年12月、ベトナムがカンボジアに対して行った軍事行動をきっかけに総会で扱われることとなった本議題は、その数年前から起こっているカンボジア内戦を皮切りとした多くの因果関係が絡み合っているものである。情勢系の議題であり、当研究会はじめ過去に数回他の研究会でも取り扱われている。

主なグルーピングはASEAN率いるASEAN・西側グループとソ連、ベトナム率いる東側諸 国グループ、そしてその他インドやユーゴスラビア、ニカラグアといったAAの国々たちといっ たものが存在した。

史実ではASEAN案、ベトナム案、インド案の計3本のDRが存在し、最終的にはASEAN案が採択されている(A/RES/34/22)。

#### ●今回の参加国

<u>ASEAN・西側グルー</u>プ「14カ国 ]

・中国、民主カンプチア

ASEAN:〈柔軟派〉インドネシア、マレーシア、

〈強硬派〉タイ、シンガポール、フィリピン

西側:アメリカ、イギリス、フランス、日本、オーストラリア、セネガル、ブータン

# 東側グループ「6カ国]

#### その他[6カ国]

インド、ユーゴスラビア、ニカラグア、アルバニア、フィンランド、シリア

#### 会議の目的や意図

本会議では、会議コンセプトを「青写真を描く」と設定した。「青写真を描く」という言葉には「将来の計画を立てる」という意味があり、漠然とした計画ではなく緻密な計画を立ててほしいというニュアンスで使用される。デリに対しては、①緻密な戦略策定、②今会議での行動や成果物がその後の世界にどのような影響を及ぼすか「将来」も見据えた会議行動、③担当国の大使として自らが会議を描き出す楽しさの体感、以上の3点を会議を通して体験してほしいと考えていた。

上記の目的を達成するためには戦略として取りうる選択肢を増やす必要があると思い、まず参加国を決める際に最終的な票読みをかなり考えて中間国と東側諸国の数を調整した。 史実通りの投票行動ならギリギリASEAN案は採択されるが、中間国の票次第ではASEAN案を支持するグループもしっかり足元を固めないと東側グループに足元をすくわれかねない 状況にした。さらに、AMを提出可能にしたり裏交渉(メモ回し)もインフォーマル中から無制限に解放した。

#### ・会議当日の進行

#### ●論点

フロントから提示した論点:

大論点1「ベトナムのカンボジアに対する軍事行動の是非について」 大論点2「カンボジアの今後の和平について」

事前会合でデリが設定した論点:

# 大論点1「ベトナムのカンボジアに対する軍事行動の是非」

中論点1 ベトナムの自衛権行使を正当たらしめる民主カンプチアによる武力行 使は存在したか

中論点2 ベトナムの軍事行動が武力行使禁止原則に違反するか否か

小論点1 ベトナムの自衛権の行使と主張されている武力行使は、三要件 (緊急性・必要性・均衡性)を満たしているか

小論点2 ベトナムの軍事行動が武力行使禁止原則に違反するか否か(WM)

中論点3 ベトナムの軍事行動が内政不干渉原則に違反するか否か

# 大論点2「カンボジアの今後の和平について」

小論点1 カンボジアからの外部勢力の撤退や敵対行為の停止について

小論点2 カンボジアに対する人道支援や避難した人々への対応について

小論点3 問題解決に向けた国際会議について

小論点4 内政不干渉原則や領土保全など、カンボジア、もしくはインドシナの和平のために必要な原則や概念について

小論点5 その他

当会議では、大論点を2つフロントからあらかじめ提示し、事前会合においてデリの皆さんに各中・小論点及び議論時間などを設定していただいた。

事前会合では本会合における対立と同様、大きく分けるとASEAN率いるグループとソ連率いる東側グループの2つに分かれて、事前交渉にて各グループでまとめていた論点TT案を突き合わせる形となった。結果、少数派であった東側グループの意見及び票をASEANグループが概ね排除したかたちでASEANグループにうれしい論点TT案が採択された。

大論点1では、ベトナムが行ったカンボジアに対する軍事行動について、国際法に違反するか否かを議論した。大論点2では内戦やベトナムからの軍事行動によって荒廃したカンボジアにどのような支援を与えるべきかを議論した。

# ・会議の様子

#### ~事前会合

まず、当議題の面白さでもあるのだが、論点ごとにグループ内の意見が必ずしも一致しているわけではなく(特にASEAN・西側)、必ずしも一枚岩で動いていたわけではなかった。しかし、事前会合の時点ではASEANグループがかなり強いまとまりを示し、また、そこに民主カンプチア(当事国・極)が張り付いていたため少数派の東側グループはなかなか思うように会議に嚙んでいけなかった印象である。本会合での闘い方、また、ASEAN諸国のふるまい方に注目が集まった。

#### 本会合

まず、インフォーマルではASEANの数カ国及びソ連、ベトナムなど当事国ら中心に会議が進んでいった。大論点1は平行線で議論を終わらせられれば万々歳だった東側グループが

苦し紛れながらもなんとか言い逃れた感じで終わり、大論点2はもともとインフォーマルで対立するというよりはコーカスで解消できる部分が多くあるものだったので深く対立することはなく各国が意見表明レベルにとどまった。

次にコーカスでは、開始当初ASEAN諸国はグループ内での文言調整を、東側グループはソ連を中心に戦略のすり合わせを行っていた。一方でAA諸国はニカラグアを中心に文言案の作成を行っていた。東側グループは中間国を上手く使ってASEANがループに接触し、WPなどで相手の行動を縛る戦略を実践していた。一方でASEAN諸国も東側グループも各国益故に陣営内で意見が一致しない場面が見られ、それぞれがまとまるのにフロントの想定よりやや時間がかかってはいた。しかし、方向性の違いをグループ内である程度修正した後はインフォーマル中にメモ回しを無制限に許可していたこともあって各グループでの文言調整が、今度はフロントの想定よりもスムーズに進んでいた。そのためDR提出締切(AM提出締切はその1時間くらい後)を一時間早めた。

交渉の帰結として、最終的にASEANグループも東側グループも最後の票読みを見据えてはいたが、東側グループの方がその予想を利用してしっかり中間国と交渉し、票を上手く操作していたことが功を奏してASEAN案が否決される事態となった。一方で東側グループがWPで各国の署名を集めていたものを上手くDRに昇華させ、そのDRは採択された。議場の中では少数派であった東側グループが上手い戦略を打って「勝つ」ことができていた。

#### ●投票にかけられた成果文書一覧

DR.1 Rev.1 by ASEAN: 賛成14 反対8 棄権4 否決

DR.2 by Nicaragua:コンセンサス 採択

DR.4 Rev.1 by Cuba, Lao, Vietnam: 賛成6 反対15 棄権5 否決

DR.5 Rev.1 by Lao:無記録投票 採択

DR.6 Rev.1 by Finland: 賛成16 反対1 棄権9 採択

※内容に興味ある方はご連絡ください~

#### 会議総括や反省

# ●反省・気づき

本会議を通して感じた反省点として、まず裏交渉の自由度はもう少し考える必要があったと思う。インフォーマル中、ドックスの共有やコメ付けなども含めた裏交渉を無制限に許可していたことから、交渉に熱中するデリが多く、次の論点で話すはずのことまで先行して話されてしまっていた。結果、同じ人ばかりが主張をしたり、質問をされているのにちゃんと聞いていなくて再度同じ質問してもらうような場面も何度か見られた。今会議では戦略の幅を広げるために交渉機会も多く確保した方がいいだろうと思い無制限に交渉を許可していたが、裏交渉の機会を確保する=戦略の幅が広がるとは限らないだろうし、それならば建設的な議論の場を提供するためにインフォーマル中の交渉をある程度制限することも時には必要だと感じた。

また、フロントとしてデリの皆さんと接する中で、担当国の大使になり切る難しさを改めて感じた。あるデリは史実の行動通り忠実に国益を設定していたが、またあるデリは史実の会議がもたらした結果を踏まえて史実とは少し違った国益を設定して臨んでくださった。この両者に優劣はなく、どんな国益を設定するかやどこまで史実の再現度を高めるかは担当するデリ次第でもちろん違っていいと思う。また、このように大使になり切るスタイルが違うデリがいるからこそ、自分の用意してきたものにこだわりすぎずに柔軟に対応する姿勢も必要だと改めて感じた。

# •会議総括

会議開催前フロントは、夏休み中で関西大会直後という開催時期も相まって参加者が少ないのではないかと心配していたが、結果的に新メンから神メンまで、そして4つの研究会から多様な参加者が多く集って下さり、当初想定していた国数を超えるデリの方がアプライしてく

ださった。事前会合が本会合の一週間前というタイトなスケジュールということもありデリの皆さんには負担を強いてしまう場面もあったが、みなさんが真摯に各国のリサーチや戦略策定に向き合って下さったおかげでとても実りある会議になったと思う。

また、今会議は今年度わせけん初の情勢系会議、そしてAM提出を認めるなど新メンや旧メンにとってもすこし新しい要素を取り入れた新鮮な会議だったのではないだろうか。

模擬国連の何に面白さを見出すかは人それぞれであるが、今回の会議を通してコンセプトに由来する戦略策定、そしてそれを型にはめて実践する面白さをデリの皆様が体感してくださっていれば会議監督としては嬉しい限りである。また、この場を借りて参加してくださったデリの方々、当セクの方々、そしてフロントの3人に再度深い感謝の意を述べたい。ありがとうございました!

# 東日本五研新メン会議C議場『障害者権利条約』

会議監督:筑本普

# 1,会議概要•目的

本会議では「beyond "Disability"」をコンセプトとして掲げ、①噛み合った議論の実現、②適切な議場理解、③各々のリサーチの体系化を目指した。以下、議題選定の理由と絡めつつ、①から③をいかに設計に落とし込んだかについて述べたい。

まず、なぜ「障害者権利条約」を議題として選んだのか。その理由の一つに私が現在障 害に関連する分野を専門としていることが挙げられる。模擬国連の教育的意義について しばしば議論されるが、こと人権に関する議題に関して言えば、私はまず知ることに意義 があると考えている。障害者の人権というトピックは、国際社会で長らく議論されてきたにも 関わらず、社会の関心は薄いと感じている。したがって、本会議を通して学生が議題その ものについて理解を深めることで、関心を持ってもらえればと思い、議題に据えた。また、 より議題の性質的な話をすれば、障害者権利条約は新たな権利を認めるのではなく、障 害者が本来持っている(そして現在十分に保障されていない)既存の権利を改めて確認 し、具体的な保障方法を模索するという「非差別アプローチ」が採用されている。したがっ て、議論の大半は人権の有無に関する議論よりも、その具体的な保障方法になる。これが ①と合致し、インフォーマル/モデで国際法知識を持っている人が有利になる、国際法に 関する不十分な理解がゆえに揉める、議論が複雑すぎて噛み合わない等の新メン議場 に生じやすい懸念を解消することができる。そして、デリは自身の担当するアクターの主 張を理解し、簡潔かつ適切な主張を組み立てることに集中でき、当日の議論では相手の 主張を理解した上で、適切な質問・懸念を行って噛み合った議論が実現することにつな がる。本会議ではより相手の意見に耳を傾けられるように事前交渉・裏交渉を禁止し、議 場で全てのデリが向かい合って座れるように座席を配置した。

②に関して述べる。史実の「障害者権利条約」はさきほど述べたように国連決議を中心とした議論の積み重ねがある中で、メキシコのイニシアチブで特別委員会が設置され、作成された。したがって、議論そのものが新規のものではなく、条約自体もすでに障害者に認められている権利が中心だった。さらに、本会議では議場を作業部会にて草案が作成された後、条約交渉が行われた第三回特別委員会に設定したため、議論内容も条約の完成に向けた文言作成を目的とした。これらの議論背景・議場設定を踏まえ、本会議は何をすべき場なのかについて認識しながら、リサーチから当日の会議行動まで繋げてもらえるようにした。BG、タスク、勉強会を通して繰り返しこの点について考えてもらえるようにした。

「障害者権利条約」における担当アクター理解は、国であれば国内政策や国際的な取り組み、NGOであれば組織の活動等、いずれも具体的な実践から担当アクターの理念や意図を抽出する必要がある。これは「なぜこのような政策を行なっているのか/行なっていないのか」、「なぜ(本議場において)このような行動をしているのか」を考えることが求められる。したがって、ただ調べるだけ、ただ史実をなぞるだけといったリサーチから脱し、目的意識や仮説思考に基づくリサーチを身につけることができる。これが③に合致する。これについては、タスクの担当アクター理解→国益設定のパートにおいて、「具体的な事象の収集(基本情報と担当アクターの具体的な取り組み)→抽象化(スタンスの形成)→再具体化(国益軸、論点ごとの国益)」の流れを取り入れた。また、これに関連して、一般化できるリサーチを身につけられるように、人読み防止として本人以外の担当アクターを当日発表した。

本会議で扱った論点はいずれも直感的に理解がしやすいものを設定した。大論点1は障害児の人工妊娠中絶について、大論点2は障害者の分離教育についてそれぞれ設定した。前者は国際的な対立が根深い論点であり、史実においても対立の解決よりも、いかにその対立を回避した文言に落とし込むかが焦点となった。一方、後者は国際的な合意が積み上げられてきている議論であり、各国間の若干の温度差をいかに調整するかが焦点となっていた。このように性質の異なる二つの論点を取り入れることで、各論点において議論・交渉で求められるもの、目指すべきものを考え、両者を比較しやすい形にした。

# 2,会議の経過、成果文章について

まず、リサーチに関しては担当アクター理解で詰まるデリが散見された。自国の国内政策は調べられているものの、それをいかに今会議に落とし込むかが課題となっていたように思う。一方、議題理解やロジック練りに関しては問題なくできていたデリが多かった。

会議当日に関して特筆すべきことは多くの国が主体的に議論に参加し、活発な議論が行われたことだ。しかし、1日会議という時間的制約ゆえに議論時間そのものが短かったため、十分な深まりが見られたとは言えない。両論点ともに双方の認識の違いが明確化するにとどまり、落とし所の模索は全て交渉に持ち越されることとなった。

交渉は大論点ごとに時間を設け、論点ごとに「陣営内での調整→陣営間での個別交渉→全体でのコンバイン」といった流れで進み、最終的にコンセンサスで条文が提出された。

提出された条文を史実の条約と比較すると、生命に対する権利の条文は中絶の規制を求めるカトリック諸国やNGOに寄ったものに、教育の条文は各国の現実を考慮した条約を求める途上国や日本の主張が一定程度認められたものになった。両者ともに、史実では条約の作成を推進していたEUやニュージーランド、カナダ等の主張が色濃く反映されたことを踏まえると、条約そのものに若干の隙を作ってしまったことは否めない。

# 3,会議総括・課題

本会議で一番主眼を置いていた噛み合った議論については議題の性質や裏交渉の禁止によって実現することができたと言える。しかしながら、裏交渉をなくしたことで、本来ならば二国間で解消できるものまで議論の応酬が発生してしまったために、議論時間が圧迫され、コンセンサスに資するような議場全体の認識の醸成が不十分となってしまったことは改善の余地があると言える。また、対立構造が若干異なる論点を採用してしまったことで、交渉戦略が立てづらくなってしまった感は否めない。

興味深かったのは、交渉で陣営ごとに文言を調整し、これを全体でコンバインしていくという若干高校模擬国連的な流れが発生したことだ。文言作成の自由度が高く、政策立案的な要素のある議題ゆえに発生した事態なのか、それとも新メン議場特有のものだったのかはわからないが、研究に値すると思う。

一方で、国益が大きく確保されたり、大きく損なわれたりするような会議ではない分、交渉 で過剰に譲歩しているデリが散見された。議場全体としてコンセンサスをしっかり見据えて会 議行動を洗濯できていたデリが多かっただけに勿体無さを感じた。帰結と議場の現状とを絶 えず意識できるようになれば、参加者のさらなる飛躍が期待できるだろう。 最後に、本会議に参加してくれた新メンの皆、総務・研究面ともに様々な要望を受け入れてくださった事務局の方々、そして最後まで和気藹々とついてきてくれたフロントの皆に改めて感謝を伝えたい。おわり。

# 2023年五研新メン会議『ルワンダ情勢』

会議監督:白川佳樹

1. 会議概要•目的

# ①会議設定

・ 議題 :ルワンダ情勢 UNAMIRについての事務総長特別報告書

· 設定日時·議場 :1994年4月21日·安全保障理事会第3368回会合

史実成果文書:安全保障理事会決議912号

# ② コンセプト・議題選定理由

本会議は会議における「なんかよくわからないけどすごい」を極力減らしていくことを目に始まった。五研新に参加するであろう新メンの中には、模擬国連そのものへの印象として及び過去の会議で他のデリに対して「よくわからないけどすごい」のような感想を抱いた状態で留まっているものがあると考えた。本会議はこれに対してできる限り会議当日に起きたことを参加者が理解でき、「なぜすごいと感じたのか」がわかりやすい会議を目指した。

本会議のコンセプトはMensuraとした。これはラテン語で「定規・測定」の意である[1]。本会議で以下の「ものさし」を手に入れてほしい思いを込めてコンセプトを設定した。

- ・ 会議当日に自らや他のデリの動きを評価できる状態の経験
- · 自らの成長度合いを測るにあたって比較対象となる会議経験
- 易しい構造・論点の中で最適な行動をとる経験

これらの条件を満たすと考え本会議の議題としてルワンダ情勢(安保理決議912号)を扱った。本議題は予想される成果文書の内容が4種に絞られており、同時にそれぞれが明確に異なっているために戦略が比較的明確であった。また議論の内容も現状認識と国連憲章7章に絞ることができ程々のレベルの議論を行えた。さらには情勢自体も単純ではないがアクターが多くないため易しいものであった。したがって会議当日の議論や議場の構造がデリにとって想像しやすく議題理解以降の準備に十分注力できる議題でありコンセプトを達成する土壌を整えられる議題であった。

#### ③ 情勢の概要

本議題はルワンダにてジェノサイドが行われ始めた時勢における安全保障理事会の会合を扱ったものである。以下で本議題にまつわる情勢の大まかな流れを述べる。

ルワンダでは植民地支配フトゥ・トゥチの二大民族の対立が醸成された。独立後にはフトゥが実権を握り隣国へ多くのトゥチ難民が流出し、そのうちブルンジに亡命したトゥチ難民の2世がルワンダ愛国戦線(RPF)を結成する。RPFは1990年にルワンダへ侵攻を開始し内戦が勃発するも、国連・OAU・タンザニアなどの働きかけで1992年に停戦協定が、1993年にアルーシャ和平協定が結ばれて和平に至る。そして元宗主国のベルギーと第三世界諸国の拠出から成るUNAMIRが和平協定の履行監視を任務とするPKOとして派遣された。ソマリアにおいて強力なPKOが失敗した事例や当時ボスニアや他の地域において大規模なPKO活動が行われていたこと、国連の財政難などが常任理事国の消極的な姿勢を生み出していたのである。

その後ルワンダ政府、特にハビャリマナ大統領はアルーシャ和平協定の履行を延期し続けた。そして内戦停止後もフトゥとトゥチ間での対立や和平協定履行の是非によりフトゥ穏健派と急進派間で対立が深まった。そして大統領機撃墜事件を契機として急進派のルワンダ国軍の一部部隊や民兵・民間人によるフトゥ穏健派などの政敵やトゥチの大規模虐殺が始まった。虐殺の報復のためRPFは戦闘を再開し、首都での砲撃戦にまで至る。さらに虐殺の過程でUNAMIRのベルギー兵10名が殺害され、ベルギーは国連との協議ののち独自に撤退しUNAMIR撤退の機運が高まった。

これらの情勢の中でUNAMIRは形骸化していった。民間人の保護はマンデート外であったほか自衛以外のための武器の使用ができなかったために人道支援を行えなかった。またUNAMIRは元々比較的小規模なPKOである中で主力であったベルギー部隊の撤退によりさらに弱まったといえる。情勢に対してUNAMIRは任務も権限も兵力も不足していた。

虐殺の開始と内戦の再開を受けて事務総長はUNAMIRの今後に関する3種の異なる選択肢を記載した特別報告書(S/1994/470)を安保理に提出する。これを受けて本会議の模擬の対象である安保理第3368回会合が開かれた。

史実においては特別報告書の選択肢からUNAMIRの大幅削減案の決議912号が採択され、「世界はルワンダを見捨てた」といわれる所以となった。またその1ヶ月後には同じく特別報告書の選択肢を元にUNAMIRの大幅増強および経済制裁の実施の決議918号が採択されたものの増強については骨抜きにされたものであり情勢を好転させることはなかった。さらに1ヶ月後には決議929号によりフランスを中心とする多国籍軍が派遣されたものの、最終的にRPFの勝利によりルワンダ内戦は終結した。

# ④ 論点設定

本会議ではフロントが論点・TTを設定し議論を行なってもらった本会議では劇的に変化した情勢の中で安保理はいかなる措置を取るべきか、UNAMIRの処遇をどのようにするかを第一義的な論点であった。したがってUNAMIRの処遇およびその前提となる現状認識や7章認定の是非、UNAMIRを継続することの是非などについて議論を行なった。これらの論点はほぼ全てインフォーマルで主張・質問・懸念までを取り、議論が途絶えた争点の議論や具体的な文言レベルの議論をコーカスで行う形とした。

またインフォーマルでは対立点の洗い出しとその議論を目的としていた。そして欠かすことのできない対立点が少々広範であったことや、対立点をそれぞれ論点として整理することは議論を進行させはするもののかなり偏った結果や各結果の不整合を招く恐れがあったことから全ての対立点を一括して話す形をとった。そのためインフォーマルの論点は「ルワンダの現状と安保理の対応」の大論点1つのみとした。

#### ・UNAMIRの処遇

事務総長特別報告書の中にはUNAMIRの今後に関して以下の3つの案が提示されていた。

- 1. UNAMIRを数千名規模に増強し憲章7章の下での強制力を付与する。武力を背景とする停戦の強制と秩序の強制回復を任務とする。
- 2. UNAMIRを状況監視のための部隊270名のみに削減し交渉の仲介を任務とする。
- 3. UNAMIRを完全撤退させる。

4.

また、これらの案の他にUNAMIRに代わって多国籍軍を派遣する案も議論の対象とした。これは本会議の約2ヶ月後に採択された安保理決議929号にて実際に行われたものであり実際に方針として出しうるものであった。そして多国籍軍案は撤退案と同様にPKO増強案と撤退案の中間的な案となるものでありバランス調整に適するものであり事務総長提案の他に追加した次第である。従って以上のPKO増強案,削減案,撤退案,多国籍軍案の4案[2]を本会議の議論の土台とした。

#### ・7章認定の是非

PKOへの強制力付与や多国籍軍派遣を行うには、ルワンダの情勢が国連憲章第7章下の事態である必要がある。ルワンダの情勢が平和に対する脅威[3]か否かにより取れる措置が変わるため、これを本会議の議論の対象とした。また内戦や内戦に起因する難民の流出か、虐殺のいずれを平和に対する脅威と認定するかについても対立が存在した。さらに7章認定を行いPKOに強制力を与えて失敗したソマリアの事例を想起した上での措置の現実性・成功可能性についての対立も存在した。

# ・UNAMIRを継続することの正当性

UNAMIRは元来和平協定履行の監視のための部隊でありそもそも内戦状況下での派遣を想定されていない。またPKOが維持すべき平和として停戦協定やアルーシャ和平協定が効力を持っているかどうかもUNAMIR派遣継続に関連する問題であり、対立が存在した。

#### ·兵力拠出議論

PKOは任意参加の部隊であり決議の作成と同時に、安全保障理事会の外でどの国が兵力を拠出するか調整が行われることが多い。そして本会議では安保理外の議論でありながらUNAMIR増強や多国籍軍派遣の決議の場合どの国が兵力を拠出するかでも国益が左右されるものであった。このような国益の満たし方の追加や交渉材料の提供、そして何より議論を議場の内部で完結させることで議論の停滞を防ぐ目的でコーカスの論点として兵力拠出議論を扱うこととした。

各国が拠出できる兵力数は事前にフロントが当時の情報をベースに議論へあまり影響を与えない値を設定し全力国に共有した。またこれは軍事的なシミュレーションが目的でなく、国益の判断軸追加と交渉材料の提供であったため、単純な兵力数のみを考え装備などは無視したり、各国は拠出するかしないかのみを決定するものとしたりとできる限りの単純化を行なった。

# ⑤その他設計上工夫した点

本会議においてその他工夫した点で特筆すべき点は以下のとおりである。会議統括において再び触れる。

- ・ 国割希望締め切り前のBG配布・勉強会実施
- ・ タスクのまとめ方とBGの表記法を分けることによる議題理解の促進
- · タスクの設問について書くべき側面の詳細な記載
- · BGでの情報の充実
- 2,会議の経過、成果文書について

#### 事前交渉

事前交渉ではスタンスを同じくする国による戦略のすり合わせがなされた。またチェコとナイジェリアを中心とするPKO増強派,英米を中心とするPKO撤退派,フランスを中心とする多国籍軍派遣派それぞれによるDRの作成が行われた。それぞれの草案の特徴及びUNAMIRの処遇についての文言は以下のとおりである。

チェコ・ナイジェリア案

- ・ ルワンダでジェノサイドが発生している可能性への懸念
- NGOによる情報提供への謝意
- ・ 国際人道法に反する攻撃への非難と国際人道法尊重の要求(calls upon)

ルワンダで発生している虐殺、紛争、それに伴う人道上の危機が、国際の平和と安全に対する脅威であると判断する(Determining),

- 8. ルワンダの現状に鑑み、国際連合憲章第7章に基づきUNAMIRのマンデートを次のように調整することを決定し、以下に定められた人道的目的を達成するために必要なあらゆる手段を用いて、活動を実施する権限を付与する(authorizes);
  - (a)和平協定の履行及び停戦への合意を確保するため、当事者間の仲介を行うこと;
  - (b)虐殺行為からの市民の保護、人道支援活動の保護と安全確保、治安の確保、国連その他の要員,設備,施設,装備の安全確保、難民・国内避難民の保護及び帰還支援などの人道支援活動を行うこと;
  - (c)UNAMIRに避難した文民の安全を確保すること:
  - (d)救援物資の配布および人道支援活動に対する安全と支援を提供すること;
- 9. この観点から、UNAMIRの兵力レベルを数千人規模で拡大することを決定し(Decides):

#### 英米案

- 事務総長報告に記載されている虐殺・暴力行為についての言及なし
- ・・アルーシャ和平協定の履行が行われていないことの言及
- · UNAMIRの即時完全撤退(事務総長報告における選択肢③)
- ・ ルワンダの国民により情勢が解決されるべき旨の強調

#### フランス案

虐殺・暴力行為についての言及なし

ルワンダにおける内戦及び避難民の発生が、この地域の平和と安全に対する脅威であると判断するdetermining

- 7. UNAMIRが必要な戦力まで増強されるまでの間、ルワンダにおいて避難民保護及び停戦の実施目的のための多国籍作戦が立ち上げられることに同意する。
- 8. 加盟国が、ルワンダにおける避難民、難民および危険にさらされている文民の安全と保護に及び内戦の即時の停止に公平な方法で貢献することを目的とした、各国の指揮・統制の下での一時的活動の設立を通じて、ルワンダにおける国際連合の目的を達成する。
- 9. 国際連合憲章第7章に基づき行動し<u>Acting</u>、事務総長と協力する加盟国に対し、アルーシャ和平合意を履行するために必要なあらゆる手段<u>all necessary means</u>を用いて、上記第2項に掲げる活動を実施する権限を付与する; <u>authorizes</u>

# 公式討議

スピーチでは基本的に各国が自国のスタンスや主張を表明したにとどまり、その過程でいくつか答弁権行使の対象となるものが散見されたが、行使はされなかった。同様にスピーチでの応酬やスピーチ時点までの会議の経過の反映などは特に見られず、公式討議は会議全体の議論に対してあまり影響を与えない結果に終わったと言える。

# インフォーマル(モデ)

インフォーマルの初頭ではルワンダの情勢が憲章7章下の事態に該当するかとUNAMIRの 処遇について各国様々な主張がなされた。ただこの中でPKO撤退派による現地の情勢に関 する情報の信憑性やPKOの紛争の当事者化などの反論に対して、PKO増強派が有効な反 論を示しており、その他の議論の影響もあり全体的にPKO増強派が有利な状態が続いた。

懸念までを取り切ったのち、一部のPKO増強派による合意提案の動きがあったものの提案には至らず、合意は生まれなかった。各国にて特に問題としている点の洗い出しとPKO増強派が有利であるものの勝ち切りはできない状態をもってインフォーマルは終了した。

# コーカス(アンモデ)

コーカスでは懸念づけやインフォーマルでの懸念事項の解消、事前交渉・裏交渉で形成がなされていたチェコ・ナイジェリア案と英米案を中心に中間国の取り込みがなされた。

交渉の過程で一部の常任理事国によりチェコ・ナイジェリア案への拒否権行使を匂わせる発言があり、PKO増強派の交渉が一時停滞した。拒否権行使がなされた場合、平和のための結集を行う対抗措置がPKO増強派により提起されたことで拒否権行使の問題は下火となった。しかしチェコ・ナイジェリア案の成功可能性などの懸念点を常任理事国側が提起し続けその解消にPKO増強派の時間が費やされた。これらの間に常任理事国による中間国取り込みが進んだ結果、英米案が9カ国の賛成を揃え英米露をスポンサーとするDRが提出された。

また終盤で英米とフランスの交渉が行われ、アルーシャ和平協定の履行が見られなければ1ヶ月以内にさらなる措置を行う旨の文言を挿入する代わりに仏がスポンサーに加わる交渉がなされた。またその間PKO撤退派は票読みから決議の作成を断念しすぐさまWPなどの方法によるフォローに回った。

# 成果文書 · 投票行動

採択会合では英米仏露案のみが採択にかけられ、ロールコールにて全カ国賛成で決議が採択された。採択された決議は以下のとおりである。PKOの処遇は概ね史実通りであるが、虐殺や暴力行為に関する言及が削除されたほか、事態が好転しない場合に新たな措置をとる用意の提示などが盛り込まれた。

史実の決議912号は今回の設計においてPKO撤退派の勝利と言えるものであったが、今回採択された決議は史実よりもさらにPKO撤退派へ有利な内容であったと言える。また、虐殺や暴力への言及が一切ないことからルワンダ政府などにも有利な内容となり、人道危機に対して懸念を持つ国々には苦々しい結果となったと言える。

# 安全保障理事会は(The Security Council)、

ルワンダ情勢に関するこれまでのすべての決議、特に、1993年10月5日の決議872(1993) により国連ルワンダ支援団(UNAMIR)を設立したことを再確認し(Reaffirming),

1994年4月5日の決議909(1994)は、ルワンダ政府とルワンダ愛国戦線との間のアルーシャ和平合意に基づき規定された暫定機関の設立に進展があるという理解の下、UNAMIRの任務を6週間の見直し条項付きで1994年7月29日まで延長したことに想起し(Recalling),

現在、ルワンダ政府とルワンダ愛国戦線との間のアルーシャ和平合意に基づき規定された暫定機関の設立が遅れていることを再確認し(Reaffirming),

1994年4月20日付の事務総長報告(S/1994/470)を考慮し(Having considered),

アルーシャ和平協定が依然としてルワンダの和平プロセスの中心であることを強調し (Stressing),

当事者がアルーシャ和平協定の条項、特に停戦に関する条項を完全に履行していないことに深い遺憾の意を表明し(Expressing deep regret),

ルワンダ情勢に関する問題は、ルワンダ国民の手によって解決されるべきであること、またそれがルワンダにおける様々な問題を解決する一番の近道であることを確認し(Affirming)、

ルワンダとブルンジの故大統領が平和的手段及び地域指導者らと協力して自国の問題を解決するために行った取り組みを認識し(Recognizing),

1994年4月6日にルワンダ及びブルンジの両大統領が死亡した悲劇的な事件に衝撃を受け(Shocked),

特にキガリにおいて、戦闘、略奪、盗賊行為が続き、法と秩序が崩壊していることを懸念し(Disturbed),

すべての当事者がルワンダの状況を悪化させるような行動を避ける必要性を強調し (Stressing),

UNAMIR及びその他の国際連合職員並びに和平プロセスの実施及び人道的救済の配布を支援する非政府組織の職員の安全及び治安に深い懸念を表明し(Expressing its deep concern),

- 1. 1994年4月20日付の事務総長の報告に留意する(Takes note);
- 2. ルワンダ及びブルンジの大統領が命を落とした悲劇的な事件に遺憾の意を表明し(Expresses regret)、事務総長に対し、1994年4月7日の声明で要請したとおり理事会に報告するよう再度要請する(Urges);
- 3. ルワンダ、特にキガリで続いている衝突が、民間人の生命と安全を危険にさらしていることを非難する(Condemns):
- 4. UNAMIR及びその他の国連職員に対する攻撃により、UNAMIR職員数名が死亡し、負傷したことを強く非難し(Strongly condemns)、
- 5. ルワンダ政府軍とルワンダ愛国戦線の間の敵対行為の即時停止と、ルワンダを包囲している暴力と殺戮の停止を要求する(Demands);
- 6. 事務総長特別代表及び軍司令官が、ルワンダの危機の早期解決を図るため、停戦をもたらし、当事者間の調停を行うために積極的な役割を果たしていることを称賛する (Commends);
- 7. ルワンダの現状に鑑み、UNAMIRのマンデートを次のように調整することを決定する(Decides):

- (a)停戦への合意を確保するため、当事者間の仲介を行うこと;
- (b) 実現可能な範囲で人道的救済活動の再開を支援すること;
- (c) UNAMIRに避難した文民の安全を確保し、そのために1994年4月20日の事務総長報告のパラグラフ15から18に定める部隊レベルを許可する;
- (d) UNAMIR は状況監視のための軍事監視要員と警備要員として兵力 270 名と文民スタッフのみとなり、残りは撤退する;
- (e) UNAMIRの安全が脅かされる状況に鑑み、UNAMIRの安全を確保する適切な手段をとる;
- 8. ルワンダ紛争の解決にはアルーシャ和平合意の完全な履行が極めて重要であることを再確認し(Reaffirms)、アフリカ統一機構(OAU)に対し、この点において国連と全面的に協力し続けるよう招請する(Invites);
- 9. ルワンダの危機の解決に向けてサブリージョンの指導者が行った努力を賞賛し (Commends)、サブリージョンの指導者、特にアルーシャ和平プロセスの進行役が、OAU 及び国連と協力して、その努力を持続し強化するよう要求する(Calls upon);
- 10. アルーシャ和平協定がルワンダ紛争解決のための唯一の実行可能な枠組みであり、同国の平和、国民統合及び和解の基礎となることを再確認し(Reaffirms)、当事者に対し、この協定に対する約束を新たにすることを要求する(Calls upon);
- 11. また、当事者に対し、ルワンダ全土で必要とする全ての人々に対する人道的支援の妨げにならないよう全面的に協力することを要求し(Calls also upon)、この点で、国際社会に対し、ルワンダにおける人的悲劇の規模に見合った人道的支援の拡大を提供することを訴える(Appeals);
- 12. ルワンダの統一と領土保全を維持することへのコミットメントを確認する(Affirms);
- 13. 事務総長に対し、ルワンダにおける出来事の監視を継続し、本決議採択後15日以内に、進展している状況について理事会に完全に報告することを招請する(Invites);

14. アルーシャ和平合意へのコミットが上記第13項において見られない場合、1ヶ月以内にさらなる対応についての決議を必要とすることを決定する(Decides):

15. この問題を積極的に把握し続けることを決定する(Decides).

また提出されたWPは以下のとおりであった。

- ・ 次回の安保理会合を早急に開く必要性の表明(PKO増強派)
- ・ 決議主文14を想起して可及的速やかに適正な措置をとるよう要望する意図の 表明
- 投票においては自国や陣営の意見よりも決議が採択されることを重視した旨の 表明
- ・ジェノサイドが疑われる場合に捜査協力する旨の表明

#### 3. 会議統括•課題

本会議を通してコンセプト及び付随する目的については完璧とは言えないもののかなりの参加者が達成できたように思われる。多くの参加者がそれぞれ綿密な会議準備のもとで精度の高い国益や戦略を策定しておりその分確に「失敗」と「成功点」を把握する結果を得られた。そして他のデリによる秀でた会議行動をよく把握し次回以降の目標とできる会議となっていたと思われる。フロントとしても想定より広く深い議論が行われたり、準備段階において多くの参加者が史実のスタンスの流用ではなく国益を定め国益を実現する戦略も構築できていたりと、参加者に感心する機会が多くあった。

ただし現時点で行うべきことを正確に認識し最適な行動を取れていたかどうかはほとんどの参加者に共通する反省点となるであろう。例えばインフォーマルにおいて対抗する陣営の主張に対して「対抗する国が言っているのだから否定しなきゃ」と、反射的に反論する状況などがあった。そして多くの場面で反論として有効なものでない反論となったか、そもそも反論を行うことが有効でなかった結果を招いたと言える。また、拒否権や平和のための結集決議に関する押し問答でも同様のことが言えるだろう。総括すると会議全体の戦略では良い着地点を把握しながら戦略を策定する方針をタスクで示したことで多くの参加者が会議全体では良い動きをできていたものの、細かな議論においてはフロントからの指摘や参加者の準備が不十分であったといえるだろう。

一方で会議設計上の反省点もいくつか現れた。

第一にBG・タスクの過大さが挙げられる。BGやタスクの充実については、参加者の準備についての一定の質を担保したと思われるが、参加者が準備にかける熱量に強く依存していた。特にタスクについては、戦略までは深く準備ができているものの、ロジックや戦略を実現するための手段の構想については準備の時間が足りなくなった参加者が少なくない。この点は若干の反省点である。

第二にインフォーマルの論点設定の緩さが挙げられる。論点設定で述べた理由でインフォーマルはひとつの論点を約180分間議論する形態であった。会議当日では主張などを取るフェーズのひとつひとつが長いものであったため、多くの参加者が発言できる機械を整えられた。対してインフォーマルの議論の枠が事実上存在せず議論の広範化を招き、準備段階でのロジック構成や議論の整理などを妨げたものでもあった。議論議論を行うことは参加者層及び議論時間の観点から採用しなかったが、他の会議であれば考慮に入るだろう。

第三に兵力拠出議論が挙げられる。会議当日においてこの論点で決議が出た際の実行可能性の議論は収集をつけられ議論の進行を促せたことは評価できる。ただし、拠出可能な兵力として提示した値は模擬国連の会議として白熱するように脚色したものであり、若干現実からは離れたものとなっただろう。また会議当日に兵力拠出がネックにならないような値の設定としていたために、そもそも考える必要がないものであったと言える。他の会議ではあまり見られない設計でありコンセプトの比較可能性と若干反するものであるともいえ反省点である。

これらを踏まえても、本会議は参加者の熱意と質の高い準備によりとてもアツい会議となったと思われる。準備段階から各参加者が切磋琢磨しその準備が当日ぶつかり合う情景は圧巻の一言であった。以上をもって感動する姿を見せてくれた参加者の皆様やフロント、このような会議を開催する機会を提供していただいた事務局および関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

[1] ラテン語であることに特に意味はない。日本語のままであった方がコンセプトをより念頭におけたかもしれないことが若干の反省点である。

- [2] なおそれぞれの案の中間案の作成も妨げなかった。
- [3] 平和の破壊・侵略行為か否かの議論については意味がないため扱わなかった。

五研新メン会議D議場『ラテンアメリカにおける核兵器の禁止に関する条約~トラテロルコ条約~』

会議監督:水越萌巴(日吉研究会旧メン)

1. 会議概要•目的

# 会議概要:

議題:ラテンアメリカにおける核兵器の禁止に関する条約(トラテロルコ条約)

議場:ラテンアメリカ非核化準備委員会(COPREDAL) 設定日時:1965年3月15日~1966年3月15日[1]

トラテロルコ条約とは、ラテンアメリカにおける非核化を実現したものであり、1962年のキューバ危機を契機として作成された世界初の非核地帯条約である。核兵器不拡散条約(NPT)など、核軍縮や核不拡散のきっかけとなったこの条約の起草会議を行う形で、本会議ではラテンアメリカ非核化準備委員会(COPREDAL)を模擬することにした。

目的:私は会議監督に立候補する際に、

- ① 普段は交流がない他研と会議を通して交流を深めること
- ②会議に参加することの楽しさ、模擬の楽しさを再確認し、模擬のハードルを低くすること
- ③ 模擬の基礎となる部分を固めたうえで、模擬の多様性を受け入れること の3つを会議の目標として掲げた。また、この議題を通して新メンの皆さんには
- リサーチ段階では戦略策定に時間を割いてもらい、自分なりにその国に向き合うこと② モデよりもアンモデに重きを置き、他のデリと対話する重要さを知ってもらうことの2つを達成してもらえるよう、会議の工夫を行った。

これらの目的を達成してもらうために行った具体的な会議の工夫は以下の通りである。

#### ≪会議設計面≫

- (1)条約起草系会議であったことから、会議が終わった後に署名式を設け、会議の戦略の1つとして考えられるようにしたこと
- (2) 各自で資料を調べてもらう時間を減らすため、BGを読めば大体理解できる内容にしたほか、議題理解が難しくない議題にしたこと
- (3)「交渉したい相手が別の交渉をしていて話せない/あまり会議にインセンティブがないた

め、誰と交渉をしてよいか分からない」ということを防ぐため、国数を13か国に限定 したほか、各論点で対立軸が異なるよう論点設定をしたこと

(4)「リサーチの仕方」や「会議当日の動き方」などの初歩的な部分を勉強会で扱い確認をしたほか、それらの参考資料を作成し配布したこと

(5) 史実では議論には参加していない核保有国をオブザーバーとして会議に参加させることで、交渉の幅を持たせるほか、核保有国が賛成しないと意味がないという本条約の性質を利用し、オブザーバーだからといって無視できない形にしたこと

#### ≪デリのサポート面≫

(1) 5人いるセク/プレスを3人事務系セク、2人会議設計セクと役割分担したこと (2) メンターには会議監督/副会議監督/議長の3人が入れるようにしたほか、 適宜質問は国内chでも受け付け、困ったときにすぐにフロントに聞ける環境づくりを行ったこと (3) ペアデリの場合はペア間での連携が上手くいっているか、相談&確認しやすい状況を作るために、個人-フロント間chを作成したこと

(4) 定期的に各chで声かけを行い、進捗確認やサポートに役立てたこと (5) 各chで個別に連絡が来たものを匿名で全体に共有したほか、デリのリサーチを見ていて必要だと思ったことについては、別途資料を配布したこと (6) 会議当日も困っているデリがいれば積極的にサポートしたこと

# 2,会議の経過、成果文章について

会議の経過:今会議はフロントが事前に用意したTT案に沿って会議を進行した。今会議における主なグルーピングを最初に挙げておく。

メキシコ陣営: 今会議における中間国の立場。ラ米における非核地帯条約を締結のために尽力する一方、締結のためには核保有国の意見を取り入れる必要があると感じており、柔軟な対応をする。議長国のような存在であるメキシコを筆頭とし、チリ、エクアドル、エルサルバドルの4か国が今会議に出席する。

<u>ブラジル陣営</u>:厳格な非核地帯条約の必要性を訴え、あまり妥協しない、いわゆる極の立場。ブラジル、アルゼンチン、コロンビア、ペルーの4か国が今会議に出席する。

核保有国: 史実の会議では出席していなかったが、今会議ではオブザーバー としてアメリカ、ソ連、フランス、イギリス、中華人民共和国の5か国 が出席する。

# 大論点1『核の通過権』

この論点は、核の通過を認めてほしいUS,UK側(主に無害通航権)と、通行権を認めたくないブラジル陣営,USSR,CHN側の対立が見られたほか、メキシコ陣営やFRAは通過権については個別に関係する国が認めるか否かを決定すべきで、条約で一括して決定できるものではないとの見解を示した。

#### ~当日の主張~

①いかなる形態であれ、通過を認めない

通過も配備にあたる。通過権を認めてしまったら完全な核からの解放とはならない 核は特異性を持つのに、果たして無害通航権は無害だといえるのか ラ米を核から開放する(核の完全な不存在)という条約の本質を妨げる 非核地帯=核兵器が存在しない地帯であるため、厳格に禁止すべき

#### ② 通過は認められるべき

無害通航権は認められるべき。核の運搬を許可するかは主権の範囲で決められるので、輸送を禁止するのは主権の侵害。冷戦という状況が変わる中で一律に禁止するのは厳しい 領海条約から無害通航権の判断は沿岸国の排他的権利であるため、認められる べき

# ③ 個別で決定すべき

自国の領域において核を通過させるかどうかの問題は、当該国(通過される側)が主権を 行使して決めるべき話。→個別決定すべきで、条約で一括で決められるものではない

当日は「有害か無害かの区別方法」「通過の解釈の仕方」などで議論が行われたが、その一方で、①のグループが主張していた「条約の本質」についてや、②のグループが主張していた「主権」については議論が深められなかったことから、有効的なモデの議論とはならなかったように感じる。

# 大論点2『条約の効力発生条件』

この論点では、4条件[2]に基づき条約の効力が発生する前に一括で保証[3]を得たいブラジル陣営と、効力発生後の国連総会決議によって個別に保証を得たいメキシコ陣営による対立が見られたほか、核保有国は主に「4条件を放棄できる権利を付けたうえで、効力発生後に一括」という、各陣営の主張を取り入れた主張をしていた。この論点では、「保証の得方=4条件で一括か、総会で個別か」「効力発生前か、後か」の2つの争点が存在するため、以下に記載する当日の議論内容では、それぞれについての懸念・反論をまとめていく。

~当日の主張に対する懸念/反論~

① 4条件への懸

念

「厳格すぎる」

➡反論:「ラ米地域への非核化を重要視すべきであるため、厳格で

あるべき」

#### ② 総会への懸念

「総会には法的拘束力がないため不適切」 → 反論:「決議として出されることに意味がある、拘束力がないからこそ柔軟な形で保証を得ることができる」

③ 効力発生前への懸念 「内容が確定しない中で効力を発生させるため、変更内容によっては主権に反する恐れがある他、早急に効力

を発生させることができない」 → 反論:「4条件も早急に効力を発生させることができないため、とりあえず発効して後から保証を得る形にすべき」

④効力発生後への懸念 証を得るのは、実現可能性が低い」 ることから、実現可能性が低いわけではない」

「個別に交渉して保 ➡反論:「国連総会という場で公にな

上の議論まとめを見てもわかるように、「どちらかといえばこちらの方が重要だと考えている」といった比較衡量の話が全体的になされており、議論が平行線になることが多かったため、相手の前提に立った反論ができるとより良いと感じた。更に欲を言えば、議論をまとめるために核保有国が双方の陣営の主張を踏まえたものを提案できると良かったのではないかと思う。

また、当初反論を募集した際には①と④についての反論が出なかった。反論が出なかった場合、それは議場の合意となってしまう。今回の事例で言えば①の反論が出なかったことから多くの国が求めている4条件の案が落ちる可能性が高まり、特にブラジル陣営にとっては厳しいものになってしまうため、「とりあえず自国にとって不利なものは反論する」という積極性がもう少し欲しかったようにも思う。

# 大論点3『条約の適用範囲』

この論点では、国際法に則って条約の適用範囲を決定すべきだと主張する核保有国と、 国内法に則って条約の適用範囲を決定すべきだと主張するラ米による対立が見られた。な お、この当時はまだUNCLOSにおいて領海の範囲が定められていなかったため、この議 論における「国際法」とは「今後決められるであろう国際法」のことを指す。

~当日の主張~

① 国際法

領海の範囲は主権に基づいて決定されるべき

(サンディエゴ宣言などを根拠)各国に管轄権あり。合理的範囲(200海里)であれば拡大を認めるべき

② 国際法 世界初の非核地帯条約において、国内法規を用いてはならない。領海の定義を急ぐべきではなく、少なくとも国連海洋法会議(UNCLOS)を踏まえ、国際法に則ったものにすべき

当日は主に「国際慣習法は新興国の意見が反映されているのか」「領海の主権は何よりも優先されるべきなのか」という2つについて議論が行われたものの、有効的に反論されているものが少なかった。更に、そもそも領海は主権の範囲内である、というものは事実ではなくただのラ米側の主張であるため、そこに切り込んだ主張が核保有国側から見られるとより良かったように思う。

~モデの振り返り~

ロジックを準備段階で沢山用意していたにもかかわらず、当日の議論は思ったよりもあっさりとしたものだった。理由は2つ考えられる。
①裏交渉に熱中してしまった
②「適切な反論を行うには?」といったトピックを勉強会などで取り上げたがために、発言するハードルが高くなってしまった

事前にフロントが各国の主張や反論内容を確認していたため後者ではないと信じているが、もしそうであった場合は「模擬の基礎を固める」という会議のコンセプトが裏目に出てしまったようにも思える。前者であった場合には、あくまでも裏交渉はサブ的な要素であり、モデの主張をまずはしっかりと押さえておく必要があるので、裏交渉に熱中しないようにしていただきたい。とはいえ最近の会議を見ていると、上級生でも裏交渉に熱中しすぎてモデを聞いていない例をしばしば見るので、模擬国連全体として考えていかなければならない課題のようにも感じた。なお、今会議では少しでも裏交渉に熱中するのを防ぐために、紙での裏交渉の形をとっていた。

また、「論点がずれているがためにクリティカルな反論になっていない」「主張の繰り返しになっている」という内容の発言が懸念・反論フェーズで多く見られた。この1つの原因は先ほども述べた「裏交渉に熱中しモデの主張をよく聞いていない」ことだと考えられるが、「相手がどの点に対してどのような懸念を示しているのか」が考えられていない可能性が高い。難しいことではあるものの、ただやみくもに自国の意見を通すために反論すればいいということでもないため、是非他国の主張をかみ砕いて理解するということを考えてほしい。この点については事前に他国理解をそれなりに行っていれば一程度は解決できるので、リサーチの際におろそかにしがちな他国理解の重要さが分かる課題点だったようにも思う。

成果文書:今会議では1つのDR(正確にはDRではないが、便宜上このように呼ぶ)と7つのWP(うち5つは各核保有国による解釈宣言)が提出された。

では、今会議でMEXから提出されたDR案を見ていく。今回変更可能条文としていた箇所を太黒字&下線で、史実と異なる文言の箇所は太赤字&下線で示してある。

# ORGANISMO PARA LA PROSCRIPCIÓN DE LAS ARMAS NUCLEARES EN LA AMÉRICA LATINA

Sponsored by Mexico, Brazil, Chile, Columbia, Ecuador, El-salvador, Peru

ラテンアメリカにおける核兵器禁止条約に署名する各国政府は、その国民の名において、また、その希望と願望を忠実に解釈して、次のとおり署名する、

軍備競争、特に核兵器の分野における軍備競争に終止符を打ち、国家の主権的平等、相互尊重及び善隣性に基づく平和な世界を強化するために、その力の及ぶ限り貢献することを希望し、

国連総会が、その決議808(IX)において、軍縮の協調プログラムの3点の一つとして、「核兵器及びあらゆる種類の大量破壊兵器の使用及び製造を全面的に禁止すること」を全会一致で採択したことを想起し、他国が核兵器の輸送のために国家の領土、領空、領海を通航することによる安全性に深い憂慮を抱き、

軍事的に非核化された地帯は、それ自体が目的ではなく、むしろ後の段階で一般的かつ完全な軍縮を達成するための手段であることを想起し、

ラテンアメリカの非核化のために合意すべき措置は、「国際連合憲章および地域協定の原則に照らして」取られるべきであると定めた国連総会決議第1911(18)を想起し、

核保有国と非核保有国の相互の責任と義務の許容可能な均衡の原則を確立した国連総会決議2028(XX)を想起し、

米州機構憲章が、半球の平和と安全を強化することが米州機構の本質的な目的であると宣言していることを想起し、

#### 確信する:

核兵器の計り知れない破壊力により、文明と人類そのものの生存を保証するためには、戦争の法的禁止を実際に厳格に遵守することが不可欠である、

核兵器は、その恐ろしい影響により、軍隊と民間人を問わず、無差別かつ容赦なく被爆する。 核兵器が放出する放射能の持続性により、人類という種の完全性に対する攻撃となり、 最終的には地球全体を居住不能にする可能性さえある、

効果的な国際管理の下での一般的かつ完全な軍縮は、全世界の人民が等しく要求する重要事項である、

核兵器の拡散は、国家が主権的権利を行使し、それを防ぐために自らに制限を課さない限り、避けられないと思われるものであり、軍縮に関するいかなる合意も非常に困難なものとし、核爆発の危険を増大させるものである、

軍事的非核地帯の確立は、それぞれの地域における平和と安全の維持と密接な関係がある、

広大な地理的区域の軍事的非核化は、その区域を構成する国の主権的決定によって採択されるものであり、同様の条件が存在する他の地域にも有益な影響を及ぼすものである、

核兵器が存在しない領土を持つ加盟国の特権的状況は、自国の利益のためにも人類のためにも、その状況を維持する不可避の義務を課すものである、

ラテンアメリカのいずれかの国に核兵器が存在することは、その国を核攻撃の標的とし、この地域全体で、経済的・社会的発展に必要な限られた資源を戦争目的のために不当に 転用する、破滅的な核兵器開発競争を引き起こすことは必至である、

上記の理由は、ラテンアメリカの平和を愛する伝統的な考え方と相まって、同地域において原子力エネルギーを平和目的のみに使用する必要性を不可避的に生じさせ、ラテンアメリカ諸国は、自国民の経済的・社会的発展を促進するために、この新たなエネルギー源を可能な限り最大かつ公平に利用する権利を行使すべきである、

最後に確信する:

ラテンアメリカの軍事的非核化とは、この条約において国際的に締結された、自国の領土を永久に核兵器のない状態に保つという約束を意味するものと理解される、

ラテンアメリカは、その普遍性の伝統に忠実であり、自国から核戦争の惨禍を追放するよう 努めなければならないだけでなく、人類の理想の実現、すなわち、国際連合憲章および 米州機構憲章に定められた原則と目的に従い、万人のための平等な権利、経済的公正 および社会正義に基づく恒久的平和の確立に協力すると同時に、その国民の幸福と進 歩を促進するよう努めなければならない、

次のとおり合意する:

# 第一条

- 1. 締約国は、自国の管轄下にある核物質及び核施設を平和目的のためにのみ使用すること並びに自国の領域において次のことを禁止し、及び防止することを約束する:
- (a) 締約国自身が、直接又は間接に、他人のために、その他いかなる方法によっても、核 兵器の実験、使用、製造、生産又は取得を行うこと。
- (b) 締約国自身、その代理の者又はその他の者による、直接的又は間接的な核兵器の 受領、貯蔵、設置、配備およびあらゆる形態の所有。
- 2. 締約国は、また、いかなる核兵器の実験、使用、製造、生産、保有又は管理に直接又は間接に関与し、奨励し、若しくは許可し、又はいかなる方法によっても参加しないことを約束する。
- 第三条この条約において「領域」とは、領海、領空及び自国の法令に基づき国家が主権を行使するその他の空間を含むものとする。
- 第二十八条 1.この条約は、本条第二項の規定に従うことを条件として、次の条件が満たされ次第、批准国の間で効力を生ずる:
- (a) この条約が署名のために開放された日に存在し、かつ、第二十五条第二項の規定による影響を受けない第二十五条に掲げる国の政府によるこの条約の批准書の寄託政府への寄託。

(b) この条約の適用地帯に位置する領域について実質上又は事実上の国際責任を有するすべての大陸外国家又は大陸国家によるこの条約に附属する第一追加議定書の署名及び批准。

(c) 核兵器を保有するすべての国が、この条約に附属する第二追加議定書に署名し、これを批准すること。

(d) この条約の第十三条に従った国際原子力機関の保障措置制度の適用に関する二国間または多国間協定の締結。

2. すべての署名国は、前項に規定する条件の全部又は一部の放棄を検討する無上の権利を有する。批准国は、それぞれの批准書に附属し、かつ、批准書の寄託の際又はその後に作成することができる宣言により、この権利を行使することができる。この権利を行使する国については、この条約は、宣言書の寄託の時に、効力を生ずる。

大論点1において「寄港を認めない」ということに関しては何も懸念が来ていなかったことから、寄港を認めないという内容をDR案に反映すべきだったように思う。このようなことを防ぐためには、「モデを踏まえたアンモデ」を行う必要がある。このことは私が会議を作るうえで皆さんに達成してほしかったことであったため達成できなかったのは残念であったが、レビューなどでも沢山指摘してきたため、次回以降はぜひ皆さんに達成してほしいところである。その分通過権を認めたくない陣営は、前文において「他国が核兵器の輸送のために国家の領土、領空、領海を通航することによる安全性に深い憂慮を抱き、」という文言を追加することに成功しており、史実よりも少し強まったものにすることができたといえるだろう。

今回のDR案は、ほとんど史実と同じ文言になっていたが、大論点2『条約の効力発生条件』の議論が反映される第二十八条の2が史実と少し異なっていた。史実では「<u>すべての署名国は、前項に規定する要件の全部又は一部を放棄する無上の権利を有する。</u>」となっていたが、今会議の該当部分では「<u>条件の全部又は一部の放棄を検討する無上の権利を有する。</u>」となった。つまり、第二十八条の1で規定された4条件を放棄することができるのかについては、次回以降委員会で話されることになる。史実では放棄が認められていたが、今会議においては放棄が完全に認められなかったため、特に非核地帯条約にあまり前向きでないFRAにとって少し厳しいものになっただろう。

なお、今回の会議はDR提出要件が「オブザーバーをのぞくすべての国がスポンサーになること」、採択要件が「オブザーバーを除くすべての国によるコンセンサス」だったこともあり、コンセンサス採択がなされた。また、会議終了後の署名式では、オブザーバーを含む全か国が署名した。

#### 3,会議統括•課題

今会議は過去に模擬国連で扱われたことのない議題に挑戦するという難しい試みであった。国際連合ではないためしっかりとした議事録が残っていない点、参考にできる過去の会

議がない点、古い会議であるため資料を和訳/用意するのに時間がかかる点など、かなり会議を作る難易度は高かったが、副会議監督をはじめフロントのみんなで試行錯誤しながら作り上げることができた。実際の準備委員会は3年間かけてトラテロルコ条約について議論しているため、今回論点として取り上げたものは一部であり、難易度の問題上トラテロルコ条約の大きな特徴である「平和的核爆発」については論点に組み込むことが出来なかった。しかし、こうして考えてみるとトラテロルコ条約は難易度の調整がしやすく、噛み応えのある議題であると感じた。この会議をきっかけとして、初の議題に挑戦したり、非核地帯の会議を作ったりする人が今後現れてくれればこれに勝る喜びはなく、もし会議を作りたいと興味を持っている方がいれば、気軽に会議監督まで連絡していただければと思う。なお、トラテロルコ条約の起草段階については分かりやすい論文[4]があるので、もし興味があればそちらを見ていただきたい。

さて、「模擬初心者の新メンに、この会議をきっかけとしてこれから先もっと模擬を楽しんで欲しい!この会議で自分なりの模擬の楽しさを見つけて、旧メン以降も模擬を続けてほしい!」そんな思いでこの会議を作ったが、その目標は十分に達成されたと思う。会議に参加してくださった新メンの皆さんからは「楽しかった!D議場を選んで良かった!」という声を多数いただいたほか、会議を作ったフロント側からも「フロントができて良かった!」という声を聞くことができ、結果としては大満足の会議になった。

更に私が予想していなかったこととしては、今会議では"新メンの皆さんが自分なりに様々なことを考え果敢に挑戦することで、模擬の自分なりの楽しさを見つけられるよう、フロントが最大限サポートする"という一方向的なものを考えていたのだが、今振り返ってみると逆に新メンの皆さんからフロントがパワーをもらったり、模擬の楽しさを教えてもらったりすることが多々あった。新メンに限られた会議ではあったものの、デリ側はもちろんフロント側も模擬と向き合う良い機会になったように思う。

最後になりましたが、本会議に携わってくださったすべての方に感謝します。

<sup>[1]</sup> 実際のCOPREDALは1965年~67年に行われた会議であるため、今会議ではフロントが準備委員会で話された中から争点を抜き出し、論点として設定した。

<sup>[2]</sup> ①すべてのラテンアメリカ諸国の批准書の寄託②すべての関係国による付属議定書Iの署名および批准③すべての核兵器国による付属議定書Iの署名および批准④国際原子力機関の保障措置の適用に関する協定の締結の4つを指す。

<sup>[3]</sup> 議定書の内容を支持すること。

<sup>[4]</sup> 論説 非核兵器地帯と安全保障 ーラテンアメリカ核兵器禁止条約付属議定書 II の研究ー 黒沢満

## 模擬国会企画(10/7 入管法改正)

10月7日(土)9-16時、後楽園駅文京アカデミーにて、フロント6人、参加者8人(7政党)、当セク見学18人、ゲスト1人で有志の1日模擬国会企画を行いました。以下に報告させて頂きます!

文責:日吉研究会旧メン/伊藤蛍

## 【会議概要】

議題	改正入管法 (正式名称は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本 の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特許法の一部を改正する法律案内 閣提出第48号)
議場	2023年4月28日の衆議院法務委員会から 6月9日の参議院本会議まで

本会議は、今年6月に行われた「改正入管法の採択」を委員会における改正案の審議の様子から採択までの流れを一日で模擬しました。当初は6月9日に行われた参議院本会議を模擬しようと構想していましたが、審議から採択までのダイナミズムを体験して欲しいというフロントの意向から、2023年4月28日の衆議院法務委員会から6月9日の参議院本会議までの模擬としました。

史実における帰結は、修正協議派(自民党・公明党・国民民主党・日本維新の会)と対案 野党派(立憲民主党・共産党・社民党・れいわ新選組)との間で合意に至らず、強行採択と いった形となりました。そこで、フロントから史実で特に対立していた3つの争点を論点として 提示し議論設計をしました。

<論点>

大論点	入管収容システムはどうあるべきか
大論点	難民認定体制はどうあるべきか
大論点	強制送還(送還停止効の例外)を認めるべきか否か

## 大論点1 入管収容システムはどうあるべきか

大論点1における争点は、全政党間で共通認識である全件収容主義の改善の必要性にあたり、どう全件収容主義を解決するかに対して、修正協議派からは監理措置制度の創設が、

対案野党派からは司法審査の導入が提案された。

## 大論点2 難民認定体制はどうあるべきか

大論点2における争点は、大論点1では入管収容システムの根本の見直しに焦点をあてる議論であるのに対し、行政面の問題点についてである。具体的に、難民認定をする主体はどこにあるべきか(入管庁か第三者委員会か)、認定基準はどうあるべきか(現状維持か国際基準にすべきか)、認定手続きはどうあるべきか(録音・録画、代理人の立会を認めるか、言語面のサポート等)が争点となる。

## 大論点3 強制送還(送還停止効の例外)を認めるべきか否か

大論点3における争点は、現行法上において難民申請者を退去強制してはならないという 送還停止効に例外を設け、特に難民申請回数が3回以上の者を退去強制可能とするか否 かについてである。修正協議派は"偽装難民"問題や、犯罪者・テロリストの申請濫用等の懸 念から強制送還を可能にすべきと主張し、対案野党派は難民申請者を強制送還可能とする ことは難民条約におけるノンルフールマン原則違反となる点や人道上の懸念から反対した。

## 【会議開催目的】

会議開催目的はロールプレイを通じた入管問題の深い理解を拡大することでした。一見、国際社会において理解しがたい行動をとる国について、リサーチをすることによって国益を

理解出来ることが多く、入管問題についてもwebサイトやメディアには表面的な情報しか記載されていない場合が多いため、なぜ与党を中心とした修正協議派は改正を推し進めたのかの背景理解はただリサーチするのではなく、政党アクターとしてリサーチすることでより背景理解に繋がるのではと考えました。また、主催者側としても、何故「強行採択」といった手法をとってでも、改正入管法を推し進めたのか、疑問に感じていたので、会議設計を通じて理解したいといった興味関心がありました。

## 【会議コンセプト】

会議コンセプト:「調和」

会議コンセプト「調和」には、ただ相手の主張を否定するのではなく論理的に整合性の取れた議論の展開といった意味が込められています。史実における、改正入管法の帰結は、対案野党派の意見が一切考慮されずに、「強行採択」とも評される形になってしまったので、模擬国会においては、"呑む" "呑まない"といった議論ではなく、なるべく合意を目指し、整合性の取れた議論を行ってほしいということで、「調和」といったコンセプトに決定いたしました。

文責:駒場研究会旧メン/榊原明日香

## 【成果文書】

①採択決議案(維新国民与党)→採択

史実成果文書は100数ページに及ぶため、論点ごとに変更可能条文の指定を行った。米印、下線部分は条文の概要を掴みやすくするためフロントが付加した。紙面の都合上以下のリンクに一応記載する。

## 模擬国会成果文書

会議の結果、維新国民、与党の四党合意の結果生まれた史実決議に対する変更点は、大論点2の「難民審査参与員」項における「法律又は国際情勢に関する学識経験」という箇所1点のみとなった。法律又は国際情勢という要件に加え「難民に関する学識経験」が難民参与員の要件となり、より難民保護に精通した難民参与員を法務大臣が任命する義務が生じた。これは、史実決議で野党(維新国民を除く)が提出した難民保護法案の中で独自に構想された難民等保護委員会の委員要件に由来するものである。

②提出された附帯決議案(維新国民)→否決

史実で国民が提出した文言と同等の文言が維新国民から提案された。(紙面上割愛)ちなみに附帯決議とは模擬国連で言うWPであり、法的拘束力はないが尊重するべしという政治的意思が確認されるものである。(ただ、一応「決議」であるため、WPのように一部国の意思を表明するものではなく、あくまで措置についての文言である。)

立憲れいわ共産が掲げたような難民等保護委員会の設立、司法審査の導入とは異なるが、「難民認定制度の質の向上」「収容上の健康状態への十分な配慮」「外国人との共生社会の実現」等の理念的な合意を確認し、予算や人的体制の確保も盛り込まれている。

## ③附帯決議(立憲れいわ共産)→否決

これは史実の野党案にも明記されていない新規文言案であるが、史実で批判が挙がった「シングルアウト」基準の除去を企図している。シングルアウト基準とは、迫害主体が当難民申請者を個別的に認知しているかどうかを指す。シングルアウト基準があるとすれば例えば、政府が弾圧している民族の一人が難民申請をした際、その政府が民族ではなくてその申請者の名前や顔の情報を握っているという証拠が必要になる。法務省が毎年公表している難民認定の事例集によると、シングルアウト基準が適用されていると見受けられるケースがいくつか確認された。しかし、個別的に自身が迫害主体から認知されているかを立証することは非常に難しいし、UNHCRが定める難民認定ガイドラインにもそのような条文はない。日本の難民認定数、認定率の著しい低さを鑑み、難民認定の国際基準を恣意的に狭めているのではないかと弁護士団、難民保護NGO等から訴えられていた。

難民認定の、「迫害を受ける十分に理由のある恐怖」について、過度に個別性を強調した判断基準となってはならない。

## 【会議統括】

まず副会議監督が上に記してくれた会議設計目的についてだ。BG配布や勉強会メンターを通して、参加者だけでなくフロントも入管法について調べ学ぶ機会を創出できたと感じた。またタイムリーな日本の話題であるため、参加者はフロント配布資料に限らず、政党新聞から外部セミナー、弁護士団体の提言書まで幅広いソースを開拓していたことも嬉しかった点である。

しかし、7月末から本格始動した会議設計には計画遅延が多々生じ、1週間以上前を予定していたBG配布が3日前になってしまったことは悔やんでも悔やみきれない要素である。会議当日の「ロールプレイ」によりのめり込んでもらうためにも、政党益理解に割く時間を確保する必要性があり、議論理解を迅速に負担なく終わらせてもらえるようにするべきであった。しかし五新メン会議や秋会議、後期会議の準備等で多忙な中、会議当日まで理解を深めることに徹してくれた参加者には本当に感謝している。

純粋に興味を持つきっかけにしてもらうという意味では、勉強会やセミナーという形態を取っても事足りただろう。しかし目的はそれだけでなかったからこそ模擬国会という形態を取った。入管問題の内容、決議採択経緯に対しての「ロールプレイを通じた深い理解」についてだ。フロントとしては、模擬国連で見受けられるような競技性を追求した先にそうした理解が可能になると考えていた。結果、フロント側から当日の様子を見るに際し、そうした理解は一定程度得られたと感じている。参加者の方が当日体得してくれたかは難しいところだが、ここで共有しておきたい。

~ロールプレイを通じた理解~

## <構造上の問題についての仮説>

①まず、構造的に保守的な決議案が達成しやすい状況にあったのではないか。「現状の問題に何かしらの手を打つ必要がある=決議を採択するべきである」という前提は与野党双方にあった。なおかつ、与党案の「監理措置」「送還停止効の例外」と言った措置は現状体制を抜本的に改革する必要性がなく、野党案の「難民等保護委員会の設立」や「司法審査の導入」より実施コストが低い。野党側は低い難民認定数と認定率というデータこそは持ちつつも、その原因を明確に突き止めることは困難を極めることから、課題解決の手段としてより野党案が相応しいと説得する手段が少ないように見受けられた。自公のみで改正可決できること、加えて維新国民が他野党と差別化して自公に歩み寄りを見せているため、立憲れいわ共産の交渉カードは弱かっただろう。これらにより、実行上の課題と区別しつつ、共生社会の理想から逆算した「難民等保護委員会の設置」「司法審査の導入」等の措置の是非を与野党全体で議論する機運が高まりにくかったと言える。

②次に、同じく構造的にパフォーマンス的討議が行われやすくなっているのではないか。 史実では、維新国民と与党の4党が非公式に修正協議を行っており、合意に至った上で衆議院、参議院にて公開議論が行われていた。模擬国会では、日本の国会のリアルと乖離しすぎないようにしつつも、モデでアンモデの帰結を動かせるという自由度を残すため、モデ(※公開設定)→アンモデ(非公開設定)→採択という流れにした。特別なのはモデを公式討議のように公開設定にしたことだ。フロントとしては、モデで相手の主張を論理的に批判することで、仮に投票における交渉カードのない野党であっても「明確な論理を国民に未だ示していないにもかかわらず強行採択することなんてできるのか」と与党に詰め寄ることができると考えていた。その意味で公開設定のモデは、「モデで交渉の帰結を動かせるようにする」効果があると考えていたのだ。しかしその結果、BGの提出遅れにより会議準備に時間が割けなかったことも多分に要因があるが、論理性よりもパフォーマンスとして相手に指摘を入れるレトリックを追求することに注目が行きやすかったという参加者視点での貴重な意見を受けた。結果的には、国連や模擬国連のように本来公式討議と非公式討議と明確な区切りがつけられた方が論理的な議論は促進されやすいと言える。 ※実際の国会と今模擬国会の会議構造

実際の国会:【アンモデ(非公開)→モデ(公開)→採択】

模擬国会:【モデ(公開)→アンモデ(非公開)→採択】

参考↓

模擬国連:【モデ(非公開)→アンモデ(非公開)→採択】

今までに分かったことを踏まえると、野党の視点に立てば当初から維新や国民ほどに文言 レベルを下げない限り、自身たちの意向を組み込んだ上での改正法案採択はほとんど見込 めなかったのではないか。当初フロントとしては、入管法改正の議論において史実の維新と 国民が取った、修正協議のインセンティブを握るという立ち回りが正解であり、立憲民主とそ の他野党の動きの正当性には疑念が残った。どちらかというと、今模擬国会を通して、史実 では起こり得なかった野党全党の主張を盛り込んだ新法案のコンセンサス採択がなされるこ とを望んでいた。しかし段落冒頭の仮説と実際の野党の慣行を踏まえると、史実、模擬国会 における野党の動きに対してより精密に理解ができるだろう。実際は、議論と同時進行で法 務委員会の委員長への解任動議や、齋藤法務大臣への問責決議案提出が行われ、野党 (維新国民を除く)による法案採択の先送り戦略が取られていた。国会には前会期の中で議 論された内容は次会期には持ち越さないという会期不継続の原則が存在し、野党少数派に とっては会期内の法案成立の阻止による廃案の実現が事実上の抵抗手段となっている側 面がある。自らの求める案の実現が見込めない限り、与党案廃案の訴求、対案提示と国会 でのパフォーマンスによる世論の掻き立てという選択肢しか取らざるを得なかったとも言え る。また、だからといって消極的にその行動を選択していたのではなく、本気で廃案によって 自らの政党益を実現しようとして、失敗した可能性もある。仮に岸田首相の解散の匂わせが なく内閣不信任決議を採択前に出せていれば、もう少し入管法に対する人権的見地からの 世論の注目が集まっていれば、廃案を実現できた可能性もあったのではないかと感じた。

## < 与党益についての仮説 >

野党の政党益と戦略への考察が進んだところだが、対して実際、与党がそこまで不法滞在者を取り締まりたかった理由の根幹にはまだまだ議論の余地がある。ゲストに来ていただいた後述の室橋様からは対外国人への根強い否定的価値観ではないかとお話を受けた。しかし、今年6月入管法と同時並行で議論された技能実習、特定技能制度の改革による「欲しい」外国人の積極的誘致や日本語教師の国家資格化等の動きを考えると、難民とその他外国人全体への態度は区別して考えられるのではないか。私自身は、岸田首相の「外国人との共生社会」発言がメディアで頻繁に取り沙汰されたり、政府が「移民政策」という言葉の使用を過度に警戒したりしていることを踏まえると、やはり世論への配慮が最も大きい要因なのではないかと考えている。

## < 入管法の論点についての仮説>

以上はロールプレイを通した入管法における議論構造についての理解であったが、もちろ ん入管法という議題自体への理解も深まっただろう。これに関してはフロントのみでなくデリ にも実感があったと思う(と信じたい)。内容については、デリ以外の多くの方には脈絡のな い話になってしまうため恐縮だが、ざっくり言うと根本的な論点が見えてきた。入管法の ニュースを見たことがある方は、大きな争点として難民申請者の強制退去の可否を思い浮か べるだろう。しかし、野党が提案した対案の中にも強制送環の要項が含まれていることからも わかるように、強制退去自体が問題なのではなく、そもそも難民不認定とされた者が実は難 民であるという可能性が残っていること、すなわち難民認定審査の正確さが疑われているこ とが根本問題だと言えるのではないか。ただし、先述した通り難民認定審査がそもそも不正 確なのか、何が不正確さをもたらしているのかは議会において突き止められていない。2021 年の、後に廃案となる同内容の入管法改正案が議論されていた法務委員会においては、 難民参与員の柳瀬氏を含め、専門家からの情報収集が見られた。だがしかし、柳瀬氏の 「難民を見つけることができない」という発言のみが切り取られて報じられたこともあり、2023 年の法務委員会の議事録を見る上では専門家から難民認定体制について意見を聞く機会 が設けられていない。限りなく正確な難民認定審査ができるように仮説検証が行われた後に こそ、強制退去が行われるべきだというのが真っ当な野党側の主張だと思うが、仮説検証の ための情報収集が行われぬまま、結果強制退去ありきの法案議論が進んでしまったと言え る。しかし模擬国会上ではれいわ新選組が、難民参与員の提示を覆した上で法務大臣が難 民不認定を決定するというわずかな事例を見つけ出し主張するという場面も垣間見られた。 史実にせよ模擬国会にせよ、そうした難民認定の「恣意性」を示すに有効な根拠、改善策の 端緒を提示することができていれば、そしてそれが議論のメインストリームになっていれば、 与野党の形勢は少し変化したのではないか、という会議帰結に対する新たな仮説も得られ た。

繰り返しになるがこれらは、模擬国会において各政党党首が政党益に沿った結果、すなわちロールプレイを通した結果見えてきたことだと思う。会議当日は長時間の議論交渉の負担を考えてレビュー時間を省略したが、その点を参加者、フロント間で意見交換する機会を作れたらより良かっただろう。

## ~模擬という形態の相対化~

加えて当日大変貴重な副産物を得ることができた。模擬国連、模擬国会という営みの相対化である。大学の講義繋がりでNPO法人日本若者協議会の代表理事を務めている室橋祐貴様に1日模擬国会議論をご覧になって頂き、コメントを頂いたことが契機となる。室橋様からは若者の政治参加の観点から、模擬国会には国内政治の理解を深めることに終始しているところに不足があるという指摘を頂いた。理解した先で自身の意見を発信し、会議室を超えて政治社会に影響をもたらすことの必要性を痛感した。また、日本の国内政治は論理性よりも権力が第一になっているという実態もご指摘頂いた。今回を通して、議題の内容的理解と帰結に対する構造的理解を行う契機を与える可能性を模擬国会に感じつつも、新たに得た模擬国会に対する観点を踏まえ、今後の方針を模索したい。

<資料>

紙面の都合上割愛した決議案や、会議細則と勉強会資料、未公開プレス等をまとめたドライブを一応貼っておきます!

面白いので入管法や当日の議論に興味がある方はぜひ見てください!

## 模擬国会ドライブ

ついでにSNSも今後もコンスタントに動かそうと思うので是非「

## 模擬国会Instagram

(※普通に模擬国会で出ます)

## <謝辞>

この会議は有志で行ったにもかかわらず、フロント、デリ(政党代表)、当セク、その他関心を持ってくださったもぎこっか一の皆様のおかげで、なんとか、1日実施することができました。模擬国連の探求の掲載を依頼してくださったことも恐縮ながら嬉しく思います。(提出が遅くなってしまい大変申し訳ありません。)今後も是非模擬国会を続けていけたらと考えていますが、まずこうして1回目を行うことができたことのありがたみに改めて

模擬国連研究所 論題『インフォーマルについて』 『模擬国連研究所』では、毎編ごとに指定した論題について寄せられた寄稿を掲載する。 今回のテーマは『インフォーマル(モデ) について』である。

## モデ舟

## ~モデの意義を知らない奴に会議のオールを任せるな~

石塚旦

こんにちは。駒場研究会新メン(日吉研究会老メン)の石塚旦です。最近の会議で良いモデをあまり見てきてないなーと思ったので、自分なりのモデの意義を共有したいと思います。基本的なことしか書いてないので、そこまで難しくないです。あとこの文章は基本的に石塚旦個人の感想です。別に何かに依拠してるわけでなくほぼ経験則なので何か意見があればツイッターに#モデ舟をつけてツイートしてください。一応この文章の意図としては、モデの戦略云々ではなくあくまでもモデがどういったものであるかを知ってもらった上で基本形を身につけてもらうことにあります。この型をもとにそれぞれ応用してもらえれば僕は嬉しいです。ただ、応用といっても基本的に模擬国連においてこの型を逸脱することもないと考えています。そのくらいモデの意義は正直シンプルなものです。

それではいってらっしゃい(ホリエモン)。

## 1.原理的な模擬国連の流れ

この文章全体を通して伝えたいことは「モデは交渉のプロセスである」ということです。モデをディベートだと思って「最強のロジックを吐きに行くぞー」」みたいな感じで腕ぶんぶん回してるデリは大体イタい印象があります。そうならないためにも、モデは交渉プロセスであると最低限覚えて帰ってください。では、モデが交渉プロセスであるとはどういうことか、模擬国連の概観から順を追って説明します。

模擬国連は基本的に何かしらの成果物(文書)を作る競技です。決議とか報告書がこれにあたるんじゃないかと思います。ただ、こうした決議、報告書はただただ書けばOKというわけではないです。過半数ないし全会一致の賛同を得る必要があります。そして、こうした賛同を得られる決議を作るためにはより多くの国の意見を取り入れる必要があるでしょう。こうしたことから、模擬国連は多くの国々の賛同を得た決議を作るためのプロセスと言えます。

これを踏まえた上で模擬国連の各フェーズを原理的に眺めてみましょう。例え話もちょくちょく入れていきます。まず、各国どういった考えを持っているか把握しないと文言もクソも作れません。例えば、みんなでピザを作ろうという場面で、それぞれ魚のピザや肉のピザを作りたいという人がいるなか、野菜のピザを作っても誰も得をしないのはわかると思います。模擬国連も同様でしょう²。議題に対して、それぞれの国がどういった考えを持っているのか、全員が把握した上で文言の方向性を定める必要があります。

全員の意見が把握できましたとしましょう。しかし、意見を集めただけじゃみんなが納得する文言をつくることは難しいです。なぜなら、ピザの好き嫌いが一人一人違うように、国際社会で全カ国の意見が一致することはそうそうないからです。当然、Aの意見もありBの意見があります。そして当然、Aの意見にはその反対意見であるAバーがあり、Bバーがあります。多くの国の賛同を得た決議を作るためには、こうしたA,B,Aバー,Bバーの意見を踏まえる必要があります。こうした意見共有プロセスを経てやっと各国は交渉のテーブルにつくことができます。

こうした意見収集やそれに対する懸念を集める場としてモデは有効に使えます。まず、モデは全カ国が着席で話すことができるため、各国の意見を全体に共有するのが容易になります。また、同時に質問や反論といったフェーズを踏まえて各国の反対意見も全体に共有することができるため、議場全体として交渉の土台を作ることができます。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> ちなみにどんな主張も論破できる「最強のロジック」には今まで出会ったことがないです。国際法は万能じゃないです。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> もちろん準備段階で他国理解はしてると思うので、基本的に開始時点で各国の意見はなんとなく把握してると思います。ここはあくまで原理的な話なのでそういうのはちょっと我慢してください。

以上が原理的に模擬国連を捉えた際のモデの役割、活用方法になります。つらつらと書きましたがとりあえずここでは、各国の意見・反対意見を全体に共有し交渉の土台を作ることができるということだけ頭に入れておいてもらえれば大丈夫です。

ここからは主張・質問・懸念・反論といった各フェーズを具体的に見て、モデの意義をとらえていきます。

## 2.モデの各フェーズの役割

一般的にモデは主張・質問・懸念³・反論・再反論…… といったフェーズに分かれています。個人的にこの流れはモデの意義を最大化することができる、合理的なフローだと思っています。しかし、それぞれの役割を理解してないと、こうしたメリットも半減してしまいます。ここではこうした各フェーズの役割を考えいきます。

#### a.主張

1項で述べたように主張の役割は、自分の意見を表明し、どのような主張のグループが存在しているか整理する、これに限ると思います。ロジック発表会ではないです。正直いうと主張の役割はこれに尽きるんですけど、これだと薄味なのでもう少し詳しく考えていきます。

例えば、情勢系会議でより強い措置を求めてる国を担当している場面を想像してみましょう。自国の意見として「より強い措置を行いたい!」を主張するだけでは、なかなか多くの国の賛同を得ることは難しいでしょう。なぜそうした措置を行わなければならないのか、より説得力のある形で主張した方が、その後の交渉で受け入れられやすくなることは想像に難くないと思います。そのため主張の場面では自分の主張に根拠(ロジック)をつけて意見表明していくことが重要になってきます。

では、どのようにして根拠(ロジック)を付与していくべきなのでしょうか。個人的にモデにおけるロジックの流れは「事実→影響→評価→対処」に収斂すると考えています。

まず、事実について、模擬国連は当然議場が設定されていて、各国が議論をするために集まっています。そして、各会議には何かしらの問題が発生しているという「事実」が存在しています。例えば情勢系会議であれば、何かしらの紛争、条約策定会議などであれば何かしらの権利が侵害されているといった現状など、が挙げられるでしょう。

そして、こうした事実は多くの事象に対して「影響」しています。そして、こうした影響に対してどのようにその国はどのように判断しているのかを示すのが「評価」です。よく模擬国連では国際法が使われますが、この評価においてよく用いられているのではないかと思います。

ー旦ここまでの流れを具体的な例に当てはめてみましょう。例えば情勢系会議の場合、〇〇における紛争が(事実)、 $\triangle$  のような戦闘を引き起こしていて(影響)、この戦闘によって人命の損失が起きていて $\diamondsuit$  のような権利を侵害している(評価)。このような感じです。条約策定や概念系も同様に、 $\circ$ 0といった問題がある(事実)、 $\triangle$  のような問題によって $\Box$ 0ような権利が侵されている(影響) $\rightarrow$   $\triangle$  の権利は $\diamondsuit$  のような根拠によって保護されるべきである(評価)。こんな感じでしょうか。

そして、最後にこうした問題に対してどういった「対処」が有効であるのか主張します。例えば、経済制裁を行うだとか、武力制裁を行うだとか、新たな条文を設けるだとか、こういった主張が「対処」に当たると考えています。

以上が基本的な主張の流れになるのかなと思います。ただしこれを意識して主張しているわけではなくて、一般的な主張におけるロジックの流れがこうしたものに落ち着くのではないかというのが僕の考えです。また、基本的にこの流れは論点で区切られたり、論点構造によって若干変わったりすることもあると思うので、その都度応用すべきでしょう。

また、主張フェーズでは自分と似たような意見をどの国が持っているか把握することも重要でしょう。基本的にそれぞれの主張はある程度の国の間で似ることが多いです。模擬国連では、交渉の場面や票の数という観点から仲間を集めることは重要になってきます。モデでは

<sup>3</sup> ここ「反論」と呼ぶ人たちもいるっぽいんですけど、個人的には「懸念」という呼び方の方が本来の役割に沿ってるのかなと思います。

各国の主張を聞いて、どの国が同じグループに属することができるか把握し、それをアンモデで活かしていくことで有利な動きを作ることができるでしょう。また、議場全体でそれぞれの主張をグルーピングし収斂させることで、交渉の効率化にも繋がります。

このように主張は、各国の意見を把握し、ある程度収斂させる、意義があると言えるでしょう。

#### h 質問

意外と質問フェーズを有効活用することが難しいと思っている人も多いのかなと思います。 モデにおける質問の意義は基本的に主張の意図や根拠の明確化をすることにあると考えています。

先ほど「事実→影響→評価→対処」の流れの話はしたと思います。基本的に質問ではそれぞれにおける主張や根拠の明確化やそれぞれの有機的な繋がりの明確化を行うことが主な役割になると考えています。

まず前者について、例えば示した事実や影響がどのような文書に依拠しているか、評価にあたって参考にした条文はあるか、対処に関して前例はあるのか、といったものが挙げられるでしょう。また後者については、例えば事実・影響を踏まえてどういった論理で評価に至ったのか、事実に対してなぜそういった対処が有効なのか、といった論理関係などを明確にするような質問が挙げられると思います。

基本的に質問にはこれ以上の役割はないのかなと思います。たまに「〇〇という条文、事実を認識されていますか」といった質問が見られますが、あまり意味ないと思います。基本的にパブリックな情報をベースに行われている模擬国連で相当秘匿された事実が出てくることはないし、条文を知らないという状況は想定しにくいからです。また、この質問の回答でYes,Noいずれかの回答が得られたとして、結局その情報をもとに懸念をあげるのであればわざわざ質問フェーズで質問する意味もないので結局時間の無駄です。

このように質問は各国の主張や論理関係で曖昧であったり、不明確だった部分を全か国で正確に共有する意義があると考えています。

#### c縣会

ここが今回一番大事なポイントです。まず、懸念を考えるにあたって意識して欲しいポイントは、懸念は「それを解消することができれば合意することができるポイント」であり「お互いの認識の違いを明らかにしてそれを埋めていくフェーズ」である、ということです。結構多くの人が懸念及び反論フェーズを議論の場と捉えているのかなと思うのですが、あくまで結果的にそうなってしまうのであって、原理的にはお互いの合意可能領域を探る場が懸念フェーズであると考えています。以上の認識を踏まえて、まずはモデにおいてどういった懸念が想定できるのか考えていきます。

まずは、事実・影響・評価における、事実認識の相違です。例えばある大使によって示されていた事実に対して、別の資料によって違う事実が示されている場合が挙げられるでしょう。また、事実認識の評価に関しても、国際法に基づいた違法性に対する見解の相違や、そもそもの国際法の解釈に関する相違などもこのフェーズで扱われると考えています。その上で、事実認識に関する違いは、そもそもの認識の違いであるため合意に達しにくい側面があります。一方評価に関する認識の相違は、国際法の解釈の問題や問題を評価するに至った論理の妥当性に関する話に行き着くため、ここに関してはある程度の議論が発生すると考えています。ただしこの議論に関しても、一方が相当の妥当性を有していない限り、究極的には認識の相違に至るため、こうした場合議論は切るべきでしょう。ただし、法的な解釈にあたって、議論の結果ある程度各国全体で一致した見解が得られる場合もあります。こうした場合に共通の見解を共有することで議論の土台が出来上がるため有意義なものであると言えるでしょう。このように双方がどういった点において懸念を抱いていたか、またどの点において意見が一致するかを明らかにすることで、交渉で取り扱うべき点及びその前提が明確になり意義のあるモデになると思います。

次に「対処」によって新たに発生しうる影響に対する懸念です。基本的に「事実」から発生した問題に対して制裁や新たな条文を設けるなど、「対処」を行っていくわけですが、この「対処」によって新たな問題が発生する可能性もあります。例えば、制裁によって一般の

人々に対して影響が出てしまったり、新たな条文によって本来尊重されるべき国家の主権が制限されてしまったり、などがわかりやすい「対処」による影響かなと思います。このように「対処」によって新たに発生する問題に対して懸念が挙げられるでしょう。

このように懸念フェーズのは、ある主張に対して「どの国が」「どういった反対意見を有しているか」を明確にする、意義があると言えるでしょう。

さて、このようにしてそれぞれの意見、そしてそれの明確化、またそれぞれに対する反対意見を議場全体に共有することができました。これらを踏まえて交渉に移ることができます。

## d.合意

最近の会議では合意提案を募る会議も増えてきたように感じます。ただし、合意提案に関しても意義のあるフェーズを踏まなければただの時間の浪費になってしまいます。ここで覚えて帰ってもらいたいのは、合意提案は言質を取る時間ではなく、あくまでも交渉の前提を全体で共有する時間である、ということです。説明していきます。

懸念までのフェーズをへて、様々な立場の主張が示され、またそれぞれ共通する点や相違する点が表出してきます。ここに関して、共通する点を議場全体で共有することで、その点が交渉の前提となり、無駄な前提議論に割く時間をカットすることができます。ここで有効になってくるのが合意フェーズでしょう。

最近の会議では自国に有利な文言を合意として取ることで、今後の議論に有利に活用しようとする人を見かけますが、これはあまり有効といえないでしょう。そもそも提案自体が落とされ、そのやりとりの時間が無駄ですし<sup>4</sup>、そもそもその合意自体の拘束力があるわけでは無いので、結局アンモデで同様の議論を行うことになるという二重の時間の無駄になります。あくまでも、懸念フェーズまでで得られた共通点を共有する程度に留めておくべきでしょう。ただし、懸念フェーズにおいて自国にとって有利な議論を全体で共有できた場合に一つの選択肢としてとっておくことは問題ないと思います。

ちなみに、個人的には合意提案フェーズは反対派です。なぜなら全員がちゃんとモデを聞いておけば共通点などは容易に共有できるからです。ただ、共通点を文言という形で共有できる点に関してはメリットがあるのかなと感じています。

### 3.モデを踏まえたアンモデの交渉

モデを踏まえたアンモデの交渉を考えていくにあたってまず、モデを終えた議場の状況が どのようなものか整理してみます。

- ・各国が議題に対してどのような意見を有しているか全体に共有されている
- それぞれの意見がある程度まとめられている
- ・それぞれの意見の根拠(ロジック)が明らかになっている
- ・それぞれの意見そしてその根拠(ロジック)に対してどの国がどのように懸念を有しているか明らかになっている

## このような感じでしょうか。

このような状況でまずは、どの文言が争点になっているか把握することができます。その上で、アンモデでは文言上でかなり柔軟な交渉を行うことができます。極端な例ですが、モデで対立していたAとBの意見を両論併記することもできるのがアンモデでの交渉です。これらを踏まえてまずアンモデですべきなのは、争点になっている文言に対して懸念を解消した形で文言化することができるか検討することでしょう。例えば、「経済制裁を行う」という意見に対して「文民に対して悪影響が出てしまう」といった懸念が上がっていたとしたら「文民に影響がないように経済制裁を行う」といった形で解消することができます。

\_

⁴基本的にこのやりとりは懸念フェーズで補完されているので

<sup>5</sup> めちゃくちゃ簡単な例ですが

しかし、こうした文言上でも解消できない対立も模擬国連では存在します。例えばそもそもの認識が全く異なっている場合や、相手のボトムが高く、合意可能領域が存在していないような場合です。このような場合は究極的にはバーター交渉するしかないでしょう。

#### 4.まとめ

正直いってモデは会議において必須ではありません。ただ、上記のように交渉を行っていくにあたって有意義なツールであることは間違い無いです。今後会議準備していくにあたってこのモデというツールをどのように使っていくか、ぜひいっぱい会議に出ていっぱい考えて頑張ってみてください。また、この文は超超基本的なことしか書いて無いです。正直本番の会議では多くの変数が存在しているため対応することが難しい場面も多いと思います。その中でこうしたある種の型を持っておくことは行動の判断の指針にもなると思うので、意識して見るといいかもしれないです。あまりTwitter(旧X)にあげられている小手先のテクニッグや変な四字熟語に囚われず、こうした王道の型で会議行動をするのがなんだかんだ強くなる近道なのかなと思います。あとは色々自分の頭で考えて、考え抜いて自分の中でベストと思える会議行動をしてください。Be ambitious!



87

<sup>6</sup> モデによる遅延などの小手先のテクニックはあまり再現性がないですからね

## 模擬国連会議ガイドブック第4版補章1"ロジックを策定する"に関するフォローアップ

## --規範的議論と政策的議論の接続点--

何 山(日本模擬国連日吉研究会25期)

模擬国連会議ガイドブック第4版捕章1"ロジックを策定する"(以下、本論)における"規範と事実に関するロジック"と"利益に関するロジック"の関係について、若干のフォローアップを行う。

そもそも法とは、規範の一種である。規範とは人間に共有された評価・行動その他の基準を意味しており、その策定には価値判断が欠かせない。規範には法の他に、慣習や倫理などが含まれる。

"利益に関するロジック"で述べた各国共通の利益は、基本的に上記の規範から導かれる。理念法か実定法かに関わらず、全ての法律は何等かの理念、妥当であるとされた目的を有しているものと言えるが、とりわけ国際法分野で言えば条約は特に具体的な理念・目的を有していることが多い。こうした法理念の実現は、その法に服するものにとって同時に各国に共通する利益として共有される。更に言えば言うまでもなく条約はその当事国が合意して初めて法として有効になるのであり、そのように考えれば、条約の内容とは既に条約当事国各国の共通の利益であるとして合意されたものであると考えることができる。"利益に関するロジック"の趣旨に基づいて言えば、議論している各国が当事国となっている条約等が既にある場合、それは既に各国共通の利益として合意されたものである。として各国共通の利益について議論する段階を省略することができる。模擬国連の議論においては、国際法とは既に合意され、またその内容の解釈について特別の解釈手法に従う必要のある、特別な"各国共通の利益"である、と言い換えても良いかもしれない。そのような考えを更に進めれば、例え使用可能な国際法がなくとも、会議中に各国共通の利益について論を立て合意することができるのであれば共通の基盤に基づいた有効な議論が可能となる、と一応言うことができる。

さて、規範には法の他に慣習や倫理が含まれると既に述べた。そして、こうした慣習や倫 理からも、各国共通の利益は導かれうる。言うまでもなく、慣習法にまでは至っていない慣習 や倫理は法的拘束力を有するものではない。しかし、それに反した場合には政治的非難を 受け、国際関係上の不利益が生じることがある。例えば、国際人権規約を始めとする国際人 権法の発展以前には、国民に対する人権侵害は必ずしも国際法に反するとは言えなかった のだが、そうであるとしても重大な人権侵害は倫理に反するという観念はあった。極端な例を 挙げれば、ナチスドイツが行ったユダヤ人に対するジェノサイドについて、禁止する国際法 が当時存在していたとは言えない。それでもナチスドイツがジェノサイドを隠そうとしたのは、 やはりそのような行為が倫理規範に反するものであり、戦前のナチスドイツも含めて公式に そういった倫理規範を否定することが困難であったからである。このように、法に至っていな くても各国に共通する慣習や倫理が存在するのであれば、そうした規範から各国共通の利 益を見出し合意して議論を進めることは不可能ではない。自決権が法的権利として承認さ れる前から自決の尊重は政治的原則として倫理的には求められてきたものであり、環境に 関する国際的合意が誕生する以前から自然保護や環境汚染防止は一応倫理として存在し たといえる。そうしたところから、これらの倫理の実現は各国共通の利益として議論の共通基 盤となり、一部は後に法として発展していくことになった。

しかし、法として明確にされていないにも関わらず各国に共通する慣習や倫理規範といったものは必ずしも容易に見いだせる訳ではなく、正確に検討しようとするならば倫理学や比較文化等に関する高度な専門知識が必要になるだろう。そのように考えれば、一切依拠できる法がない中から共通する基盤を作ろうと試みるのは、既に政治的原則としては確立していたり、史実でそれが成功したりした例外的な場合に限るべきかもしれない。

## インフォーマル(モデ)を価値あるものとするために

四ツ谷研究会37期 坪井宏樹

インフォーマル(モデ)不要論という考えは定期的に模擬国連界限で話題になる。目先の議論で強く対立した結果、時間を浪費するだけで何も産まず、最後のコーカスの場でマンパワーによって半ば強引に(そして、時にインフォーマルの内容に反して)合意がまとめられるような会議を経験した人もいるのではないだろうか。確かにそのようになってしまう展開は多くある。しかし、このような現象はどのようにインフォーマルに臨むかについて十分に検討されていない故に生じてしまうものであると考える。そこで、インフォーマルの目的は何か、インフォーマルをどのように活用すれば価値があるものとなるのかについて私見を述べようと思う。

なお、ここで述べることは私見に過ぎず、また会議に出る上でなんとなく意識していたこと 程度の事柄であり、有用でないことも多くまた網羅性にも欠けた内容にもなっているがその点はご 容赦願いたい。この文章が、読者にとってインフォーマルについて考える上での切り口となれば幸 いである。

## A.インフォーマルの目的

以下の5点が私の考えるインフォーマルの目的である。

- ・数多く存在する異なる意見を集約すること
- ・相手国の主張がどのように成り立っているかを理解すること
- ・根本的な対立点とその理由を相互に理解すること
- 各意見の正当性を検討した上で、交渉の俎上に載せ得るものを選別すること
- ・以上を通じて、交渉が始まった際にどこの国と何を交渉するかを明確にすること

私の考える理想的なインフォーマルとは、「意見の対立が残っているかどうかを問わず、 対立点の明確化され、対立が生じている理由を含めて互いに相手の主張を理解でき、互いに正当 性一定程度認め、それゆえに互いが要求する価値を配分する政治的調整が可能な状況を作り出 すこと」である。具体的な状況を砕けた表現を用いて表現すると、「人権と平和のどちらも重要なの は理解できる。そして貴国の言うことも間違っているわけではないし、なぜそのような結論に至るか も理解した。しかし、我々は人権という価値をより重視しているし、貴国は平和という価値をより重視 しているように優先順位が違う。だからこそその2つの価値に折り合いをつけ、合意するために政治 的な調整をしよう。」のような状況である。

もし、相手の立論がどのように成り立っているのかわからず、またどこがなぜ対立しているのかが明確になっていないまま交渉に突入した場合、それは有意義な交渉にはならないだろう。相手が要求する論理を理解しなければ、相手が主張する懸念点を回避できる提案をできないからである。対立点を明確化し、また理解することによって「この文言をこう解釈すると貴国が懸念している点を回避できるから問題ないのでは?」のように提案ありきの生産的な交渉が可能となる。また、相手の主張や価値に対する正当性に重大な疑義が存在する状況では有意義な交渉にならない。ある価値ともう一つの価値については比較衡量や配分が可能でも、価値と無価値を比較・配分することはできないからである。そのため、価値を比較・配分するために政治的交渉を行うにあたっては、主張及び主張の根本にある価値についてお互いに一定程度その正当性が認められる必要がある。そのため、インフォーマルの議論を通じてお互いが自身の主張の正当性を一定程度承認できる段階にまで議論が達していなければ、その後の交渉は有意義なものとならないだろう。

## B.インフォーマルを有意義なものとするための指針

インフォーマルの目的については述べたものの、実際問題としてインフォーマルが機能不全に陥ることは非常に多い。そのような機能不全が生じる大きな原因として、方針の誤りと方法の誤りの大きく2つが考えられる。それぞれについて、どのようにインフォーマルに臨むべきか以下で私見を述べる。

## 1.方針の問題

まず最初に、インフォーマルの方針が適切ではない場合について述べる。これを読んでいる方も一度は相手国から言質をとり、有利な全体合意を結ぶことを目指してインフォーマルをしたことがあるのではないだろうか。しかし、これはあまり適切ではない。確かに有利な合意というのは極めて有用であるが、インフォーマル内で合意が生まれるのは一方が相手を完全に沈黙させるほどデリ間の実力差が非常に大きい場合、あるいは殆ど意味の無い合意である場合、のいずれかであると考えてよいだろう。よって、インフォーマル内で合意を作ろうとするのはあまり生産的とは言えない。なお、合意についてはTT案によってはインフォーマルで「合意フェーズ」を設けることもあるがこれは時間を消費して終わることが殆どである。

では、合意を勝ち取りにいくのでなければインフォーマルをどのように用いるべきなのか。 私の考えでは、インフォーマルにおいて最も重要なことは「差異とその理由を明らかにする」ことである。事実→法規範の適用→結論という立論の間において、A国とB国の主張の対立はどの部分で、なぜ、どのように生まれているのかについての解像度を上げていくことが重要である。これは、法規範の適用に限ったことではなく、事実認識に関しても同様である。単に「事実の認識が違いますね」終わらせるだけでは意味がなく、なぜその認識に至っているのか、自国と相手国で認識が分裂している部分はどこなのか?なぜ、どのように違いが生まれているのか?というまで掘り下げ、解像度を上げることが重要である。

もちろん、この「差異を明らかにする」という作業を通じて自国に有利な状況を作り出すこともできる。対立点に関する解像度を上げていく過程で、対立点をなるべく自国に有利になるように設定することで後々交渉を行う際に有利になる。それはイーブンの状況から交渉が始まるのではなく、7:3から始められるようにする試みである。具体例を挙げると、当初の対立点が「自決権の行使による独立を認めるのか、認めないのか」であったものが、対立点を明らかにするための議論を通じて「自決権の存在自体は認めた上で、即時の独立を認めるのか/認めないのか」という対立点として設定できた場合、独立擁護派にとって有利な結果になるだろう。

以上のように、差異を明らかにすることを突き詰めていくことによって、その後交渉を始めることが可能になる。

## 2.方法の問題

次に、インフォーマルにおける議論の方法が適切ではない場合について述べる。適切ではない議論の方法が生じるのは殆どの場合、反論/再反論においてである。適切ではない議論では多くの場合、主張に対する反論ではなく別の主張を返している状況である。

## 以下のような例を考える

主張	「友好関係原則宣言によると人民には自決権を持つから独立が認められる」
"反論" (実際は別 の主張)	「友好関係原則宣言にも書かれているように、領土保全原則が適用されます。故 に独立は認められない」

この"反論"には、結論の違いを生じさせている点とその原因を特定できていないために 反論ではなく別の主張になってしまっている。一般に、主張とはA→B→C→D(結論)のように組み 立てられている。その中でどの点(矢印)において違いが生じているのかを特定し、その点を攻撃し なければならない。提示した例をもとに考えてみよう。

主張 「友好関係原則宣言によると人民は自決権を持つ(A) から独立が認められる(D)

	. ا
"反論" (実際は別	「友好関係原則宣言にも書かれているように、領土保全原則がある(C')。 故に独立は認められない(D')。」
の主張)	近々本向はのうられいまた。(D )。]

これではどこがなぜ・どのように対立しているのかが不明である。このような応酬は何も明らかにしないし、何も議論が深まらない。このような場合、質問や議論を通じて相違点を明確化させなければならない。以下のように説明された場合、相違点が明確になっている。そして、土台を揃えつつ相違点が生じている点を明確に突いているために有効な反論と言えるだろう。

<u> </u>		
主張	「友好関係宣言に規定されるように自決権は存在する(A)、当該人民はxxのよう	
	に抑圧されている (B)、故に当該人民に対して自決権が行使できる(C)、結果とし	
	て独立が認められなければならない(D)。」	
適切な反論	「自決権の適用に関して疑義がある(攻撃点の提示)。 友好関係宣言に規定され	
	るように自決権は存在する(A) が、当該人民は(何らかの理由)のためすでに自	
	身を代表する政府を持っている(B')、故に当該人民に対して自決権の適用はで	
	きない(C')。 結果、領土保全原則が適用法規となり独立は認められない(D')」	

このような議論では、差異が生じている場所を的確に把握し、その点を攻撃して反論を行っていることで議論が噛み合っている。ここからは、BとB'で違いが生じているのはなぜか、つまり、当該人民は既に自決を達成しているのか否か?という議論を進めていくこととなるだろう。そうすると認識レベルの差異がなぜ生じているのかというところにまで議論が掘り下げられていく。このようにして議論を積み重ねていくことで、インフォーマルは有用なものとなるのではないだろうか。

## C.附記(対立構造の把握について、キプロス情勢レビューからの抜粋)

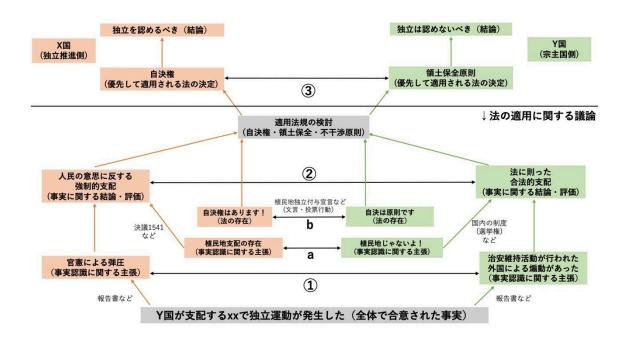
筆者が以前キプロス情勢会議のレビューで用いた資料を共有する。2.において述べたものとは状況設定が異なるが、筆者は議論においてありがちな意見の対立を図に落とし込んだ。以下の図は、正しいと言いきれない部分を含んでいる(例えば、実際に議論をする際には事実そのものを認識するのではなく、認識するその段階で既に法規範によるカテゴリー分けを前提として事実認識を行なっているなど)。しかし、この図が対立点を的確に把握して議論をするための手掛かりとなることを期待して記載する。

私がこの図を用いて説明したいことは、各々の主張がどのような構造で成り立っているのかを把握すること、対立点や対立構造を適切に把握する重要性である。主張の構造については、先ほどの部分では立論をA→B→C→D(結論)のように簡略化していたが、実際には最低でも下図ほどの複雑さがある。そして、そのうち(オレンジ/緑)の矢印が1つでも繋がらなかった場合、その国の主張は成り立たないのである。そのため、反論において攻撃点を特定する際にはこのような複雑な構造の中で、沢山あるうちのどの矢印を折ろうとしているのか意識することが重要となる。攻撃点が特定されていない場合、それは反論ではなく「別の主張」となってしまい議論が深まらないだろう。また、守る側にとってもこのように構造を理解した上で自身の立論のうちどこが攻撃されているのかを理解することはロジックを守る上で極めて有益だろう。さらに、このように構造化して分析することはA章で述べた相手の主張の理解という点からも有効であるだろう。

続いて、対立点・対立構造を適切に把握することの重要性について述べる。もし互いに 異なる対立点を取り上げて議論するのであれば、当然ではあるが議論が噛み合わない。この図で は対立点・対立構造については黒矢印の①~③、a,bによって示されている。議論の際、一方がb の対立点を取り上げ、もう一方は③の対立点を取り上げた場合、一方は法の存在についての議論 であるのに対し、もう一方は適用法規の議論となるために同じような語が飛び交うことはあっても議 論としては噛み合わないだろう。このように、対立点を適切に把握して議論を行うことで議論の混乱 を避け、限りある時間の中で有意義な議論を行うことができるのではないだろうか。

## X国(AA諸国)とY国(宗主国)の間の議論を考える

- 1960年代の想定(植民地独立付与宣言はあるが、友好関係宣言は出ていない、西サハラ事件などICJが自決権を認めるような判決もまだなく、自決権が確立しているとは言い難い状況)
- Y国の施政下にある植民地において、住民と治安部隊の間で衝突が発生。死傷者が出た。
- 現地の独立勢力はこれを独立戦争であると主張
- Y国は植民地を維持したいと思っている
- X国(AA諸国)は植民地主義に反対、独立を主張



## 名誉ある諸会員による寄稿

『名誉ある諸会員による寄稿』では、内容を指定しない自由寄稿の形式で寄せられた寄稿 を掲載する

## 模擬EU 2023『欧州連合環境閣僚理事会』

文責: 宮本緋夏

## 1. 会議概要・目的

## 【模擬EU概要】

議場	欧州連合環境閣僚理事会	
設定日時(本会合)	2023年10月28日~29日	
	設定日時であり会議実施日。会議開催に向けて現在進行形でのリサーチが求められた。	
設定言語	スピーチ:英語又は担当国公用語	
	全体討議:英語又は日本語	
	成果文書:日本語(英語併記可)	
成果文書	政治合意文書	
採択要件	実際のEU理事会の投票方式に基づく。	
	原則としてコンセンサス採択。	
	もしくは加盟国の 55%以上、域内人口の 65%以上の賛成。	
出席国	EU加盟国全27カ国並びに欧州委員会	

模擬EUとは、世界各国で実施されてきたEUの教育・広報活動における公式プログラムである。 駐日EU代表部によれば、「模擬EUはEUが資金援助する重要な教育分野における取り組みの一つであり、EU諸機関の仕組みに関する見識を大学生に提供することを目的として」でいる。なお日本で開催されたのは今回が初めてで、駐日EU代表部は大学生及び大学院生の参加を募集した。

模擬国連でも度々欧州評議会を議場とした会議が開催されるが、今回の会議も設計自体の大筋はそのような会議設計の仕方と(おそらく)同じで、実際のEU理事会の規則に従って会議設計を適応させていたと考えられる。過去に欧州評議会が議場である会議設計にフロントの一員として携わっていたのもあり、議場は違うが議場設定や想定を理解することは私にとっては比較的容易であった。参加者はEU理事会に出席する各国代表として、スピーチや議論を行った。スピーチは模擬国連における公式討議で、国際社会に向けて公開される。動議の募集やPol・RoRの募集はない。全体討議は非公式討議と同じ要領で、模擬国連におけるモデのような形で実施され、議長が議事進行を担う。ただし議長はEU理事会議長国(今回の場合はスペイン)が行い、国益の追求も許容される。また欧州委員会は議長国と連携して成果文書のドラフトを作成し、それに対し各国の修正を加え合意形成の補助としての役割を担った。なお模擬国連における通常のアンモデのようなフェーズはなく、合意形成のすべての過程を全体で着席し討議する必要があった。

## 【議題と争点】

議題に関しては初期の段階で明確な設定がなされていたわけではなかった。EU理事会における「環境」に関する議論を行うとされていたが、もちろん環境に関する議題などいくらでもある。結局、議題そのものに関しても参加者が決定する運びとなった。6月に参加者の初顔合わせがあり、その際2人の先生による近年のEUの環境政策に関する講義が行われた。その講義を踏まえ、今回の会議においては気候変動戦略「Fit for 55」の政策パッケージの実施と改善、特にエネルギー項目に関する合意を得ることを目標に、実質的な議題として決定がなされた。EUは2050年までに気候中立を達成することを目標としており、Fit for 55は、その目標達成の手段として位置づけられる政策パッケージである。具体的には、EU域内の温室効果ガス(GHG)排出量を2030年までに最低55%削減するという目標を掲げたうえでその目標に法的義務を課し、目標達成のために関連するEU法の改正・更新を行い新たなイニシアティブの導入を提案している。

このFit for 55は先述した通り気候変動対策の戦略としての包括的な政策パッケージであるた

https://www.eeas.europa.eu/delegations/japan/eu-holds-its-first-ever-model-european-union-event-japan-univ ersitv-tokyo-komaba-campus ja?s=169)

https://www.consilium.europa.eu/en/policies/green-deal/fit-for-55-the-eu-plan-for-a-green-transition/)

<sup>7</sup> 駐日欧州連合代表部公式HP(

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup>『模擬EU 2023 (MEU2023) マニュアル』

<sup>9</sup> EU理事会公式HP(

め、アプローチ方法や関連する法・政策の分野は多岐にわたる。したがって、争点を決定し議論する範囲の射程を絞る必要が出てくる。議題と担当国の決定はほぼ同時期になされたが、争点の決定は担当国が決定しリサーチを開始するよりも後に議論されるという、いわば軽い「議論議論」が行われる構図となった。その議論議論はリハーサルという名目で8/9に対面で行われた。各国から議論の俎上に挙げたい内容を募り整理した結果、細かい論点の設定とまではいかなかったが、以下の通り大枠の争点として議場で合意がなされた。

- 1 Fit for 55を達成するためのエネルギー手段として原子力エネルギーを含めるかどうか
  - ・安定した価格の電力供給のためのEUの方策の検討
  - ・エネルギー比率の見直し
  - •再エネ比率目標の再検討
- 2 水素利用のための諸政策
  - ・エネルギー比率における水素エネルギー割合の検討
  - ・サプライチェーン制度設計
  - ・水素エネルギーの製造・流通におけるEU内の共通方法の確立
  - •人材育成
- 3 社会気候基金並びにその他の資金の拠出基準について
  - ・再生エネルギー後進国のバックアップの仕組みについて
  - ・グリーン水素等に対する投資基準の策定

この議論議論の過程でFit for 55並びに気候変動・エネルギー政策におけるEU内の大まかなスタンスとグルーピングが判明したといえるだろう。個人的に推察するところではあるが大きな対立軸としては以下の2つが存在していたと考える。

- ・環境先進/後進国:北欧など環境政策を野心的に推進したい国と、経済的な負担等から現実的な 策を求める東欧などの国
- ・水素エネルギー促進派/原子力派:自国産エネルギーの域内シェア拡大を目論んだ対立軸。スペインやポルトガル、オランダなど非生物由来の再生可能エネルギーから製造した水素エネルギーのシェア向上をはかる国と、原子力エネルギーを利用したいフランスやハンガリー、ルーマニアなどの国

その後さらに論点が絞られ、最終的には小論点的な立ち位置となる8つの争点が以下のように決定された。

- 1 社会気候基金の資金配分の際に、非再生可能エネルギーであるバイオマスを推進している国に資金配分の不利を被らないようにするか否か
- 2 再生可能エネルギーの目標比率に原子力エネルギーが含まれることを認めるか
- 3 原子力エネルギー利用の促進を認める場合、放射性廃棄物の処分等に関する施策
- 4 産業セクターにおけるRFNBO(非生物由来の再生可能燃料を用いて製造された水素) 比率目標を46%に引き上げるか
- 5 「水素」の定義に関して(原子力由来の水素認可の是非)
- 6 水素脱炭素市場パッケージにおいて、各国に義務を課すか
- 7 グリーン水素認可要件である「追加性」の要件緩和に関して
- 8 社会気候基金並びにその他の資金の拠出基準について

このうち、②④⑤⑧の4点が本会合で議論する争点となった。その他の争点は事前に6つの班に 分かれて各班が担当する争点について事前交渉のような形で話し合われ、また当日の議論でも派 生しうるものとして扱われた。

2. 会議当日の経過、成果文書について 本会合当日TTは以下のように提示され、これに沿って進められた。

10/28

10/20			
Opening	13:00~13:10		

	13:15~13:20	Commission Proposal I
	13:20~14:40	Opening Remarks
	15.20*14.40	(27 countries x 2, 3 minutes)
First Meeting	14:45~14:50	Explanation of Issues by the Presidency
	14:55~15:20	Arguments by countries supporting and opposing issues ②④⑤⑧ (2 minutes x 2 persons x 4 points)
Break Time	15:20~15:50	
	15:50~16:30	Debate and Amend Proposal I
Second Meeting	16:30~16:45	Brief Recess
Second Meeting	16:45~17:45	Debate and Amend Proposal II
		(continued)

#### 10/29

10/22			
	9:30~9:35	Explanation by the Presidency	
Third Marking	9:35~9:40	Declaration of Willingness to Negotiate by Countries that Wish to Participate	
Third Meeting	9:40~10:40	Final Debate and Amend Proposal III	
	10:40~11:00	Brief Recess	
	11:00~11:30	Final Vote on Amendments	
Closing	11:30~13:00		

事前の準備により、8つの争点内容を含むプロポーザル案を欧州委員会と議長国スペインが作成していた。会議の最初に欧州委員会から案の趣旨説明がなされ、その後各国のスピーチが行われた。スピーチでは②④⑤⑧それぞれの争点に関するスタンス説明を行う国や、自国のエネルギー政策や関心事項について包括的に説明を行う国が見られた。次に議長国から②④⑤⑧の争点の趣旨説明がなされ、その後ルクセンブルクとハンガリーの2国が各争点に関する主張をまとめて表明するフェーズが取られた。実質的な議論開始はその更に後となり、②④⑤⑧の4つの争点に沿って進行していった。

## ②再生可能エネルギーの目標比率に原子力エネルギーが含まれることを認めるか

原子力は文字通りの「再生可能エネルギー」ではないものの、二酸化炭素などのGHG排出量という側面を考慮すると、気候変動対策・カーボンニュートラルの達成のために、再生可能エネルギーと同等の貢献度を有するという事実がある(実際、MEU開催日より後に開幕したCOP28ではこの点に関して議論・合意がなされたという意味でも特筆すべき点であると個人的に考える)。Fit for 55には「再生可能エネルギー指令(RED II)」の見直しが施策の一案として含まれていて、この改正案は2023年3月の時点で欧州理事会及び議会において、既に大枠について暫定的な合意が得られている。一方で肝心の再生可能エネルギーの電力構成を巡り、フランスを代表とする、原子力発電に依存する加盟国の反対によりEU内で共通の見解が形成できていないため、承認までは至らなかったという経緯がある。

今会議でも、フランスや東欧などの原子力でエネルギーを賄う国からは「2030年までのGHG排出量55%削減目標に対する現実的な方策」として原子力エネルギーの必要性が主張された一方、反対する国からは原子力の安全性や際限がある点を憂慮する主張が展開された。

#### ④産業セクターにおけるRFNBO比率目標を46%に引き上げるか

## ⑤「水素」の定義に関して(原子力由来の水素認可の是非)

Fit for 55やRepower EUなどからわかるように、EUは水素エネルギーの域内流通拡大・域外への輸出に積極的に取り組んでおり、欧州グリーンディール政策の中では、水素は脱炭素化を実現する「セクターカップリング」の中核としてみなされている。特に昨今のウクライナ情勢の影響などから水素戦略に関する動きは加速しており、このような動きは今後も拡大することが予想されるだろう。すなわち、水素エネルギーの話題は気候変動対策であると同時に各国の経済戦略や安全保障に密接に関連するものである。

この2つの争点では主に、

- ・自国産グリーン水素の域内シェア拡大を目指す国(ポルトガルやドイツなど)
- ・自国産原子力由来の水素の域内シェア拡大を目指す国(フランスなど)
- ・水素エネルギーの安定的な供給とその恩恵を自国が受け取ることが第一の目標のため、原子力にも頼らざるを得ないと判断する国(ベルギーやスウェーデンなど)
- ・そもそも経済的負担等から水素エネルギーへの移行自体に消極的な国(ハンガリーやキプロスなど)

といったグルーピングが見られた。

## ⑧社会気候基金並びにその他の資金の拠出基準について

社会気候基金は、2026年から2032年まで設置されるもので、ETS の収入を原資(最大 650億ユーロ)として、加盟国による拠出金からも充当される。ETS(欧州排出量取引制度 EU-ETS、炭素市場を通じて排出量を削減するための仕組み)の導入にあたり、一般消費者に与える影響を鑑み、脆弱な市民や企業を支援するための基金である。予算の配分方法については、EU 規則に基づき各加盟国が欧州委員会に「社会気候計画」を提示しなければならない。この計画で加盟国は国内のエネルギー政策や経済政策の目標を示し、欧州委員会による承認をもって基金から予算が配分される。基金の拠出に関しては明確な基準が設定されておらず、各加盟国が提出する社会気候計画が主たる判断材料であるため、加盟国の裁量と主体性が決定に大きな影響を与える。

この争点では大きな対立が見られたわけではないが、資金拠出国と享受するであろう環境後進国の双方の懸念点が議論の俎上にあがる形となった。すなわち拠出国としては、必要性のない国へのいわば無駄な出資を排除したい考えを持ち、享受する企業等を多く抱えると想定する国はなるべく自国に多くの割合の金額が振り分けられるように該当する国家を少なくしたい考えを持っていたと考察できる。

さて、TTを見ていただければわかる通り、スピーチ等を除いた実質的な議論時間はなんと160分、3時間にも満たない会議設計である。この160分の内にモデのような議論フェーズと文言の調整・交渉のフェーズを収めなければならない。すなわち、質問・懸念・反論のような、模擬国連における「一般的な」流れを今回の会議に組み込み議論を深めることは不可能であった。しかし我々はコンセンサスで成果文書を採択しなければならなかったのである。その結果"Debate and Amend Proposal"のフェーズではどの争点においても「主張→合意可能領域の調整、積極的な合意提案」の一途をたどった。1日目には争点ごとに合意提案を募り、理事会のマンデートと照らし合わせるなど不適切な提案の削除作業と各争点内で完結する文言交渉作業を行った。2日目は4争点をまたいでのバーター交渉を行い、最終的に成果文書はコンセンサスで無事採択された。(以下一部抜粋)

# Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL

#### **Revision of the Renewable Energy Directive**

I. Fit for 55 における再生可能エネルギー関連諸パッケージ

## (1)再エネ比率目標について

欧州委員会は、原子力、バイオマス発電などの非再生可能エネル ギー源の 30%を 2028 年までに再生可能エネルギーで代替する内容の Regulation を提案する。

- ①2030年までに脱炭素を達成することが一番の目標であるため、現時点では原子力を含める方針で進めるが、2030年以降は認めない方針とする。
- ②原子力を再エネ比率に含める場合、運用に関するベストプラクティス(情報共有、技術協力)を加盟国へ提示する。

## (2)水素パッケージについて

産業セクターにおいて、水素需要における RFNBO(「グリーン」水素、非生物由来の再生可能燃料) 比率を2030年までに 42%、2035年までに 60%に転換する政治合意が2023年3月に決定された。

①カーボンニュートラルを達成するために原子力由来の水素はグリーン水素として認められらるが、再生可能エネルギー由来の水素への投資をより積極的に促進、推進、奨励する。

②(2030年の目標に関して)加盟国によっては達成することの出来る比率に違いが見られるため、46%を達成するための努力が脱炭素に大きく貢献することを認識しそのための努力を継続しつつ、42%の達成を追求する。

## (3)社会気候基金について

具体的な拠出基準は次の通りである。

- ①総電力構成比率に占める再生可能エネルギーの割合が30%以下、かつ EUの1人当たりの 名目 GDP 37,357ドルを下回る国へ資金を配分する。
- ②2023年4月に採択された社会気候基金設立規則(Regulation)に従って欧州委員会が基金からの拠出を決定する際には、社会気候計画の内容の妥当性のみを考慮する。

## 3. 感想·評価

模擬EUに参加して、まず何よりも普段の会議における「フロントのありがたさ」を痛感した。普通の 模擬国連会議ではフロントが会議設計を行い、BGを書き、RoPを策定し、会議によっては論点を提 示し、メンターで疑問等を解消する。一見すると当たり前ではあるが、今回の模擬EUではフロントな どいないし、包括的な講義は行われたがBGなどは配布されないし、そもそも詳細な会議設計自体 が存在していなかったのである。参加者自身が情報を集めて、各国代表を担当しながら会議設計 に口を出す、そんなハードモードの会議だった。EU代表部は今回のような会議開催自体の提供と パケ駐日EU大使やその他EU加盟国の各大使と交流する機会の提供という側面で尽力し、ホスト 校である東京大学の担当教授からは学術的な手助けをしていただくことができた。しかし争点など を含め会議の詳細設計は学生自身でこなさなければならなかった。

そこでフロント的な立ち位置の「学生事務局」が置かれ、参加者の中から有志の学生が事務局員として会議の円滑化のサポートを行った。具体的には模擬国連会議や過去の他国での模擬EUの記録などの情報を収集して整理し参加者に共有したり、争点の精査(最終的に争点の数は8つだったが、全体で決定した際には11個の争点が議場で共有されていた)、交渉練習の機会の提供、参加者の準備の進行度の把握とそのサポート、またTTの作成や事前リハーサルの準備などを含め事務的な作業を行ったりもした。余談ではあるが私含めもぎこっかーの参加者は事務局に入らなかった。個人的には、入っていればもう少し会議の円滑化に貢献できたかもしれないと感じつつ、それでは普段の模擬国連会議になってしまうためやはりこれで良かったのだと自己完結したことをここに書き留めておこう。参加していた某先輩もぎこっかーのように度々模擬国連の資料を投下する人がいればそれで良いのかもしれない。

というのはさておき、振り返るとフロントがいない状況は(多数あるが主たるものとして)以下のような問題点を孕んでいたように感じる。

- ・自国益にとらわれず議場全体を俯瞰して把握する人の欠如
- ・上記に伴い、会議設計に関わる中立的な判断の困難性
- ・会議の帰結想定とそこへの誘導や会議のコントロールを行う主体の欠如
- ・他国の国益や戦略を収集できてしまうこと
- ・会議全体の絶対的な情報量を保有する人の欠如
- ・上記に伴い、参加者は情報へのアクセスをほぼ自力で賄わなければならないこと
- ・事務局員になった場合、参加者への仕事量の負担

裏を返せば、必然的に参加者には良心的な(?)会議行動や会議準備が求められることになり、今回の議論時間の短さと採択方法なども相まって、国益争いとそのためのゲームメイクなど、模擬国連でいうところのいわゆる「競技」的な側面は希釈されたと言えるだろう。模擬EUの趣旨がEUの政策決定過程を「勉強する」ことであったためこの点を批判するには値しないものの、国益を探る過程や戦略・ロジックを組む過程を好む私としては、正直な気持ちを吐露すると途中で楽しさを見出せなくなってしまい、アワードのヨーロッパ研修旅行のみを見据えて準備した時期があった(その後リサーチ範囲がゼミ論文に応用できることを発見し再びやる気が再燃したことは秘密)。

また全体的に他の参加者がディベートを想起していたことをなんとなくではあるが準備段階から感じ、その点に関しては自分から発言し改善することができたのではないかと反省している。大まかな対立軸があるとはいえ、特にこのようなコンセンサス会議の特徴として、賛成/反対の二項対立には決してならないはずである。しかし今会議では準備段階から 賛成/反対の構図が積極的に切り

取られ、中立的な意見が反映されにくい、もしくはそもそも主張できない設計となってしまっていた。本会合の進行を見てもそれは顕著であった。例えばArguments by countries supporting and opposing issues のフェーズは、全体の争点において明確に対立している2カ国が自国の主張をするという(スピーチ・全体討議含め全体で主張する機会はあるにも関わらず)、ディベートにおける立論的なパートの導入がなされていた。また全体討議での議事進行では「賛成国の意見」「反対国の意見」というような主張等の募集方法が議長から行われていた(この方法については改善意見を提示し受諾されたものの、おそらく議長がいっぱいいっぱいだったために改善は見られなかった)。

総括すると、やはり模擬国連同様、「本物の」EU理事会を究極的に模擬することは困難であったといえる。その点、改めて模擬国連会議は、「模擬国連」に落とし込む過程で会議を綺麗に様式化できていると感じるところがあった。その様式に普段から接して慣れているもぎこっか一ならば、アワードをとることも難しい話ではない。2024年は奈良で模擬EUが開催されるとのこと。興味がある人はぜひ参加してみてほしい。ブリュッセルへ行くチャンスを掴み取ることができるかもしれない。

コラム連載 『コラム連載』では、各担当者が連載形式で執筆するコラムを掲載する。

## 国際法勉強会の活動報告

〈11月18日分テーマ:リビア=チャド領土紛争事件〉

京都研究会 27期 超神メン 脇谷耕基

国際法勉強会の概要については、「模擬国連の探求\_2023年度第4号\_関西大会・九州サマーセッション編」の158頁をご確認ください。また、国際法勉強会は参加者を募集しています。活動に少しでも興味を持たれた方は、wakiyakoki6@gmail.comにまで連絡を頂ければ幸いです。

## I 活動報告

参加人数は5人。zoom上で実施した。扱ったのは「条約解釈の論点に関連する判例」として選定した、リビア=チャド領土紛争事件であり、国際法百選(第二版)の事件番号58のページを下に、簡潔な判決の内容確認を行った。また、関連する話題が挙げられたため、当初予定していなかった「漁業事件(1951年)」についても簡単な内容確認を行い、二つの事件を合わせて議論・感想交流を行った。

感想交流では、リビア=チャド領土紛争事件に関しては、「条約法条約に定められている解釈方法」と「条約法条約に定められていない解釈手法」の適用についての理解や、「境界画定条約の終了と国境の存続」についての理解についてコメントがなされた。これらの論点に関係する境界画定条約の性質については、Ⅱで若干の整理を行うことにする。漁業事件に関しては、本件が「一貫した反対国の法理」を認めた法理と解されるかどうかについて、コメントが行われた。英国の主張した湾口10海里の規則がノルウェーに対して「対抗できない」とされたことは、むしろ規則の「対抗要件」としてノルウェーの反対が参照されたのではないか、との趣旨である。

なお、今回の勉強会は、(環境的な要因で)発言できる参加者が前回までに比べて限定されていたという特徴があった。 聞き専であっても積極的な参加があることは大変喜ばしいものであるといえる反面、発言できる参加者が一定数いない場合には感想交流の難易度が高くなることも同時に認識された。

## Ⅱ 整理:境界画定条約の法的性質

リビア=チャド領土紛争事件では、リビアとフランスとの間の善隣友好条約(1955年条約)の解釈が判決に大きな影響を及ぼした。百選は、「本件での条約解釈に関し、ICJは、条約法条約には明示されていない原則も考慮の対象とした」として、境界画定条約に固有の問題の存在に留意して問題の整理を行っている<sup>10</sup>。

境界画定条約は、どのような特徴を有し、一般的な条約と比べてどのような点で異なるのだろうか。以下では、法的効果の問題に焦点をあてつつ、ハーグ国際法アカデミーでのAhmed Abou-el-Wafaの講義「Les différends internationaux concernant les frontières terrestres

10 小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選(第二版)』有斐閣(2011年)121頁

dans la jurisprudence de la cour internationale de Justice 」の内容を手掛かりにして、論点を把握・整理することを試みる。

## 1. 法的効果の前提問題

## ①「境界」に適用される原則

境界画定条約の性格について整理する前に、「境界それ自体」に適用される原則に触れておく。Abou-el-Wafaは、陸地境界の問題は「ケースバイケース」であり、一般的な規則を特定することが困難であることを認識したうえで「2、「物の性質(la nature des choses)」から生じる原則を論じることができるとして11の原則を挙げている「3。ここでは、そのうち特に重要な5つの原則を紹介する。

## (1) 国境安定性の原則(Le principe de la stabilité des frontières)

国境が合法的に取得された場合には、関係国間でどのような変化(外交関係の断絶や敵対行為の存在などを含む)が生じても、国境に影響は生じない<sup>14</sup>。この国境安定性の原則は、「国家間の境界全般についてその維持や保護を目的とする」原則であり<sup>15</sup>、境界画定の分野一般に適用されると解されている<sup>16</sup>。その目的からしてこの原則の射程は非常に広範であり、条約の第三国効や境界画定条約の終了、更には国家承継に関する問題に至るまでの議論の基本的な根拠を提供している。

国境安定性の原則には、いくつかの例外と欠点が存在するといわれる。例外としては、暫定的な境界線(Demarcation Line)には安定性の原則の特徴である「安定性と終局性」が適用されないこと<sup>17</sup>、及び当事国が(明示又は黙示の)合意によって境界を修正することまでは排除していないこと<sup>18</sup>が挙げられる。欠点としては、人民の自決権との矛盾などが挙げられる<sup>19</sup>。もっとも、自決権との矛盾については、強行規範(jus cogens)としての地位がしばしば指摘される自決権に対して、果たして安定性の原則の維持を議論しえるかとの疑問や、仮にそのような矛盾を観念しえるとしてもそれは安定性の原則というよりもウティ・ポシデティス原則との矛盾として理解すべきではないかとの疑問がないわけではない。

## (2) ウティ・ポシデティス原則(*Le principe de l'uti possidetis juris*)

ウティ・ポシデティス原則については、もぎこっかーの諸兄に改めて説明する必要性はないだろう。「現状承認の原則」と訳されるこの原則<sup>20</sup>について、ここでは、この原則が歴史的に「植民地時代の行政上の境界が維持されること」と「実効的に支配する領域が維持されること」という二つの異なる意味で用いられてきたということ<sup>21</sup>、その後にラ米、アフリカ、ヨーロッパ、そして一般的に適用可能な規則として発展してき

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> Ahmed Abou-el-Wafa, Les différends internationaux concernant les frontières terrestres dans la jurisprudence de la cour internationale de Justice (343 RCADI, 2010)

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> *idid*.pp.114-117

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> *idid*.pp.118-119

<sup>14</sup> idid.pp.124

<sup>15</sup> 西元宏治「『国境安定性の原則』の意義と射程一『境界を確立する条約』の処分性・対世性をめぐって」 49百

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> Ahmed Abou-el-Wafa, *supra* note 2, p.119

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> Jochen von Bernstorff, *Demarcation Line* (EPIL, 2010)

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> Ahmed Abou-el-Wafa, supra note 2, p.121

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> *idid*.

<sup>20</sup> 岩沢雄司『国際法』(2020年、東大出版会)234頁

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> *idid*.p.138

たということ<sup>22</sup>、そしてこの原則が「国境安定性の原則」の具体的な表出の一類型であると解される<sup>23</sup>ことに留意すれば十分であろう。

(3) 国境の一方的変更不能原則(Le principe de l'impossibilité de tout changement unilatéral des frontières terrestres)

国境は、国家によって一方的に変更されることはない<sup>24</sup>。「国境不可侵の原則/国境不変更の原則(le principe de l'intangibilité des frontières)<sup>25</sup>」とも呼ばれる<sup>26</sup>この原則は、国連憲章2条4項に規定される「領土保全の原則(le principe d'intégrité territoriale)」及び「定められてたものを動かすなかれの原則(le principe quieta non movere)」にその理論的根拠が求められる<sup>27</sup>。判例法上、PCAのグリスバダルナ事件(1909年)以来確認されており<sup>28</sup>、国境安定性原則と「相互補完の関係」にあると解されている<sup>29</sup>。

(4) 国境に対する武力行使禁止原則(Le principe de l'interdiction du recours à la force contre les frontières terrestres)

国境は、同意なくして武力またはその他の手段によって越えられることはない $^{30}$ 。この原則は、「国境不可侵の原則(le principe d'inviolabilité des frontières)」と呼ばれ $^{31}$ 、国連憲章2条4項に規定される「武力行使禁止原則」にその根拠が求められる $^{32}$ 。武力行使禁止原則については、改めてここで説明をする必要はないだろう。

(5) 国境に関する既成事実の不許容(L'inadmissibilité de tout «fait accompli » concernant les frontières)

他国の国境を越えて一定地域を長期間にわたって領有するという「既成事実」が作り出される場合に、国境は影響を受けるか。Abou-el-Wafaは、「そのような権原は現在の国際法において認められない」とはっきりと述べている<sup>33</sup>。この点は、黙認といった意思の要素なしに「時効」が成立しうるかという議論の分かれる問題<sup>34</sup>や、占領が長期化した場合の当該領域の保護といったややこしい問題が関係しうるため、若干の議論の余地があり得るといえる。

もっとも、上記の議論は「境界の性質」というよりも「領土の帰属に関する権原」の問題との印象も持ち得る(境界と帰属を別個のものとみるか同質のものと見るかという

<sup>22</sup> 岩沢『前掲書(注11)』235頁

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> Ahmed Abou-el-Wafa, supra note 2, pp.123-124

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> idid.p.124

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 同志社大学の浅田正彦先生はこの原則を「不可侵」と訳すのが良いと授業中におっしゃっていたため、今回はその訳語も併記する。ただし、intangibilitéを「不可侵」と訳す場合、後述のinviolabilitéの場合と言葉の違いがなくなり、混乱を生ずる可能性があるように思われる。そのため、個人的は「不変更」と訳すのが良いのではないかとの印象を抱いている。

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> Ahmed Abou-el-Wafa, *supra* note 2,p.126

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> idid.p.125

<sup>28</sup> idid.p.126

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> idid.p.124

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> *idid*.p.152

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> *idid*.p.151-152

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> *idid*.p.153-154

<sup>33</sup> idid.p.128

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> James Crawford(ed.), *Brownlie's Principles of Public International Law (9th Edition)*, (Oxford, 2019), pp.221-222

議論は未だに学説と判例が一定でない未解決の問題35であり、本稿の趣旨から逸れる可能性があるためここではこの問題に踏みこむことをしない)。「既成事実」という「単なる事実」から「権利」が生じえるかという命題は大変興味深いが、ここではこれ以上の言及は控えることにする。

## ②紛争解決において「境界画定条約」に適用される原則

## (1) 紛争解決の決定的要因としての「境界画定条約」

境界について紛争が生じた際に「国際裁判」が果たす役割は極めて大きい。国際裁判所にとって境界紛争の解決は「最も重要な機能の一つ」と評価される上に<sup>36</sup>、しばしば裁判の結果示された境界が独立した「権原」を構成すると論じられることもある<sup>37</sup>。

国際裁判の場では、裁判所は紛争当事者の提出する様々な証拠を評価して判断を下す。しかし、境界画定条約が存在する場合には、「当事者が提出するその他の主張を検討する必要性が失われる」と解されている38。リビア=チャド領土紛争事件においても、リビアが「土着の住民とオスマン帝国との関係」や「オスマン帝国の権原が最終的にリビアに承継されたこと」などに依拠して主張していたのに対して、裁判所は1955年条約を解釈することのみによって結論を導き、「(1955年)条約が両国が合意した国境を規定しているという結論から、リビアが主張する国境地域に関する歴史を検討する必要はなくなった」と述べている。

## (2)「境界画定条約」に関する特別の解釈規則

境界画定条約も条約という形式をとる以上、条約法上の解釈規則が適用される。このことは、百選が「条約の解釈規則の判例」としてリビア=チャド領土紛争事件を紹介していることからも読み取ることができる。それらに条約法条約31条及び32条で示された規則が含まれることは、リビア=チャド領土紛争事件で判示された通りである。

もっとも、「境界画定条約」は条約のなかでも「特別の解釈規則」が適用されると論じられることがある<sup>39</sup>。それが「境界画定条約は境界の全体を画定しているものと推定される」とする「完全性の原則」である<sup>40</sup>。リビア=チャド領土紛争事件では、「国境を承認するとは、当事国がその国境を受諾し、尊重し、将来その国境を争わないという法的義務を引き受けることである。従って、条約当事国の関係する領域について全ての国境を承認したものと考える」との判断がなされているが<sup>41</sup>、これは国境条約に特有の完全性の原則を反映したものと理解することができる<sup>42</sup>。Abou-el-Wafa

<sup>35</sup> 両者が同一の性格の問題であるという立場としては、例えばBing Bing Jia, Territorial Disputes, (EPIL, 2021)を参照。反対に、両者が別個の性質の問題であるという立場としては、例えばSir Robert Jennings QC, Arthur Watts KCMG QC(ed.), Oppenheim's International Law (9th Edition): Volume 1 Peace, (Oxford, 2008), p.668を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> Ahmed Abou-el-Wafa, *supra* note 2,pp.188-189

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> Gleider I Hernández, *Territorial Change, Effects of*, (EPIL, 2010)

<sup>&</sup>lt;sup>38</sup> Ahmed Abou-el-Wafa, *supra* note 2,pp.282-283

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> *idid*.pp.297-298

<sup>40</sup> *idid*.p.298

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> 波多野里望・廣部和也 編著『国際司法裁判所 判決と意見(第三巻 1994-2004年)』国際書院(2007年)24頁

<sup>42</sup> 同上

は、この原則を「国境安定性の原則の表れ」であると位置づけしつつも<sup>43</sup>、境界画定 条約が完全な境界を設定しているかは条約の条項に依存するのであって、絶対な 規則とはみなすべきではないとやや批判的に論じている<sup>44</sup>。

なお、百選は、1955年条約の解釈につき「条約法条約には明示されていない原則を考慮した」と整理しているものの、完全性の原則ではなく、「条約の終了に関して国境安定性の原則が果たす役割」に注目している45。条約終了の問題は項を改めて整理するが、「条約が終了しても境界が存続する」と判断されたことは果たして1955年条約の解釈の結果と整理して良いものなのか、むしろ「条約によって設定された境界」についての解釈なのではないか、との疑問がないわけではない。

## 2. 境界画定条約の法的効果

## ①境界画定条約の客観化(空間的効果)

境界画定条約は、対世的な効果(effects erga omnes)を有するといわれる。表現を変えれば、「境界画定条約は、条約の非当事国も法的に拘束する」ということになる46。

Abou-el-Wafaはこの点について「境界に関する条約が非常に特殊 (assez particuliers) なものであることはよく知られている。…(境界画定条約は)客観的状況 (situation objective) を生み出すため、合意は第三者を益しも害しもしない (res inter alios acta) の原則の例外を構成する」と述べている<sup>47</sup>。

条約が客観的状況を発生させる場合の法的効果の問題は、「客観的制度」としてしばしば 論じられる48。客観的制度は、国際運河や南極条約体制の地位など、境界画定条約よりも広 範な問題をカバーしている考え方ではあるものの、両者の性格を区別して論じられることは 殆ど存在しない。そのためやや間接的な議論の参照にはなるが、ここでは客観的制度につ いて整理する。

客観的制度が認められるとする根拠として、山本は、①「第三国に権利を付与する類型として理解されるので第三国の同意は必要としない」、②「制度が慣習法化する場合、あるいは第三国によって黙認されるために法的拘束力が生じる」、③「主要な利害関係を有する国家が条約を作成したのだから第三国を拘束する」という三つの考え方を挙げており49、第三の立場が最も有力であるとしている50。

客観的制度の主義は条約法条約の起草過程で検討されたものの、結果として採用されることは無かった。その理由としては「第三国の権利に関する36条や慣習国際法に関する38条の適用によって処理できると考えられていた」と説明される場合もある51が、一方で「客観

45 小寺彰•森川幸一•西村弓編『前掲書(注1)』121頁

<sup>48</sup> 日本語で参照可能な論考としては、山本良「客観的制度―その国際法上の意義と現代的展開に関する―考察」『国際法のダイナミズム』有斐閣(2019年)、森川俊孝「国際制度の対世的効果」『横浜国際経済法学2巻1号』(1993年)などがある。

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> Ahmed Abou-el-Wafa, *supra* note 2,pp.297-298

<sup>44</sup> *idid*.pp.299-301

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> Ahmed Abou-el-Wafa, supra note 2,pp.270-271

<sup>47</sup> idid.

<sup>49</sup> 山本『同上書』33-37頁

<sup>50</sup> 同上。なお、同志社大学の浅田正彦先生は、第二の立場以外に正当化の余地はないと授業中に説明されていた。この第二の立場は一般国際法と最も整合的な理解であるといえるが、問題の本質を「処分権」に求めるのであれば、第三国の黙認や制度の慣習法化は法的根拠として対応し得ないのではないかという疑問が残る。

<sup>51</sup> 岩沢『前掲書(注11)』106頁

的制度が大国に有利な考え方であり、行き過ぎた帝国主義につながる、との懸念が中小国によって表明されたこと<sup>52</sup>1も無視できないように思われる。

そのような議論状況に鑑みれば、客観的制度の第三国効の法的根拠の前段階として、そもそもそのような性格の条約が認められるべきかという点に関しても、理解が必ずしも一致しているわけではないと整理できる53。実際、Ryngaertは、この主義について「理論的にも実行においても殆ど支持されていない」と手厳しい現状評価を行っている54。

## ②境界画定条約の固定化(時間的効果)

境界画定条約は、空間的にだけでなく、時間的にも固定されると考えられる。この点に関して、第一に「国家承継の影響」の問題、第二に、「境界画定条約の無効及び終了」の問題に留意する必要がある。

国家承継については、1978年の条約承継条約の11条が整理の基盤を提供する。承継条約の11条は「条約により確定された境界」が「国家承継それ自体によって影響を受けない」ことを規定している。同条の理解に関しては、前掲の西元論文が詳細な検討を行っているため55、必要に応じてそちらを参照して欲しい。本稿では、承継の対象となるのが「境界画定条約」ではなく、確定された「境界」であると区別されていること56、及びその区別が「仮構的に過ぎる(artificial)」とILC内で批判されていたこと57に言及するに留める。

両者が果たして区別できるのかという問題は確かに存在する一方で、「境界画定条約(及びそこで確定された境界)が国家承継によって影響されることがない」という定式自体は、ILCによって新たに導入されたわけではない。1930年の自由地帯事件では常設国際司法裁判所が「承継国が領土条約の条項を尊重する必要がある」と判示しており、この問題に関する伝統的な定式の表現と理解されている58。

「境界画定条約の無効及び終了」については、①条約の無効の可能性、②条約の終了の可能性、③条約の終了及び無効の結果と、問題を区別して考えることができる59。

条約の無効は、条約法条約の46条から53条に定められた根拠に基づいて主張される可能性がある。境界画定条約の場合にも、これらを原因に条約の無効が主張されることがある。「錯誤」による無効が主張された事例としてはベナン=ニジェール国境紛争事件やカメルーン=ナイジェリア陸及び海洋境界事件が、「詐欺」や「強制」の存在が主張された事例としてはリビア=チャド領土紛争事件が、「国内法の違反」を理由とする無効が主張された事例としてはニカラグア対コロンビア領土海洋紛争事件などが挙げられる60。ただし、ICJはこれまでに一度も境界画定条約の無効を宣言したことがないと言われている61。Abou-el-WafaはこのようなICJの慎重な態度を「境界に空白を生じさせることになる」とのリスクに結びつけて理解

<sup>58</sup> Ahmed Abou-el-Wafa, *supra* note 2,pp.301-302

106

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> Cedric Ryngaert, *Objective Regime*, (EPIL, 2023)

<sup>53</sup> 更に言えば、対世的な効果を有し第三国を拘束するのが「境界画定条約」なのか、それとも条約によって設定された「境界」なのかという重要な問題も、十分に検討されていない状態で残っている。

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> Cedric Ryngaert, *supra* note 43

<sup>55</sup> 西元「前掲論文(注6)」74-78頁

<sup>56</sup> 同上、77-78頁

<sup>57</sup> 同上

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> *idid*.pp.331-345。なお、Abou-el-Wafaはその他にも「改正の問題」なども扱っているが、他の区分と 比べて重要性が落ちるため今回は省略する。

<sup>60</sup> Ahmed Abou-el-Wafa, supra note 2,pp.333-336

<sup>61</sup> *idid*.p.335

しているが<sup>62</sup>、境界画定条約以外の条約が問題になる場合でもICJは容易に無効を認めて いないわけであって、果たしてどこまで境界画定条約に固有の特徴が関係しているかは不 明な感がある。

条約の終了は、条約法条約の54条から64条に定められた根拠に基づいて主張される可能 性がある。そのうち合意によって条約が終了される場合にはそれほど問題にならないと考え られるので、基本的には一方当事者による終了の援用の場合に焦点が当てられる。一方当 事者による終了の主張は、既に触れた「国境不可侵の原則/国境不変更の原則」にも関係 する問題であるといえる。特に問題になるのは、「後発的履行不能」と「事情の根本的な変 更」の場合である。前者は「境界制度」という文脈ではあるがガブチコボ・ナジマロシュ事件で 問題になった論点であり、裁判所は「法的な履行不能」が含まれるかについてこれが含まれ ないことを示唆している。ICJのこの理解に従えば、境界画定条約は後発的履行不能に依る ことが困難ということになる。後者は条約法条約62条2項で明示の規定が置かれている。62 条の解釈及び論点については前掲の西元論文が詳細な検討を行っているので63、そちらを 参照して欲しい。ここでは、事情の根本的な変化は、条約が境界を確定している場合には、 終了の根拠として援用することが出来ない、として事情変更の原則の例外と位置づけられて いることに留意しておけばとりあえず十分であろう。

このように、境界画定条約は無効又は終了の認められるハードルが高い種類の条約であ るといえる。もっとも、境界画定条約が無効になる場合、又は終了する場合は想定しえない わけではない。リビア=チャド領土紛争事件で問題になった1955年条約の11条は、「20年で 条約が終了する」との規定を置いていた。条約の終了規定に従えば、訴訟が発生した時点 で55年条約はその効果が終了していることになる。しかしながら裁判所は「この条約は永続 的な国境を確立したものであり、(仮に)当事国が条約を終了させようと、その合意により締 結された国境は存続する。国境は一度合意されれば、永続性を有する。さもなければ国境 安定性という基本原則が脅かされることになる」と述べている。これは境界画定条約とそれに よって設定された境界が明確に区別されることを意味している。この区別への批判及び解 釈上の問題については、既に述べている通りである。

以上、境界画定条約についての論点を簡潔に整理した。(前回と比べて)扱った論点が広 範だったので、全体的に広く浅くの感が拭えず、また、それぞれの論点の関係や議論の全 体像もやや見えづらいとの印象を受けたかもしれない。そのため、最後に上記の議論の根 底にあるポイントについてのまとめを試みる。

境界画定条約は、通常の条約と比べて、多くの異なる性格を有している。それは、規律の 対象物、即ち「境界」という物権的問題の性格と密接不可分である。このことは、二つの緊張 関係に分解できるように思われる。第一に、「同意(意思)」と「対象物の性格(客観)」の間の 緊張、第二に、「法(条約)」と「事実(国境)」の間の緊張である。第一の点は、客観的制度を 定める条約が第三国を拘束すると議論されることに象徴されるように、拘束力の根拠を「同 意」に求める一般国際法の規則が、設定される状況の客観性に鑑みて不適当と理解されて いることによる緊張関係である。第二の点は、境界画定条約の終了が国境の存続に影響を 与えないと議論されることに象徴されるように、境界を設定する条約と設定された境界はどこ まで別個の存在とみなすことができるかという緊張関係である。

<sup>62</sup> idid.

<sup>63</sup> 西元「前掲論文(注6)」65-74頁

<sup>64</sup> *idid*.pp.340-341

また、境界は対世的な問題であり、それゆえ、規範的な保護も対世的なものであると考えられるが、一方で、武力行使の禁止や人民の自決権といったその他の対世的な規範的保護が確保されている問題との関係も、境界画定条約の性質の理解をややこしくしていることにも留意しておきたい。

今回は「陸」の境界に関する「条約」の性質を扱った。しかし、同様の議論は、「海」の境界が規律の対象となる場合にも、また、境界に関する「裁判所の判決」の性質が問題になる場合にも、部分的に参照可能である。どれほどの範囲で参照可能かは、前者については陸と海がどれほど「対象物の性格」として同様の性格を有するかという問題について検討することが必要であり、後者については、判決が条約よりも「二者間的な手続」であることや「裁判所の役割や権威」をどう理解するかについて検討することが必要であるように思われる。

## 石塚旦のクソデカ独り言

石塚旦

ガスト全種類食べてみたいなあ

## 出口の大きな独り言 一神メンってなんなんー

年をまたいで2024年になった(なんでこの原稿年越して書いてるんだ)。というこということは関東ではメン齢が皆一つづつ上がったということだ。筆者はついに神メンになってしまった。まったくもって恐ろしいことだ。

さて、毎年この時期になると『神メンってなんなんだ、なんか重いわ』みたいな話がよく話題になる。これまでは自分には無関係だったので『あきらめて受け入れてください』と言っていたわけだが、いざ自分がその立場になるとそうもいかない。まったくもって重すぎる肩書だ。第一老の次が神ってなんなんだ。勝手に神格化するんじゃない。我々は普通の人間だ。老の次がなにかいいのが思いつくのかといえばそういうわけではないが、神ではない気がする。そもそも論として、旧の次が老なのかっていう問題もあるが、確かに運営代が一気に終わると老け込んだ気はするからこれは何となくしっくり来てしまう自分がなんだか悔しい。けど老と神だと飛躍しすぎな気がする。

別に老メンの一年間でそんなにもぎこっか一として、パワーアップしたとは思わない。むしろ先輩たちの強さに打ちひしがれて、後輩の成長に恐怖を覚える一年だった。神といえるほどになるまでには鍛錬不足だとしか思えない。自分が新メンの時に見ていた神メンには、到底なれてはいなさそうだ。神になるにはもう一年ぐらい修行期間を設けてほしい。いっそ僧メンとかにしてほしい。阿闍梨メンとかでもいい。なんかまだ神になり切れてない響きにしてほしいと思う。『菩薩』はまだ悟りが開けていない状態らしいので、菩薩メンとかどうだろう。入道メンとかでもいい気がしてきた。けどまぁどれも定着しなさそうだなとも思う

第一メン齢ってなんなんだ?何年生でもいいじゃないかと思う。けどこれだと2年入会とか留年してる人かがいてめんどくさるなる気もする。ならばoo期でいいじゃないか。『わせけん40期』や『ひよけん26期』とかでいいではないか。けれどこれは国立、四ツ谷、早稲田は同じだからいい(次の新メンで43期)ものの、日吉(次の新メンで30期?)とか駒場(次の新メンで18期?)とかだとずれてきてややこしい。第一筆者は関東の人間なこともあって、関西2研+3支部に関しては今が何期なのかすらわからない。こんな状態ではoo期呼びは定着しそうもなさそうだ、いっそもう国立とか四ツ谷に統一したもので呼んでもいいかもしれない。

こんな感じで特段新しい名称も思いつかないし、学年呼びもoo期呼びも問題があるのでしばらくは神メン呼びなんだろうなと思います。けどやっぱり自分が神メンって紹介されてたり、会議のアプライフォームで神メンの欄を選択するのは気後れする。あと引退する人を"神"にしたほうがきれいな気もするので、だれか"老"と"神"の間の新しい名称を考えてください。

## 編集後記

どうも出口です発行が遅くなってすみません。そういえば自分の後期会議(11月3週目)の時には石塚旦に『早く探求出せや』って脅されてた気がします。それから早2か月弱、この探求に載ってる会議で一番開催が早かった早稲田秋からは4か月近くたっての発行となってしまい、本当に申し訳なく思っております。気づいたら年を越して神メンになってしまいました。『出口の大きな独り言』では神メンという呼称への不満をぶつぶつと言いましたが、仕方なく受け入れてもおります。けどいまだに後輩とかだと呼び間違えるし、田部井さんとかが『超神メン』になってしまうのは何だか寂しいので、しばらくは。。期呼びで僕はやっていきたいと思います。まぁそのうち"神メン"呼びが馴染むようになれるように頑張っていきます。自分のJMUN研究としての任期は実は終わってるので、これが最後の編集になるのかなと思っております。一年間皆様お付き合いいただきありがとうございました。そして一年間この探求の発行に協力してくれた、何山さん、浅岡、せりももの研究4人、そして読者のJMUN会員に最大限の感謝を綴ってしめようと思います。そしてこの探求が将来にも引き継がれていくことを祈っております。

2024年1月14日 JMUN研究担当 出口啓貴

# あなたの情熱を、 キャリアへ繋げよう。

「評価」されるために作り上げた「ガクチカ」なんて、

社会に出れば何の意味もなさなくなる。

大切なのは、あなたが何を志し、何にチャレンジしてきたかだ。

あなたが魅了され、注いだ情熱。

私たちは「あなたの情熱」をキャリアで最大限に活かす、

# 新卒ヘッドハンティングサービス 「エシカル就活」です。

1・2年生も使える

本選考・長期インターン有り

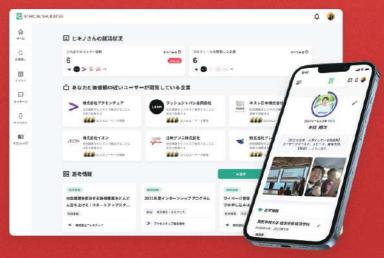


▲エシカル就活



▲ 公式 LINE@

長期インターンの情報収集にも、自己分析や自分の活動整理にも



## 外資系・日系優良企業続々増加中

































※過去掲載企業含む





実際に行なわれている模擬国連の活動にご関心がありましたら、ぜひ日本模擬国連の公式ウェブサイトをご覧ください。

## http://www.jmun.org/

今後とも模擬国連の発展のため、日本模擬国連の機関あるいは事業で主催される模擬国連会議で会議監督を務める皆さんには是非会議記録の寄稿をお願いいたします。

また、日本模擬国連会員の皆様には是非模擬国連研究所、自由寄稿、連載の寄稿をお願いいたします。

寄稿資格者は以下の通りです。

- 1. 日本模擬国連会員
- 2. 日本模擬国連卒業生
- 3. その他、日本模擬国連代表の許可を得た者

寄稿を希望される方、その他のお問い合わせは編集を担当する日本模擬国連代表部研究メールアドレスまでお願いします。

連絡先:research.dept.jmun@gmail.com

本誌掲載の寄稿に示された見解は寄稿者個人のものであり、日本模擬国連代表部あるいは日本模擬国連の見解を代表するものではありません。本誌の内容の無断転載はお断りします。

模擬国連研究雑誌『模擬国連の探求』2023年度会議編

発行日:2024年1月18日

発行者:日本模擬国連代表部